

する所であり(刑法第九〇條乃至第九四條)又此の種の事項を新聞紙に掲載することは國際交誼上避くべきは論を俟たない。然るに我出版物法規の規定は外交に關して云爲するも所謂國交に付ては何等言及する所がない。蓋し國交 national friendship は前掲の如く國際間の友誼關係で一般的のものであるが法に所謂外交 diplomacy とは抽象的一般的なる國際交通關係を廣く指稱するに非ずして、國際間に發生した政治的關係又は國際的交渉に局限すべきものであると解するのが一般社會通念に合致する所であるに信ずる。國交は専ら國際間の條規又は禮讓を尊重する一般的の國家間の交渉であり外交は具體的問題に關する政治的折衝であるが故に觀念上は明に區別すべきものと思ふ。又外交は特種の問題事件に關する交渉であるが爲めに極めて微妙なる關係を有し、間髪を入れざる底の機宜を得る必要あれば、此れに關する事項を飽く迄も密なるを以て尊しとする場合極めて多い。反之國交に關する事項は抽象的であり靜的であり永久的である性質上、特に祕密性を要する場合は極めて尠ない。固より國交を害する事項の公表は國際友誼上避くべきは勿論であるが之は別問題である。出版法が外交の機密に關し公にせざる文書と規定し新聞紙法が外交に關する事項の制限又は禁止と謂ふは決して一般的國際關係の友誼即ち國交に關する事項を總て包含せしむる法意ではない。非禮に亘らざる範圍に於て外國又は外國政府を責むべきは責め批難論評を試むるは當

然認めらるべきである此の種のを制限するに於ては國民は他國家の統治の狀況、元首要路者の批評其の他の論難等に非常な躊躇を感せねばならぬ。さなきだに、國民外交の聲漸く高く官僚の祕密主義は今や時代思想より遠く放擲されんとして居るに際して、國家の守るべき國際禮讓に對して國民迄か如此重大なる言論の抑壓を受けんとするは到底忍び得ない所である。法意も亦決して制禁を茲に及ぼすの精神ではあるまい。果して然りとせば、大正元年外務省令第一號が廣く國交上重大なる影響を及ぼすべき事項としたのは法律規定事項を超躍した誹りを免れないではなからうか。姑く疑問を呈して他日の研究に待ちたい。(註二)

終りに第二七條に基く前記三省令は何れも「當分ノ内」と不確定なる字句を用ひ而かも未だ廢止されずして今日尙有效に存在して居る。法は假令直接の制限なしと雖も、事項自體の性質が一時期的のものなるが故に今日尙其の存在を見るのは花見る人の長刀か然らずんば豺狼の市井を彷徨する態で言論自由の危険は言外である。速かに撤廢すべきものなること何人も認めて異議のない所であらう。

各國の立法例を見るに一般の國交に關する罪は之を刑法典中の規定に見るも我國の如く出版法中に直接規定したものはない。戰時の場合に於ける軍事關係の制限は各國之を認むる所である。

獨逸出版法は「開戦ノ危険アルトキ若ハ開戦中ニ在ツテハ總理大臣ハ公告ヲ以テ軍隊ノ行動及防禦方法ノ公表ヲ禁止スルコトヲ得」(第一五條)と規定し又佛國は這般の歐洲大戰に當り一時效力を有する者として法律を發した。(Loi du 5 août 1914, Réprimant les indiscrétions de la presse en temps de guerre) 之に依れば政府又は軍司令官より指定されたる外動員軍隊軍需品の輸送其の他軍略に關する事項を出版物に掲載するを禁し、米國も間諜取締法(一九一七年)を制定して軍事的行動其の他國防上本國に不利を來すべき凡ゆる行爲を禁ずると共に言論に對しても嚴重なる制限を與へ、英國は又這般の戰時に際し外國人制限法、及該法の委任に依る外國人制限條令(一九一四年九月)、國防法(一九一四年十一月)を制定し等しく祕密漏洩若は軍事行動の阻害等を禁した。然し何れも戰時法たるは勿論である。

(註一) 出版法は軍事外交の機密文書は當該官廳の許可を必要とし(第一八條)軍事の機密に關する文書圖畫は當該官廳の許可を必要とする旨(第二一條)規定した。故に新聞紙法の規定と稍趣きを異にし、機密に關するものは其の出版に必ず許可を要し豫め制限又は禁止せられたる事項に限定しない之と同時に許可を要すべきものは必ず機密に關する文書圖畫なるが故に機密に關せざる程度にして單に國際關係上支障を來し若は軍事上其の公表を好ましからざる程度のもは必ずしも許可を必要としないと言ふ結論に到達すべからう。命令を以て制禁するに於ては普通出版物に對しても新聞紙と一様にか制限を爲し得るが故に新聞紙法と同様の規定を爲すを以て策の得たるものと信ずる。現行法の下に於ては此の點に關し

叙上の如く新聞紙と普通出版物との間に多少の懸隔の存するのは法の不備と言はねばならぬ。

(註二) 此の問題に關し外務省令違反として未だ實際問題の發生を見ないが故に判例の研究すべきものがない。省令は「重大ナル影響ヲ及ホスヘキ事項」とし國交に對して一種の制限を試み其の程度を示したけれども、吾人は外交と國交との差は程度論に非ずして性質論であると解するが故に其の「重大ナル」形容詞は此の問題の解決に何等の光明を與へるものとは思はない。

第六章 行政處分

第一節 概論

行政處分の種類

發賣頒布禁止處分

出版物に對する行政處分は大別して、出版物の發賣頒布禁止、差押及發行の差止とす。發行の差止は出版法に在つては、同法第二條但書の範圍を超越する事項を掲載する雜誌に對して爲され、新聞紙が所定の届出を爲さず又は保證金納付の義務を懈り若は保證金の缺額を補填せずして新聞紙を發行したる場合に對して爲さるるものであつて、何れも其の發行手續違反に對する制裁である。

反之發賣頒布の禁止及差押は其の出版物の内容に違法性を有する場合に對して爲さるる制裁であつて司法處分と全く獨立して行はるる處分である。法は出版物の内容が國家社會の安寧を紊し

風俗を壞亂する虞ある場合に其の著作者發行者若くは編輯者等を處罰する外、出版物夫れ自體の頒布を禁止するの處分を認めた。蓋し國家が有責なる反社會的行爲に對し公法上の制裁として一私人の法益を剝奪するは將來の犯罪を豫防し法律秩序を維持するが爲め當然採るべき手段である。然るに出版物の内容に依る犯罪行爲は違法の内容を複製することに依りて直ちに其の行爲が危険性を有するに至るに非ずして、其の違法の内容を有する複製物を頒布するに於ては法益を侵害するに至るものなるが故に反社會性を有する出版物自體の弘く頒布されるを防止することは同時に違法行爲に依つて惹起さるる害惡の程度を低減することであり且つ一種の社會防衛の手段であることは明かである。故に法は一方に於て反社會性の行爲者に對し一定の刑罰を科すると共に違法性を有する出版物夫れ自體の頒布を禁するが爲め内務大臣に發賣頒布の禁止及差押の權利を認め法律秩序の維持を期した。

故に此の行政處分は其の由りて社會に及ぼしたる危害の性質が主として違法性を有する出版物自體より生じたるものなるが故に若し警察を分ちて對人警察と對物警察とするならば後者に屬すべきものである。又疑なく社會公共に對する危害の防止を目的とするが故に所謂福利警察 *Wohlfahrtspolizei* の範圍に屬せずして所謂保安警察 *Sicherheitspolizei* の範圍に屬する國家の權力作用

なること亦明白である。又更に該警察處分は一定の範圍内に於て内務大臣の決定に依り爲さるべき權限であるが故に所謂裁量處分 *freie Verfügung* に屬し、單に其の處分を行ふと否とを自ら決定する自由を有するに止まらず、如何なる處分を爲すべきか即ち發賣頒布の禁止のみを命するか又は兩者併せ命すべきかを自ら決定するの自由を有するものなるが故に所謂執行處分 *vollziehende Verfügung* と區別するべきである。

届出義務違反若は保證金の納付補填の義務違反等に對し法の認めたる發行停止の警察處分は單に違反行爲者に刑罰を科するのみでは所定の警察義務を強制するに不十分であるからである。而して法は義務違反の場合に「發行ヲ禁止スヘシ」と規定したけれど此の處分は發賣頒布の禁止と同じく執行處分に非ずして裁量處分であると解する。出版法第三四條に依る出版差止め亦文理解釋上及其の性質上裁量處分なること明かである。

茲に所謂行政處分殊に發賣頒布の禁止及差押は、各國出版法制に於て獨逸に稍類似の規定を發見するに止まり、我法制の特異な點であるが、我國に於ける法の沿革上最も早く此の規定の顯はれたのは明治八年の出版條例である。同例第四條に曰く「草稿又ハ納本ヲ検査シテ世治ニ害アル者ト認ムルトキハ其出版又ハ販賣ヲ禁シ或ハ刻板ヲ毀タシムルコトアルヘシ」と。然るに最も誇々

發賣頒布
禁止處分
と規定の
沿革

の論を爲し動もすれば罅を逸し易い新聞紙に對し同年の新聞紙條例には此の點に關し何等の規定を見ないのは一見頗る奇に感ずるが、蓋し同條例は其の發行に所謂許可主義を採つたから多く此の必要を見なかつたのであらう。明治十六年改正新聞紙條例は一方に於て許可主義を採ると共に一方に於て記載事項が「治安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スル者」と内務大臣に於て認めたる場合は其の發行の禁止若は停止を命し(第一四條)且つ其の新聞紙を差押へ又は發賣を禁止其の情重き者は印刷器を差押ふものとした。(第一六條)明治二〇年の新聞紙條例は届出主義を新に是認すると同時に行政處分に付ては同一方針を採り、同年改正出版條例は内務大臣の發賣頒布禁止權を明定した。(第一六條)斯くて明治三十年の新聞紙法の一部改正ありたるとき初めて發行禁止を廢すると同時に別に内務大臣の發賣頒布禁止權を明定し今日の新聞紙亦之を踏襲したのである。

以上示す如く我が法制に於ては久しく内務大臣に新聞紙の發行禁止若は停止の警察處分權を認めて來た。言ふ迄もなく、發行禁止は新聞紙が同一題號の下に於て發行を繼續するを將來に向つて禁止するものであつて即ち新聞紙の死刑處分である。従つて言論の自由は脅威を受くること夥しく輿論民聲を壅塞すること之より大なるはない。かかる生殺與奪の權を行政官廳の裁量處分に委するは文化の向上を翹望し言論の自由を尊重する文明國の國是と相背馳するものであり且つ況ん

や往々にして其の權力濫用の弊あるに於ては一日も其の存在を是認すべきでないといふ主張論難は久しく唱導せられた所であつたが、幸にして此の説容れられ明治三十年法律第九號を以て發行禁止の權を行政權より司法權に移し且つ發行停止は之を廢止した。後年日露講和條約に際し國論沸騰して遂に東京に不祥事の勃發を見るや當時の政府は緊急勅令第二〇六號を以て再び行政處分に依る發行の禁止及停止を認めただけれど議會の承諾を求むるに先立つて勅令第二四二號を以て之を廢止した。

更に外國立法例を一瞥したい。佛國は良俗を壞亂する文書圖書に對しては比較的嚴重なる取締を爲し此の種のものには行政處分を以て差押 *Saisie* を爲すを認めた。但し其の破毀 *Destruction* は其の司法處分に依りてのみ命令される。(一八九八年五月十六日法律第一條第二項)又外國に於て發行したる新聞紙雜誌に對しては法は閣議の特別決議 *decision spéciale délibérée en Conseil des Ministres* に依り其の頒布を禁し得る外或一號限りの頒布禁止は内務大臣の單獨の權限に屬する。其の他一般には頒布の禁止を認めず又差押も裁判判決の結果に由るを原則とした。(出版法第一四條(第四九條參照)獨逸出版法も亦發賣頒布禁止の處分は一般に之を認めない唯帝國外に於て發行する定期刊行物にして一年以内に二回以上刑法第四一條及第四二條(出版物の内容に依る罪)に依り有罪の宣告を受けたるときに限り其の宣告

確定後總理大臣は公告を以て二年間當該刊行物の頒布を禁止することを得るものとしたるに止まる。(第一四條)而して差押に付ては或る場合に限り裁判判決に依らざる差押 *Beschlagnahme* を認めたる(第二三條及前掲一九二一年八月二九日大統領布令の第一條第一項に基く停止條件を具備する場合)但し此の差押は假差押であるが故に裁判所の差押廢棄の決定あるか若は差押命令の消滅したる場合は必然解除せらるべきものである。其の規定の詳細は後述する所に譲りたい。埃國出版法亦警察官若は檢事の假差押を認むると同時に裁判判決に依り有罪の宣告ありたるときは當該印刷物の發賣頒布を禁止すべき旨規定し、大體は獨逸法と相異なる所がない。(第二六條)伊國出版條例は曾て出版物の假差押を認めたが一九〇六年六月の法律を以て之を廢止し總て判決に依るに非らざれば差押を爲すを得ざるを原則とし、風俗壞亂の文書に對してのみ例外として假差押を認めた。白耳義法は差押其の他出版物に對する處分に關しては出版法規上何等明言する所がない。英國刑事誹謗法は誹謗文書に對し判決に依る差押を認め又猥褻刊行物法は風俗紊亂の出版物に對し假差押を規定し、米國郵便法は法令違反の出版物に對し其の受理又は郵送を禁止し、又各州は概ね風俗壞亂の出版物に對し假差押の規定を設けた。

要之發賣頒布の禁止は殆ど外國立法例に於て其の類を求め得ざる所であつて差押の如きも外國

行政處分
差押

行政處分
自由
と言論の

立法例の規定する所は假差押の性質を有し裁判判決に依るに非ざれば其の廢棄又は保持が確定しないのであるが、反之我國法に所謂差押は全然司法處分と獨立した一個の警察處分であり且つ其の解除に關して何等規定する所を見ざるが如きは他の立法例と超ゆべからざる溝渠を有するものであるが故に比較すべくもない。出版物の内容に依る犯罪に對し社會防衛の手段として一方に其の行爲者を處罰すると同時に犯罪物件たる當該出版物の頒布を禁止し以て社會の蒙るべき害の程度を輕減することが行政處分の存在の理由であらうし、且つ是認すべき幾分の理論を有する事は茲に否まんとするのではないが、廣き範圍に於て發賣頒布の禁止を認め且つ行政處分としての差押を認むるが如きは言論の自由を尊重し個性の發揮民意の歸趨を察知する上に於ても非常な障礙とならぬであらうか、何物かを求めて常に向上發展しつつある人心や「思考の上に於て何人も帝王たり得る」人間の思想は鬱勃として何處にか迸り出でんとする意慾を有して居るものなるが故に、之に相當餘裕のある捌け口を設け、其の思慮する所、其の信ずる所、其の求めて欲する所を發露し發散せしむるに忌憚なからしむる事が却つて民衆をして鬱せしめず躑躅せしめず不平なからしめる策ではなからうか、人類の幸福と自由を追隨する使徒の當然採るべき途でなからうか。而して其の捌け口を何處に緊約すべきかが蓋し其の難問の鍵鑰であるが故に識者の十分なる考慮

を要する點であらねばならぬ。

第二節 發行(出版)の差止

第一項 新聞紙の發行差止

發行差止の權限

我新聞紙法は多くの立法例に於て見る如く新聞紙の發行に當り一定事項の届出を必要とし其の變更に關しても一定期間内に同様の手續に依り届出づべき義務を規定した。(第四條乃至第六條)又時事に關する事項を掲載する新聞紙は其の發行に當り一定の保證金を納付するを要し、保證金に缺額を生じたるときは又一定期間内に之を補充するを要するものと規定した。(第一二條第一六條)法は此の警察義務違反に對しては警察罰を以て莅む(法第三〇條)と同時に義務強制の方法として發行差止の警察處分を認め且つ此の警察處分の違反に對して又更に警察罰を科した。(第三四條)發行の差止命令は管轄地方長官の權限に屬し完全なる義務の履行即ち正當の届出を爲し又は保證金を納付若は補填する迄で有效なものである。而して其の警察處分は執行處分に非ずして裁量處分と解すべきこと前掲の通りである。蓋し届出義務殊に變更の届出の如きは過失に依り違反を生じ易く又所謂時事に關する事項の如きも其の解釋の錯誤に由り保證金を納付せずして掲載すること想像に

難からざる所なるが故に其の義務違反ありたる場合に當然警察處分を爲すべきものと爲すは立法の精神に悖るものと信ずる。管轄地方長官の専ら自由裁量に屬し當事者に對する警告其の他の事實行為が當然其の間に存在し得るものと確信する。

差止の原
因

本條に所謂「届出ヲ爲サス」とは無届發行若は所謂秘密發行の意であつて會員組織に依る發行若は謄寫版刷を特定人間に頒布するが如き場合に最も多く其の實例を見る所である。此の種のものも新聞紙たる要件を具備するに於ては當然本法の適用を受くべきものなること曾て述べたる所である。又「届出ヲ爲スモ實ヲ以テセス」とは事實上届出事項と異りたる行為を爲したる場合であつて例へば届出でたる發行所若は印刷所と異りたる發行所印刷所に於て事實發行し若は印刷したるが如き場合を指稱するもので、所謂虚偽の届出である。保證金の填補を爲すべき最も普通の場合には(イ)第一二條の規定に依り保證金は發行所所在地及發行所所在地の人口等に由り其の金額を異にするが故に發行地の變更若は人口の増加に依り缺額を生じて来る。(ロ)發行人編輯人が其の言渡されたる罰金若は刑事訴訟費用を一定期間内に完納せざる場合に於て檢事は保證金の全部又は一部を以て之に充當し得るが故に(第一六條)かかる場合も亦缺額を生じ得る。保證金の補填に關しては法に何等の猶豫期間を設けなから立法上其の期間の存置は相當考慮さるべきものでなから

うか。此の地方長官の警察處分は單に發行の差止であつて、之に違反して發行したる場合は行爲の處罰を措きて別に出版物夫れ自體に對する行政處分はない。従つて其の違反出版物に對し差押若は頒布の禁止を爲し得ざるは明かである。

形式的要件の不備
と差押

我國の立法では届出義務違反に付ては上述の如く發行差止を認むるが形式的要件の不備若は納本義務の違反等に對しては發行の差止若は發賣頒布の禁止差押等の行政處分を行はない。單に刑事罰を科するに止まる。反之獨逸法は(イ)出版物に印刷者出版者若は著作者の住所氏名を記載せず若は虚偽の記載を爲したる場合(ロ)定期刊行物に責任編輯人の住所氏名を記載せず若は虚偽の記載を爲したる場合等の形式的要件の不備に對し法は裁判判決に依らずして之を差押ふべきものとしたるは異例に屬する。

第二項 雑誌の出版差止 (出版法第(三四)條)

新聞紙其の他の所謂定期刊行物は新聞紙法に準據するを原則とするも専ら學術技藝統計廣告の類を記載する雑誌は出版法に依りて出版し得ることは同法第二條但書の規則の認むる所である。併し乍ら以上列記の事項の範圍を超越したる事項を掲載したるときは内務大臣は出版差止の警察

處分を爲し得る。此の場合に法は之が刑罰規定を設くるの途に出てずして其の制裁處分として出版差止を規定した。此の行政處分も亦新聞紙に對するそれと同じく執行處分に非ずして裁量處分なること明かである。而して出版の差止命令ありたる場合は新に新聞紙法上の手續を履行して新聞紙として發行するは格別然らずして出版法に準據しては一個年後に非ざれば更に出版するを得ない。一個年經過後は第二條規定の範圍外に及ぶも可なるの法意でないことを俟たぬ。假令其の範圍内の事項に限定するも一旦差止命令を受けたる以上は一個年間は出版法に依り出版するを得ない。差止期間に關しては自由裁量の餘地もない。新聞紙と異りて、差止命令が内務大臣の權限に專屬することが最も注意に値する。

第三節 發賣頒布の禁止 (新聞紙法第二三條、出版法第一九條)

第一項 概 説

出版物の發賣頒布は我國法の最も特殊なる點であつて曾に法文の解釋上研究に重大なる價值を有するのみならず立法上最も考慮を拂はねばならぬ點である。我國現今の法律思想や社會状態に鑑みて出版法論の眞髓を爲し改正論の中核を成すものは此の行政處分に外ならぬ。蓋し出版物の

發賣頒布禁止は發行者に於て財産權の非常な制限であると同時に言論の自由に對する脅威であり不安である。故に撤廢論者は曰く「假令憲法上言論の自由を保障するも固より法律の範圍内に於て許容さるべきものなるが故に無羈束放肆は一國の安寧進運を阻害する虞ある事は之を認める。相當の障壁を設けて其の奔逸する所を御せんとするは首肯するに吝でない。然し我立法例の示す如く出版犯罪の行爲者に一定の刑罰を科して以て社會法益の侵害に對して之に酬ゆる所あるに止まらず進みて單純に犯罪を構成することあるべき出版物に對し其の頒布を禁し個人に重大なる財産上の損害を與ふるが如きは、遠く取締の精神を逸し言論の自由を蹂躪することは是れより大なるはない。況んや行政官廳に此の重要な處分を委し其の認定する所に從つて輕々に決定し去らるる如きは果して那邊に憲法の保障在りやと疑はざるを得ない。出版犯罪に對して裁判判決を以て其の行爲者を處罰すれば事既に足る。尙且つ司法處分と全く獨立したる頒布禁止並に差押を認めんとするは新聞紙の保證金制度と同じく全く封建制度專制政治の遺物であると言はねばならぬ」と。而して之が反對論の最も強き主張の理由は「出版犯罪に對して行爲者自體を處罰するは國家刑罰權より國家社會の法益を保護する上に於て固より其の然るべき所であるが、出版犯罪は他の一般犯罪と異りて著作し印刷されたことに依りて直ちに社會公共の法益を侵害するものではなく

反社會性の記事を有する出版物の頒布に依つて危害を生ずるものである。而して司法處分の結果犯罪物件として出版物を差押へ又は沒收すべきものとせんか徒らに時日を経過して到底所期の目的を達するを得ない。故に社會公共の法益を侵害する虞れある場合は迅速に之を社會より隔離する必要があるが故に行政官廳の處分に託し以て法益の侵害を豫防せんとする趣旨である。社會法益の保護と豫防警察の目的より、個人の財産上の損害は亦已むを得ない、併し乍ら元より個人の權利に加ふる重大なる制限なるが故に慎重なる考慮を必要とし只處分の迅速を計るに急なるは立憲思想の許さぬ所であるが故に法も其の慎重と統一とを期する爲め此の行政處分を地方行政官廳に認めず専ら内務大臣の權限とした。今や國家組織の基調を破壊せんとする主義思想の宣傳は雜利の如く各國を苦惱せしめ惡鬼の如く狂ひ廻はつて居る。此の現在の社會狀態に對し單に刑罰を以て莅むも徒らに其の足跡を追ふに過ぎない。發賣頒布禁止の行政處分を伴ふに非ずんば能く其の取締の目的を達し得ぬであらう」と言ふに在る。立法論は他日に詳細を譲りたい、唯茲に一言したいのは、理想を追求するに忠實なるならば勿論前説を採るべきである。而して所謂過激思想排すべく剪るべしと雖も印刷物の發賣頒布禁止に依つて其の目的を達し得るとしたならば迂愚亦甚しいと言はねばならぬ。思想の芽生えは劔や力を以て剪除し得る筈がない。所謂「思想は思想を以

て」の標語は思想政策の金科玉條であるならば法の規定を以て對峙せんとするは——尠くも此の行政處分を以て降魔の利劍と思惟するならば由々しい過誤である。行政處分論は先づ斯うした諒解の下に講究の第一歩を起さねばならぬと思ふ。

現行法の規定に依れば發賣頒布の禁止處分は出版物の内容が安寧秩序を紊亂するか若は風俗を害するものと認められたる場合に行はれる。(新聞紙法第二三條 出版法第一九條)而して此の處分は單に新聞紙法出版法施行區域内に於て發行せられたるものに對してのみ行はるるに止まらず、其の施行區域外即ち外國及殖民地に於て發行せらるる出版物に對しても行はるる。加ふるに新聞紙雜誌に在りては或る場合に於て將來に向つて施行地域内に輸入又は移入を禁し得るものとする。本項では其の處分の理由である安寧秩序の紊亂と風俗の壞亂とに就て主として研究の筆を執りたいと思ふ。

第二項 安寧秩序紊亂の意義

新聞紙法は「安寧秩序ヲ紊亂シ」とし出版法は「安寧秩序ヲ妨害シ」と規定したが要するに同意義である。抑も安寧秩序とは何ぞや、紊亂と謂ひ妨害すと稱するは何を意味するや蓋し空漠な捕捉し難い用例である。曩に述べたる如く、方今新聞紙法出版法改正の論朝野の間に頻りに喧傳されて

用語の不

居る。其の論陣を張る者の學者なると出版業者なるとを問はず齊しく其の銳鋒を向くる所は此の「安寧秩序の紊亂」である。曰く「發賣頒布禁止の如き、言論の自由に至大の關係を有し財産權の重大なる制限である處分を爲すに當り如斯茫漠たる用語を以てし極めて廣き認定の範圍内に行政官の自由裁量に委するは吾人文化生活の不安なる、想像するに難くない。行政處分の廢止論は姑く措くも、尠くも明確なる標準を設定し處分の準據と爲さねばならぬ」と、其の説示する所全然首肯すべきである。何か果して安寧秩序紊亂なるやは容易に局外者の窺知するを得ざる所にして而かも其の認定は全然官廳の權限に存する。加之該行政處分は現行法上行政訴訟を認められざるを以て一旦其の認定する所に依り處分せらるるや何等救濟の手段がないから、言論の自由は常に不安裡に彷徨するものと言はねばならぬ。立憲治下に在つては蓋し「妖物」たる譏は免かれぬ。若し之に代るべき明確な用例がなければ尠くとも所謂安寧秩序の紊亂を具體的に明示すべきが當然な法律思想の要求であらうと信ずる。「安寧秩序の紊亂」の意義を闡明する道程の一として我立法例を溯り其の變遷の跡を追つて何等かの曙光を索めんと欲する。惟ふに出版警察に所謂許可主義を採りたる時代に在つては、取締規定が細微に亘つて存しなかつたことは當然の歸結である。明治二年創めて出版條例の設定を見るや掲載制限事項を設けて「妄リニ教法ヲ説キ人罪ヲ誣

用語の沿革

告シ政務ノ機密ヲ洩シ或ハ誹謗シ及淫蕩ヲ導クコトヲ記載スル者輕重ニ隨テ罪ヲ科ス」と規定したが、教法の妄説の如きは當時の社會状態に於て公安を害したものであつたかも知れない。五年の改正に於て「妄リニ成法ヲ誹議シ」と爲したる規定と共に今日の思想に照し珍奇とすべき事項である。明治六年初めて新聞紙條目制定せられ禁止事項を列擧すること出版條例と略々其の趣を一にして居るが「政治ノ妨害ヲ生セシムルコト」「衆心ヲ動亂シ淫風ヲ誘導スルコト」を禁じたるが其の用例稍々参照すべきものがある。次で八年の改正に當り國家社會の平和を妨害する事項は漸く詳細に亘りて規定するに至り「政府ヲ變壞シ國家ヲ顛覆スルノ論ヲ載セ騷亂を煽起セントスル者云々」とし今日所謂朝憲紊亂事項を擧げ又別條に於て「成法ヲ誹毀シテ國民法ニ遵フノ義ヲ亂リ云々」と規定し所謂秩序紊亂に該當する條項を設けた。明治八年の出版條例は初めて發賣頒布の禁止處分を認め其原因として「世治ニ害アルモノト認ムルトキ云々」と規定し極めて概括的な標準を示したに過ぎない。然るに明治十六年新聞紙條例に大改正を行ふや、行政處分と司法處分とを截然分ち、而して内務卿に發行、發賣頒布の禁止及差押を認むるに當り其の處分を行ふは其の掲載事項が「治安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノ」と認めたる場合なりとし、別に「政體ヲ變壞シ朝憲ヲ紊亂セントスルノ論說ヲ記載シタルトキ」は一定の司法處分を規定したること畧々現行法の

規定並形式と髣髴して居る。以下數度の改正行はれたるも要するに此の點は大體に於て各立法例の襲ふ所であつた。唯明治三十年の一部改正に於て發行禁止の行政處分を廢したる結果發賣頒布停止を爲し得る場合は軍機軍略に關する差止命令違反、政體變壞若は朝憲紊亂事項及風俗壞亂の三種に止まり、發行禁止の爲め發賣頒布の禁止を爲し得たる「治安妨害」は無雜作に削除せられた。従つて此の改正後現行新聞紙法に至る迄の期間は我國に於て恐らく最も取締の寛假された時代であつたであらう。何となれば以上三點に於てのみ發賣頒布の停止を認められたるに過ぎず、一般的抽象的な「治安妨害」に依る禁止處分は影を沒したからである。且つ其の處分も禁止に非ずして停止に留まり差押も假差押であつて何れも告發を爲したるときに限り之を認めたに過ぎない。一部改正ではあつたが三十年の此の法律第九號は我國としては言論の自由を極端な苛酷から桎梏せしめた最も光輝ある功勞者と言はねばならぬ。然るに明治四二年の現行法に至つて再び逆行したのは如何なる原因であつたか、立法機關の眞意を諒解するに苦しむ所である。新思想の勃興と個性の目覺めが動もすれば奔逸せる筆端に現はれて餘勢治安を紊る虞れあつた爲めでもあらうか、孰れにせよ現行法制定の必要は出版法と權衡を採り併せて發賣頒布の禁止處分を爲す爲め概括的抽象的規定の必要を感じたことが其の最も重要な一點であつたことは否む餘地がないやうに思

はれる。

以上縷叙せる如く我が立法例では「安寧秩序」は現行出版法に於て最も早く用ゐられ新聞紙法は「治安妨害」と謂ひ「社會秩序の壊亂」(三〇年法律第九號第三〇條)と稱し來りしが現行新聞紙法に及んで「安寧秩序」を持ち來つて出版法の轍を覆んだ。然し乍ら治安、社會秩序、安寧秩序何れも雲霞臚乎として捉え難い事は則ち一である。

又新聞紙法第四一條に規定せる「安寧秩序ヲ紊シ」に對し大審院の下したる判決を見るに、其數多き判例も依然として明確なる解釋を吾人に與へない。判例は屢々「公共ノ平安ヲ害シ社會ノ組織ヲ攪亂スルノ虞アル記事」(大正四年九月判例)若くは「公共ノ平和ヲ破壊シ社會ノ秩序を紊亂スルニ足ルモノ」(八年判例)等の語句を繰り返して居るが、是れ只安寧秩序を稍々文理的に分解したるに止まる。且つ從來の判例は所謂社會組織の紊亂に當りて其の手段方法に關し言及する所なく苟しくも社會公共の平和を紊るに於ては安寧秩序の妨害なりと認め來つた如くであるが、最近十一年四月四日の新判決に依るに「單ニ現行制度ノ不備社會組織ノ缺陷ヲ指摘シテ之ヲ攻撃スルニ止マリ何等不法ノ手段ヲ用キス、又ハ急激ニ之ヲ變更センコトヲ試ムルモノニアラサルトキハ假令其ノ記事カ社會ノ現狀ニ不滿ヲ懷キ而カモ其ノ前提ニ判斷ノ誤謬アリ事實ノ誇張アリテ其ノ措辭亦多少矯激

大審院判例の解釋

安寧秩序の意義

ニ涉ルモノアリトスルモ現時社會狀態ノ安定ヲ破壊スル虞ナキ限り未タ以テ安寧秩序ヲ紊ルモノト謂フコトヲ得ス」とした新判例は取りて以て直ちに行政處分に付ての安寧秩序紊亂に利用し得ないが、「安寧秩序紊亂」の解釋に尠くも一條の光明を與へたものと言はねばならぬ。要するに安寧秩序と謂ひ「紊る」と稱することは其の語自身が抽象的包括的であるが故に直截的演繹的判斷を下すことは到底困難である。唯出版取締法の精神を經とし言論自由權を緯として歸納的に解釋を試むるの外はない。

(a) 先づ茲に所謂安寧秩序は單に判例に所謂社會組織のみの攪亂や社會の公安のみの妨害を指稱すべきではない。刑法學者は騷擾罪や、治安妨害罪犯罪煽動罪を稱して社會の公安(Der öffentlichen Frieden der Gesellschaft)に對する罪とし、此の罪に依りて害せらるべき法益は特定の一個人にも屬せず又國家にも屬せずして不定多數の民衆より成立する社會に屬するものと爲すを常とする(フオン、ピルクマイ)然し乍ら行政處分に付て謂ふ安寧秩序は如斯所謂社會の公安に限定するならば甚だ狭きに失すること明かである。廣く國家の法益をも包含すべきものと稱すべきである。故に(第一)我國體の觀念民族的精神の上より皇室の尊嚴を冒瀆すべき事項は國家並に社會の法益を害するものと認めねばならぬ。何が皇室の尊嚴を冒瀆すべき事項なりやは司法處分を論ずるに當

尊嚴冒瀆事項

りて詳述したい。要するに天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太孫其他の皇族又は神宮若は皇陵に對し不敬に亘る事項は我が建國の歴史、國民的信仰の上から國家の法律秩序を妨害するものと認むべきが穩當であらう。然し乍ら嚴格な文理解釋から見れば安寧秩序の妨害に皇室の尊嚴冒瀆を包含せしむるは稍々困難の點があるから、立法論としては別に規定するを可とする。出版法規に於ては皇室の尊嚴冒瀆を規定したのは明治三十年法律第九號新聞紙條例の一部改正に於ける第三二條を以て嚆矢とする。出版法及明治三十年前の新聞紙條例には之を見ざる所である。現行新聞紙法に於ても單に刑事罰の場合に見るのみである。蓋し筆端の餘勢茲に及ぶが如き場合は從來殆ど豫想する必要が無かつたか若は事項の性質から陽に法律制裁を以て之に莅むことを避けた爲めであらう歟、國民思想の變遷せる現今では此等の考慮は當然捨て去るべきであつて、法の明文を設くるを以て可なりとすることは前述の通りである。(第二)國體を變壞し又は朝憲を紊亂せんとするか如き所謂國家の法益を侵害すべき事項は亦安寧秩序の紊亂に包含さるるものと解すべきものと信ずる。朝憲紊亂の意義に關しては司法處分の項に於て論述したい。茲に吾人の曰はんと欲するものは所謂安寧秩序は單に不特定多數の民衆よりなる所謂社會の安寧平和のみに限局すべきではなく法人としての國家の法益の保護換言すれば學者の所謂國家の存立 (Ordnung)

朝憲紊亂
事項

Bestand des Staates)に關する安全も亦當然含まねばならぬ。安寧秩序の文理解釋上獨り國家の存立に關する安全を排除すべき理由毫も存せざるのみならず、不定多數の民衆より成立する社會の法律的安全の状態及法律的安全の感覺を攪亂する事項が頒布禁止の處分に依りて社會より隔離すべきものとすれば、國家の存立を危ふする事項の傳播も亦當然防止されなければならぬ。例へば具體的事實に付て考察するに吾人の所謂國家の存立を危くする事項とは例へば無政府主義共產主義其の他過激なる主義を謳歌宣傳し其の實現を慫慂するが如き、又は立憲制度打破を叫び或は君主國體を變改し共和國體と爲さんとする主張の如き孰れも我が國家の存立を危くするものと言はねばならぬ。第二に述べたる所は要するに朝憲紊亂の範圍を出でないが、以上は單に概括的の説明に過ぎない。更に仔細に其の意義を鮮明ならしめんとせば疑問は疑問を生んで底止する所を知らないであらう。例へば既に朝憲紊亂とは何ぞやに關しても抑も學說紛糾して居る。又無政府主義共產主義とは如何、學者、思想研究家の説く所必ずしも一致しない。宣傳とは如何、學術的研究も尙且つ包含せらるるや等數へ來れば疑義愈々百出するであらう。詳細は後説に譲りたい。(第三)に安寧秩序は前述せる社會の公安を包含して居ると解すべきであり又最も問題の生ずるのは所謂社會公安の紊亂であらう。抑も吾人が社會に生存し平靜に其の生活を爲す所以は國法に依

公安紊亂
事項

りて認められたる権利が安全に保護せられ法律秩序が障礙を受くる事なく存続すべき豫想があるからである。此の法律的安全の意識又は法律秩序を維持する力に對する信用は社會の公安の維持に必須であつて、其の意識若は信用の動搖障礙を來すべき原因は排除せらるべきである。而して茲に謂ふ公安は不定多數の民衆の法律的安全の意識又は信用であるが故に、依りて害せらるべき法益は特定の一個人にも屬せず又國家にも屬せず全く不特定多數の民衆よりなる社會に屬するものである。換言すれば法が安寧秩序の紊亂として制裁を加ふべきものは其の影響が特定個人に止まるべき權利侵害に非ずして公共の不安、公衆の恐懼 (terrorem populi) を惹起すべき事項でなければならぬ。故に例へば特定個人の生命身體自由財産等に對する暴行脅迫の類は茲に謂ふ所の安寧秩序の紊亂ではない。出版物に掲載されたる言論が社會一般民衆の法律的安全の状態又は感覺を攪亂するものでなければならぬ。然し乍ら人の身體財産に重大なる危害を加ふべきことを以て公衆を煽動するが如き行文は或る不特定多數の民衆の平安を打破するものなるが故に其の影響は特定個人間に止まらずして所謂安寧秩序を攪るべしと雖も例へば人の惡事醜行を摘發し之を罵倒し其の逮捕を求むるが如きは他の法禁に觸るゝは格別安寧秩序を害する記事として出版物の發賣頒布を禁止し或は刑事罰を加ふべきものではない。(二年大審院判例)

又曩に述べたる如く判例は新聞紙法第四一條に所謂安寧秩序に對し之を説明するに屢々「社會ノ組織ヲ攪亂スル」と謂ひ「社會ノ秩序ヲ紊亂スル」と唱へ「紀綱ノ整肅ヲ破壞攪亂スヘキ」と稱し(八年六月の判例)來りたるも其の意義は甚だ不明瞭である。社會の秩序若は組織は要するに吾人の經濟生活上の秩序組織の範圍を出でないであらう。果して然りとせば其の秩序組織は恒久的不變のものではないから合法的手段に依る其の變革は是認さるべきであつて皇室の尊嚴冒瀆や朝憲紊亂と同一に論し得られない(後掲參照)。唯々其の手段方法に違法性を有するや否やの問題に歸着する。故に苟しくも「社會の組織」の變革が常に必ず安寧秩序を紊亂するものと斷するを得ない、同時に茲に所謂安寧秩序の紊亂は其の攪亂さるべき目的物が「社會の組織」又は「社會の秩序」に限定さるべきではない要は單に社會の公安即ち民衆の法律的安全の状態又は感覺が障礙されたるや否やに存する。故に例へば新聞紙が事實を報導するに當り虚偽を以てし又は著しく事實を誇張龐大して人心を惑亂し以て重大なる社會の不安民心の杞憂動搖を來さしむる如き場合は或は直接社會組織を攪亂せしめないかも知れぬけれど茲に謂ふ公共の安寧を害するものと謂はねばならぬ。

(b) 以上は安寧秩序に關する大體の觀念であるが、次に當然考究さるべき問題は其の法益を侵害すべき手段方法、換言すれば法に所謂「紊亂」若は「妨害」の意義である。之は朝憲紊亂に於ける

紊亂と同意義であるが故に詳細は其の項に譲りたいが、學者の通説は不法なる手段を以て之を破壊するものとし、合法なる手段に依る變革乃至打破は未だ以て公安の妨害と謂ふを得ないとするものの如くである。安寧秩序の妨害に關して下されたる判例は從來此の點が明かでなかつた。然るに前顯十一年四月の判例は新なる解釋を試み「單ニ現行制度ノ不備社會組織ノ缺陷ヲ指摘シテ之ヲ攻撃スル」に止まるものなるに於ては假令言辭多少矯激に渉るも「何等不法ノ手段ヲ用キヌ又ハ急激ニ之ヲ變更セムコトヲ試ムルモノニアラサルトキハ」未だ以て現時狀態の安定を破壊するものではないとした。要するに不法なる手段と急激なる變更とが社會の平靜を破るものとした様である。

手段の合法不法

惟ふに尠くとも本條に所謂「妨害」又は「紊ル」の意義は其の手段の合法不法又は打破の緩急を標準として一概に斷定し得べき者ではない、攪亂さるる對象に依つて必ずしも不法なる手段に依らざる場合と雖も國家若は社會法益の侵害となり得るであらう。吾人は皇室の尊嚴を冒瀆し及朝憲に對し紛亂を試みむとする事項は國家に對する重大なる法益の侵害であるが故に冒瀆又は紛亂の手段が合法なると不法なるとを論せず場合に依つては法に謂ふ所の安寧秩序を紊るものであると信ずる。故に假令單に價值判斷を下す場合に在つても批判の範圍を超脱して政治の基本的組織を

紛更せしむるの言説は合法的手段に訴へて行はんとするも將又漸進的變化を希望するも最も多くの場合安寧の紊亂となるであらう。例へば民主共和國となすべしとの論は合理的方法に依つて實現せんとするも認むべきに非らざること勿論である。反之所謂多數民衆の法律的安全の状態又は感覺の打破は最も多くの場合其の手段が暴動騷擾等の不法手段に依つて招來せらるるものと謂ひ得るであらう。換言すれば社會の法益を害する場合に於ても多數民衆の不安即ち公共の恐怖を惹起せざる程度に於ては未だ以て安寧秩序の紊亂と謂ひ得ないであらう、故に前顯判例の如く現行制度の缺陷や社會組織の不備を痛撃するも革命的改進を試みんとするにも非ず又暴動を煽動し又は其の直接行動に訴へて行はんとするにも非らざるに於ては、未だ社會公共の恐怖不安を惹起するものと稱するを得ない。例へば資本制度の撤廢を叫び其の手段として労働者の鞏固なる團結を主張するが如きは依りて以て公共の平和に脅威を受くるものとはならぬ。

要之安寧秩序の妨害又は紊亂は法の規定自身に於て用語不明瞭なるが故に的確な直截的な解釋を下すことは頗る困難である。前段吾人の述ぶる所も畢竟するに程度論に歸着するの不潔癖を免れない。殊に社會の公安を攪亂する場合は果して社會民衆が其法律的安全や感覺を打破せられたる程度の者なりや否やに依つて決するが故に新聞紙に掲載せられたる言説の措辭筆端若は其の當

公共の不安を惹起する程度

時の社會環境と重大なる關係を有する。故に例へば這般勃發せる米騒動の如き社會状態が緊急に險惡なる場合に於ては平時何等の顧慮をも要せざる事項と雖も或は民心の動搖不安を招く虞あるやも計られない。又安寧秩序を妨害するや否やは全く客觀的に定むべき者なるが故に例へば窮迫せる生活状態の爲め暴動の勃發は目睫の間に在る事實を叙し其の救済保護を當局に警告するの趣旨に出て他意あるにあらずとするも其記事自體が多衆の心理作用を刺激挑發し爲めに公共の平和を破壊するに於ては安寧秩序の紊亂となるであらう。(八年一月、同年六月大審院判例其の他同趣旨判例多し) 故に又他の新聞紙其の他の出版物より轉載し且つ其記事を論評詰責するの目的であつても、又假令學究的研究の目的であつても將た何等警察處分に附せられなかつた演說唱歌の類であつても果して安寧秩序を紊亂する者なりや否やに付ては當然行政處分を阻却する原因とはならない。(四四年六月大審院判例) 同様に安寧秩序を紊亂すべき記事は其の言語文章が直接に安寧秩序を害すべき事項を表明したる場合は勿論安寧秩序を害すべき事項を言外に包藏することが其の言語文章に依りて之を推知し得べき場合をも包含するは明かである。(二年大審院判例) 乍然、専ら特定個人に關する不安恐怖の惹起や本法の施行區域外の區域に關する公安の妨害は最も多くの場合に於て其の施行區域内の安寧秩序紊亂とはならぬであらう。例へば朝鮮に於ける安寧の妨害が直ちに且つ當然本國の

安寧秩序を妨害するものとはならぬ。帝國の朝憲を紊亂し又は國民の治安に重大なる影響を有するに非らざれば未だ以て本國の治安に害ありとは爲し得ない。又掲載事項を受け入るべき公衆の準備と重大な關係を有するが故に今日の公衆の感覺意識等に於て大なる不安を與ふべき事項と雖も時間の經過や感覺意識の變遷推移と共に必ずしも既に不安を惹起する虞なきやも計られないであらう。要之安寧秩序の紊亂は事項の性質、手段方法の正不正、掲載の動機目的等を要素とした性質論ではなく寧ろ程度問題に歸着し而して其の程度は前掲各種の標準を以て律すべきものと信ずる。

第三項 風俗壞亂の意義

發賣頒布の禁止の原因としては法は掲載事項が風俗を害する場合を規定した。如何なる事項が果して風俗を害すべきものなりや否やは安寧秩序の紊亂と相並んで意義混沌たるものがある。我立法例に徴すれば曾て或は「淫風ヲ誘導スル」の語句を用ひ(六年新聞紙條例第一三條)又は「猥褻俗ヲ亂ル」(八年出版條例第六條)と規定したが、明治十六年新聞紙條例以後は「風俗壞亂」若は「風俗ヲ害ス」の用例を以てした。而して其の解釋は然かく簡單明瞭に片付けることは出来ない。抑も習俗の良否風紀の張弛は

一國文化の發展に密接の關係を有するものなるが故に古來各國共風俗を以て獨立の法益となし出版物法規又は刑法等に規定して之を保護した。而して出版物法規は其の美風良俗を害すべき事項に對する制限であつて我が法は一方に其の出版物の發賣頒布を禁止すると同時に一方に其の行爲に對し刑事罰を加へた。彼の出版自由の精神を忠實に遵奉し努めて法の干涉を避くる外國に於ても風俗を害する出版物に對しては比較的嚴重なる制裁を以てした。詳細は司法處分の項に譲り其一斑を窺ふに、獨逸出版法は刑法第一八四條に規定せる猥褻の (unzüchtige) 文書圖畫に對しては裁判判決に依らずして差押へを爲すべきを認め(第二三條)佛國出版法も亦出版物の發賣頒布、貼示等に依り善良なる風俗を害する (outrage aux bonnes mœurs) 者を處罰すると同時に猥褻 (obscène) の圖畫彫刻物の類は之を差押ふべきものとし、又別に良俗の壞亂を防止すべしと法律 (Loi relative à la repression des outrages aux bonnes mœurs)(一八八二年八月二日)、之を改正したる一八九八年五月十六日の法律及一九〇八年四月九日の法律は文書書籍 (livre) 以外の印刷に對し其の頒布展示揭示等の行爲を處罰する外被告事件たる印刷物等の差押剝除を爲し得べきものとし只其の破毀は判決に依つて爲さるるものと規定した。英國は猥褻出版物法(一八五七年)を以て風俗を紊る文書圖畫の差押を認め、米國は聯邦政府のみならず各州に於ても之が取締を規定し其の發賣頒

布輸入等の行爲を罰した。美風良俗は思ふに吾人の道德上の感覺 (sittliches Gefühl) を害し吾人をして羞耻の感 (Schamgefühl) 又は不快の情を惹起せしむるに由つて害せられる。而して法に所謂風俗壞亂とは掲載事項の趣旨行文措辭が人をして羞耻の感不快の念を惹起せしめ道德上の感覺を害する場合を指稱する。故に吾人は略左の如き場合を想像し得るであらう。

猥褻事項

(イ)猥褻事項 記事若は描寫されたる事項が人の性慾を挑發し卑猥の感を起さしめ以て國民の道義的良心感覺を害するものである。元より單に兩性間の交通を露骨に描寫したる場合のみに限定すべきではない。例へば男女兩性間の不義の行爲を叙するに當り煽情的文辭を以てし醜猥なる行動を聯想せしむるに足る淫靡なる記事であつて一見讀者をして羞耻厭惡の感を懷かしむるものなるに於ては茲に謂ふ猥褻事項と稱すべきである。(九年六月十日判例同說)又其の掲載事項の骨子たる趣旨自體に卑猥の觀念を包含せざる場合に於ても其の行文又は寫影描畫が卑猥に涉り若は人をして羞耻の感を抱かしむるものも亦齊しく茲に包含さるべきである。(同趣旨六年判例)然れども卑猥の感を抱しめ劣情を挑發すと言ふは何れも今日の道德思想若は現今の我風俗習慣を基準として律するものなるが故に、時代の經過や風俗習慣の變遷は或は他日猥褻事項と目し得ざることあるべきは想像に難くない。例へば抱擁接吻の如きは歐米諸國の風俗習慣に於て一般に認められ歐米人の道義良心は之が

爲めに傷けらるゝことはないが我國古來の傳習に於ては一種の淫猥なる動作とし觀感せられて來た。然し交通關係の密接や道德思想の變遷は我國の因習的道德觀を變化せしめ今日之に對し淫猥なる行爲の名稱を以てするを得ない傾向を有しつつあるは何人も認むる所である。(三年二月 條例參照)

又掲載事項が讀者をして淫卑の情を招き羞耻の感を起さしむるは其の事項自身よりも其の用語行文の如何に依るが故に學術上の研究や眞摯なる藝術品は從つて吾人の道德良心を損傷することの稀れであることは觀易い所である、然し乍ら風俗を壞亂するや否やは専ら掲載されたる記事自体に依つて決するものであるが故に稗史小説の類が假令社會の暗黒面を題材として之れを描寫することが充分是認せらるるにせよ讀者をして醜怪なる事實卑陋なる心理狀態を是認せしめ之れを模倣せんとする危險若は劣情の挑發が言語文章の上に發露するに於ては看過さるべきでない。

(同趣旨判例) (三年三月) 同じ理由で掲載の動機や目的やは之が認定に重要な役目を爲さぬものと解すべきであらう。

亂倫事項

(□) 亂倫事項 茲に亂倫とは非倫なる兩性間の關係を謂ひ廣く人倫道德を紊るの義ではない。抑も普通兩性間の關係は巷間の日常茶飯事であるが故に之に關する描寫報導は言句の淫猥に涉らざる限り吾人の道義的感念を害することはないが其の關係にして近親なる兩性間に生じたるもの

なるに於ては其の描寫の如何に關せず吾人に嫌惡の情不快の念を抱かしめ甚しく吾人の道義的良心の損壞することは否定するを得ない。故に其の描寫の程度如何に依つて良風美習の法益は相當保護せらるべきものであると信ずる。尠くも民法第七六九條に禁止した近親婚姻の程度に於ける近親兩性間の關係は風俗法益に對する保護の對象となすべきであらう。而して依て害せらるる原因は關係事項自身であるが故に其の叙述に淫猥なる言句を用ふると否とは重要な要素ではない。然るに此點に付て判例は全く吾人と見解を容れない。五年大審院判例に依れば「新聞紙上不倫ノ事項ヲ掲載スルモ措辭平淡ニシテ些ノ波瀾ナク其間更ニ煽情的若ハ淫靡卑猥的ナル文字ノ使用ナク從ツテ讀過ノ際人ヲシテ厭惡羞耻ノ念ヲ惹起セシムル虞ナキトキハ現代ノ社會通念ニ於テ未ダ風俗ヲ壞亂スルノ程度ニ至ラサルモノトス」と爲した。若しも風俗壞亂を猥褻事項にのみ限定するならば判例の見解は吾人と永久に一致し得ない。吾人は法が曩きに「淫風ヲ誘導ス」と謂ひ「猥褻風俗ヲ亂ル」と規定したるを後に「風俗ヲ害ス」と爲したるは人の道義的良心を損壞し不快の情を惹起する場合をも包含せしむる意であると解し判例に同意し得ない。

(ハ) 殘忍事項 記事又は繪畫にして其の描寫殘忍慘憺を極め一見悚然として肌粟を生せしむる底のものは人の道德上の感覺を害し不快目を蔽はしむるに足るものであつて道義的情緒を攪亂

殘忍事項

すること鮮少でなく且つ延いては殺伐の風を養ひ人の殘忍性を誘發する虞なしとしない。美風良俗の法益は由りて夥しく毀損されると言はねばならぬ。吾人は所謂風俗壞亂の意義の中に之を包含するものと解するが、判例は前述の如く單に淫猥なる事項に限局するが故に此の點に付ても一致を見ないことを遺憾とする。

第四節 差押處分

出版物にして安寧秩序を紊亂し風俗を壞亂するものなるときは叙上の如く發賣頒布の禁止處分を爲すと雖も單に處分命令を通達したるのみに於ては該出版物の頒布禁止につき十分なる實效を奏し得ないかも知れない。されば法は禁止處分を爲すと同時に必要を認めたるときは該出版物を實力を以て差押ふることを得可き旨規定し禁止處分の目的を達せんことを期した。禁止處分も前顯の如く吾人は裁量處分であると解するが如く、差押も亦必要に應じて爲す裁量處分である、從つて内務大臣に於て禁止出版物が頒布の虞なしと認めたる時は差押ふるに及ばないことは法文上明瞭である。新聞紙法の規定は單に其の新聞紙のみ差押を爲し得るに過ぎず從つて鉛版紙型等の類は法文上認められざるものと解すべきである。新聞紙は其の性質上「時」と密接の關係を有する

が故に實際上敢て鉛版紙型に差押を及ぼす必要を認めない。反之普通出版物は其の差押をして十分效果あり再び同一物を印刷せしめざらんが爲めには差押を之れに及ぼす必要を生して來る。故に法は「其ノ刻版」をも差押ふべきものとした。

差押處分は禁止處分と同じく全く司法處分と獨立して行政官廳に依つて行はるるものであるが故に司法裁判の結果安寧秩序又は風俗を壞亂するものに非ずとして無罪の言渡を受けたる場合と雖も行政處分たる禁止差押には影響を及ぼさないことは勿論である。(註一) 換言すれば我法の認めたる差押は外國立法例に於て見る如く假差押の性質を有するものでない。假差押に在つては裁判判決の結果無罪の言渡を受けたるときは差押を解除しなければならぬのが當然である。我國に於ても現行新聞紙法制定前の新聞紙條例及之を一部改正せる三十年法律第九號は新聞紙が法禁に觸れ内務大臣が告發を爲すときに限り發賣頒布を停止し且つ假に之を差押ふべきものとし假差押の制を認めたるが、現行法に及んで獨立したる行政處分として之を認むに至つた。普通出版物に對しては早く既に二十年の出版條例に於て内務大臣に差押處分を認めたるに反し新聞紙に對しては四十二年の現行法に至つて初めて之を規定するに至つた。蓋し從來は新聞紙に對しては致命傷たる發行禁止處分を内務大臣に認め居りたるを以て尙之に加ふべき威嚇の武器を必要としなかつたこ

とは當然である。

次に差押は警察の實力を以て之に差押ふるに止まりて破壊せしむるの意を含まない。故に差押にして解除せられざる時は執行官廳は永久に之を處分し得ない結果を來すが故に新聞紙法は二年以上其の差押を解除せられざる時は其の差押を執行したる行政官廳に於て之を處分し得る旨規定した。茲に處分とは事實上の處分及法律上の處分を包含するものと解する。然るに出版法に於ては此の規定存せざるが故に差押の解除ありて當事者に還付せられざる限り差押執行官廳に於て之を保存するの義務を有するか若は當事者の承諾を得ざれば之を處分し得ない結果となり此の如きは明かに法の不備である。

發賣頒布禁止及差押處分は曩に述べたる如く社會の法益に對する害の程度を低減し社會と隔離するのが目的であつて其の財産上の損害を頒布者に與ふるのが法の目的でない。故に財産上の損害に付ては可能的に負擔を輕からしむべきである。凡て新聞紙又は普通出版物にして其の全誌全部を通して安寧を害し又は風俗を壞亂するが如きは殆んど之れ無く多くは其の一部の掲載事項に關するのである。而して其の一部分の害惡記事の爲め全誌全部が禁止又は差押處分を受くるが如き時は徒らに當事者の財産上に損害を加ふるものである。故に如斯場合に在りて若し取締上差

支無きに於ては頒布に妨げなき部分は差押を爲さず頒布せしむることが最も賢明な策であると言はねばならぬ。我現行法は不幸にして此の規定を缺くが故に當事者に此の請求權ありと解するを得ない。唯出版法は、朝憲紊亂風俗壞亂其の他の法定の場合に假差押權を認むるに當り（第二九條此の差押を爲すときは製本の體裁に依り其の差押ふべき部分と他の部分と分割し得るに於ては之を分割することあるべき旨規定したに過ぎない。（第三〇條）（註二）此の點は立法論として當然考慮を拂はるべき問題であると思ふ。獨逸刑法第四一條は犯罪物件の廢棄を命ずるに當り「若シ文書圖畫ノ一部ノミカ處罰スヘキモノナルトキ其ノ部分カ分割シ得ヘキトキハ當該部分ノ不使用及其の原版模型ノミノ廢棄ヲ命スヘシ」と規定し又佛國出版法第四九條第四項（一八九三年十二月十二日）は刑の言渡ありたる場合犯罪物件たる出版物の差押破毀を認むも此の破壊は差押へたる印本の一部に對しては適用せざることを得る旨規定したるは、何れも同一精神に胚胎した注意深き規定と謂はねばならぬ。（註三）

第五節 同一趣旨の事項の掲載差止

新聞紙法第二三條第二項に規定する所であつて内務大臣の掲載差止權である。一種の掲載事項

の制限であるが故に茲に論ずるは稍、當を失するけれども、發賣頒布禁止處分と關聯するものなるを以て便宜上併せ論じたい。本項の規定の解釋に付て二説ある。第一説は「前項ノ場合ニ於テ内務大臣ハ同一趣旨ノ事項ノ掲載ヲ差止ムルコトヲ得」と法の規定した趣意は發賣頒布禁止處分を爲したる新聞紙の當該掲載事項即ち安寧秩序を紊亂し若は風俗を壞亂する事項と同一なる記事は勿論其の趣旨に於て同一なるもの即ち言句に於て多少増減脚色の相異なるも要するに同一趣旨の事項を他の新聞紙雜誌が掲載するを豫め差止めたものである。甲新聞紙が禁止處分に附せられたるときは其の禁止事項と同一趣旨の事項を掲載する他の新聞紙も亦禁止處分に付せらるべきを以て法益の侵害を豫防する意味に於て豫め差止命令を發せんとする注意の規定である」と。第二説に曰く「本項の規定は如斯廣く新聞紙に對し掲載を差止めたるに非ず發賣頒布禁止處分に付せられたる其の新聞紙に對し同一趣旨の事項を繼續して掲載するを差止めたものである。而して本規定は連載さるべき事項に付き最も多く問題の生ずる所であつて、其の連載事項の一部が安寧若は風俗を害し禁止處分を爲したる場合に將來連續して掲載せらるる同一趣旨の事項の掲載を差止め以て禍害を未然に防がんとするに在る」と。惟ふに當該規定の方法は頗る曖昧を極めて居る。何れの新聞紙に對し差止命令を爲すべきものなりや明定しない故に第一説の如き解釋を生ずるのは當

然である。唯僅に若し第一説の如く他の新聞紙に對し差止むべきものなるに法が尙且つ適宜の字句を用ゐなかつたとするならばそれは余りに法の不用意であつて立法上殆ど信じ得べからざる所であると謂ひ得るに過ぎない。自分は歸納的に解釋して後説を採りたい。其の理由は(一)先づ本項の沿革を見るに、當該規定が初めて現はれたのは三十年の新聞紙條例一部改正法律第九號である。其の第二十三條に「……内務大臣又ハ拓殖大臣ハ其新聞紙ノ發賣頒布ヲ停止シ假ニ之ヲ差押ヘ其告發ニ係ル論說又ハ事項ト同一主旨ノ論說又ハ事項ノ記載ヲ停止スルコトヲ得云々」と規定した。即ち「記載ノ停止」なる語を以てし又規定の形式より見るも其新聞紙に對する掲載の差止なる事明かであつて現行法も亦此の見解の下に第二項を規定したものと信すべき理由が十分ある。(二)若し又前説の如く同一趣旨の事項を差止むとせば斯かる不確定なる用語を以つて言論自由の重大なる制限を爲す結果を生じ到底看過さるべきではない。法は決して斯かる廣汎なる權限を内務大臣に認めたのではない。(三)更に執行の實際を考へて見るに之が差止めをなすに當つて全國幾萬の新聞紙に對し一々命令を發するか然らずんば官報掲載其の他の公示方法を採らねばならぬ。前者は到底煩瑣實行に堪へ難く後者は爲めに禁止の效力を無に歸せしむる結果となり其の何れの方法を採るも實行難を伴ふであらう。(四)若し禁止事項を豫め他の各新聞紙に差止め事前に

發賣頒布禁止處分を防ぎ由りて以て一方社會公安の打破又は風俗の壞亂を豫防せんとする主旨であるならば單に禁止したる出版物と同趣旨事項の差止を認むるに止まらず廣く内務大臣に差止權を與ふるに非らざれば其の主旨は徹底しない。自分は以上の點より後者に與みする。而して該規定は禁止處分を爲したる新聞紙の當該事項が連續して掲載さるるに於ては其の事項自身の内容より安寧を紊り風俗を害すべき虞あるを以て其の連掲さるる同趣旨の事項を差止めんとする法意であると思ふ。(註四)

第六節 外國出版物の行政處分

(新聞紙法第二四條
出版法第二〇條)

外國若は出版法新聞紙法を施行せざる帝國領土に於て發行せられたる出版物の輸入又は移入に依り本國內の安寧若は風俗の紊亂を來たさるる場合は該出版物の内國に於ける發賣頒布を禁止し由つて害せらるる法益を保護すべきは當然である。是れ本條の規定を必要とした所以であらう。出版法は單に外國に於て發行する出版物のみに付て規定し出版法を施行せざる帝國領土に於て發行せらるる出版物に關しては何等言及する所ないが是れ同法制定の當時豫想しなかつたに過ぎず所謂外國は出版法を施行せざる帝國領土を包含する事出版法の效力及新聞紙法の規定との對比か

ら當然是認さるべきである。而して新聞紙に在りては若し同一新聞紙が一年以内に二回以上發賣頒布禁止の處分を受けたるときは内務大臣は當該新聞紙に對し將來に向つて本法施行地域内に輸入又は移入を禁止することを得る。即ち例へば一年以内に甲新聞紙の第一號及第二號が禁止處分に付せられたるときは第三號以下の該新聞紙も處分の取消なき限り永久に本國內に輸入するを禁ずるを得るのである。而して之に違反して輸入移入したる場合は別に内務大臣の處分又は命令を要せず管轄地方官廳に於て之を差押ふるを得るものとする。(第二五條)佛國出版物(本國に於て發行する外國の新聞紙を包含す)の發賣頒布の禁止は閣議の特別の決定に依るを要し或號のみの禁止は内務大臣の權限に屬すべきものとし(第一四條)獨逸出版法は一年二回帝國外に於て發行する定期刊行物の内容が有罪の宣告を受けたるときは其の宣告確定後二年間の範圍に於て其の頒布を禁止する。但し總理大臣の公告を以て之を宣言することを必要とした。(第一四條)共に其の規定の精神は相同じきものである。

(註一) 但し差押は頒布の目的の爲めに存する出版物に付てのみ爲すことを得べく從つて各個人の占有に歸したるものは之を差押ふるを得ないこと勿論である。

(註二) 差押が檢事に依りて行はるる場合は其の裁判判決確定に至る迄の假處分たる性質を有するものなるが故に内務大臣の行ふ差押處分とは性質を同じうせぬ。従つて無罪の判決ありたる場合は當然解除せられねばならぬ。自分は内務大臣の

差押處分は裁判判決と獨立して行はるるものと解するが立法論としては刑事裁判にして無罪とならば内務大臣は其の差押を解除すべきが其の理想であらう。國權を行使する國家の機關が其の認むる所を異にするは可能的に避くべきであることは論を俟たぬからである。

(註三) 差押は以上述べた場合の外法は輸入移入の禁止に違反したる外國出版物及發行禁止の裁判判決に違反して發行したる新聞紙に對し之を行ふべき旨規定した。(第二五條)

(註四) 此の點に付て我國學者の意見は明かでない美濃部博士(日本行政法第三卷二〇一頁)は内務大臣の此の差止權を陸海軍大臣外務大臣の掲載事項の禁止權と相駢べ寧ろ前説を採るに非ずやと推知するが果して然りとせば吾人の贊同し得ない所である。

第七章 司法處分

第一節 概論

言論の自由出版の自由は一七八九年佛蘭西の人權宣言以來叫ばれたる所であり爾來各國憲法の認めて之を保障する所に屬するが、國家の生存發達、社會共同生活の上に於て絶對の自由は之を恣にするに能はざるが故に、此の言論、出版の自由亦一定の規範の下に行使さるべきであることは曾て詳述した所である。されば法は出版物に關しては、其の警察取締法規に違反し又は其の内容が違法性を有する場合に於ては、其の取締の目的を達する爲め若は其の反社會的行爲に因る法益の侵害を防止する爲め、出版物に對し發賣頒布禁止、差押又は發行差止若は掲載事項の制限等の警

出版犯罪
と刑事罰
に對する
疑問

察處分を爲す外、其の出版の責任者に對して刑罰を科するの制裁を以てすべきを認めた。行政處分は當該出版物に對する制裁であつて固より一種の社會防衛の手段であること明かであるが、法益の侵害若は危害に依る反社會性的行爲に對し刑罰を科し將來の犯罪を豫防せんとするのが司法處分の目的である。換言すれば行政處分は單に「物」に對する一定の處分であるが故に之のみを以ては反社會性的行爲を豫防するに十分でない。社會秩序の維持即ち社會の自己保存の爲め必要にして且つ十分なるを期する上に於ては、其の行爲者に對し一定の刑罰制裁を科し以て將來の犯罪を豫防すべきであつて、國家刑罰權の當然認めらるべき所であらねばならぬ。併し乍ら此の司法處分は最も重大なる言論自由の制限なること明かなるが故に法の適用、法の制定に深甚の考慮を要するや論を俟たない。人の思想は新しきを求めて已まず、社會情態は駸々乎として日に進みつつある。舊慣の保壘や情想の褪色した若に立籠つて此の勢ひを拒がんとするならば其處に由々しき過誤を生ずるであらう。一國文化の發展に取り返しつかない阻害を招くであらう。行政處分に依る制裁は固より考慮すべき點であつて其の撤廢論も肯定すべき理論であるが社會防衛の結果より觀察するならば出版犯罪に對する制裁も亦大に疑なきを得ない。理論上の當否は姑く措き結果から見ると内容の反社會性を有する出版物に對し發賣頒布を禁止し之を社會より隔離して以て社

會法益の侵害又は危害を防止せんとするは相當に効果を認むることが出来る。然し若し出版犯罪に對する刑罰が一般犯罪に對するものの如く刑罰其のものが目的ではなくして國家が犯罪を豫防する目的の爲めに使用する應報手段であると解するならば、出版犯罪の刑罰は容易に其の目的を達し得ないと信ずる。出版犯罪殊に其の内容に依る罪に對して反社會性の行爲者を罰するは刑罰權の目的を以て應報主義に在りと爲すに非ずんば豫防や脅嚇や改善は殆ど望み得べからざる所ではあるまいか。他の一般犯罪と異りて之れは吾人の思想の争である、正邪善惡を斷する標準に絶對性を認め得るであらうか、從つて刑罰は個人の思想を左右するに何れ丈けの効果を有するものであるかを怪しむならば同時に其の犯罪の豫防や犯人の改善は木に縁りて魚を求むるが如く、刑罰の目的は竟に應報主義の範圍を出でずして止むのではなからうか。茲に之を詳論する限りでないが故に姑く疑問を提供するに止めたい。

題して司法處分と爲したるは即ち裁判所の宣告に依る制裁を意味し出版違犯及新聞紙の發行禁止を包含する。新聞紙の發行禁止は曩きに述べたる如く我國に於ては久しく行政處分として明治十六年新聞紙條例以來認め來つた所であるが、斯かる新聞紙の死刑處分を行政官廳の裁量處分に委するは非立憲の甚しいものであるが故に政府も見ざる所あつて明治三十年法律第九號を以て發行

禁止權を司法權に移した。現行新聞紙法第四十三條の規定する所である。出版違犯は新聞紙法第二十八條乃至第四十二條、出版法第二十二條乃至二十八條の規定する所である。其の犯罪の目的から大體警察取締を目的とする警察犯と反社會性の行爲の制裁を目的とした刑事犯に分つことが出来る。詳細は後述する所に譲る。

第二節 出版違犯

茲に所謂出版違犯とは廣く出版物法規に依り刑罰を科せらるる行爲であるが前述の如く大體二種に之を觀察することが出来る。即ち一は届出義務違反若は法定の形式的要件の不備等に因る違反行爲であり、一は其の掲載事項の内容が違法性を有する場合である。例へば新聞紙法第四條は新聞紙の發行につき一定の届出を要件とし、此の義務に違反し届出を爲さずして發行し又は虚偽の届出を爲したる場合、於ては發行人に對し、一定の刑罰を科するは前者の場合に屬し、又其の掲載事項が朝憲を紊亂し又は風俗を壞亂する内容を有するときは新聞紙法第四十一條若は第四十二條、出版法第二十六條若は第二十七條に依り處罰すべきものとしたるが如きは後者の場合に屬する。學者は普通前者の場合には警察取締上の必要に出づるものであつて之を警察犯 *Presspolizei-ver-*

出版違犯
の分類

sehen od. Presspolizei delikte とし後者の場合は之を刑事犯 Pressvergehen od. Pressdelikte と稱するを常とする。刑事犯と警察犯の性質上の區別に關しては古來學說區々に亘り歸一する所を見ないのは人の知る所であるが、更に警察犯に對する處罰が果して刑罰なるや否や從つて其の反社會行為を犯罪と認むべきや否やに關しても議論の存する點である。其の行為を行政犯とし處罰を行政罰とし刑法より全然分離して規定すべきものなりとする説は最近に於て學者の認めて至當とする者漸く多きを加へつつある所である。此等の研究や刑事犯警察犯の討查は本論の目的でないけれども刑事犯と警察犯の問題は出版違反に於ける「故意」の問題と重大なる關係を有するが故に概畧述べて見たい。(註一)

第一項 警察犯と刑事犯

兩者の性質上の區別に付ては未だ定説を見ない。或は全然兩者の區別を認めず警察犯は單に刑事犯に比し非道德性の程度遙に低輕なりと言ふに過ぎず即ち程度の差にして性質上の區別なしとする者あり、又之が區別を認むる學說も或は(一)權利の毀損 *Rechtverletzung* の有無を標準とし、警察犯は權利の毀損に依り處罰せらるる行為に非ずして唯危害 *Gefährdung* を與ふるに依る行為

にして、國家は本來不法にして權利を侵害する行為以前に社會の公安若は法律秩序を脅威する危険行為を取締らなければならぬ、警察犯は即ち此は法益侵害の危険行為を謂ふに外ならぬとし、或は(二)刑事犯は權利の毀損なることは國家の命令又は禁令を俟ちて然るに非ず、反之警察犯に在りては本來違法ならざる行為なるも、國家が特に禁じたる行為を爲さざることを命じ而して其の違反が社會公益を害するものとして處罰せらるるものなりとし、或は(三)刑事犯は法益の具體的侵害であり警察犯は抽象的一般的侵害である、即ち兩者等しく形式上は法規に違反する行為なるも刑事犯は實質上法益に對する實害若は危険を伴ふ行為であり警察犯は法益に對する具體的實害若は危険を伴ふことを本質とせず唯抽象的に或る法益に對し危険あり得ることを本質とする行為である、之に對する違反は單に法規の違背であつて具體的に權利の毀損法益の侵害ありし事實は要件ではないと説くのである。第三説は今日多數説と認め得べく美濃部博士も同説を精神とし更に其の法規の性質から兩者の區別を明かにした。曰く「二者(刑事法と警察法)共に社會の秩序を保持することを目的とし秩序違反の行為に對して國權に依り制裁を科する規定なることに於ては其の性質を同うすと雖も刑事法に在りては其の主眼とする所は或る行為を命じ又は禁止することに在らずして其の命令又は禁止は社會生活に於て必然に守らるべき制限なりと前提し唯之が違反に

對する制裁を定むることを主眼とするものなるに反して警察法に在りては其の主眼とする所が或る行爲を命令し又は禁止することに在りて之が違犯に對する制裁は唯其の義務の効果を確實ならしむるが爲めに定めらるるに過ぎざることにて於て其の性質を異にするものなり。法律の文字に於ても刑事法に在りては多くの場合に唯「何々の行爲を爲す者は何々の罰に處す」と曰ふに止まり特に或る行爲を命令し又は禁止することを明記することなきに反して警察罰法に在りては多くの場合に於て先づ或る行爲を命令し又は禁止することを明言し然る後他の條項に於て「第何條に違反する者は何々の罰に處す」と曰ふが如き規定を爲すを通常とせるは恐らく此思想の或は意識して或は無意識に發現せるものなるべし」と。(日本行政法五版一〇二—一〇三頁)即ち國家社會又は個人の正當なる利益として法律の認め保護したるものに對し現實なる危害を與ふる行爲は刑事犯にして具體的に此等の利益に危害を加へざるも或は危害を及ぼすことあるべき危険 *die Gefahr der Gefährdung* を防止する爲めに禁止せられたる行爲は警察犯であると説くのであつて吾人も亦其の説に従つて出版法規を解して見たい。

第二項 我出版物法と刑事犯及警察犯

以上の標準に依つて我出版法及新聞紙法を檢覈して見るに、出版物(即ち出版法に依る文書圖書)及新聞紙の出版又は發行手續(出版法第三條新聞紙法第四條)に關する違反行爲(出版法第二二條新聞紙法第三〇條)出版物又は新聞紙の形式的要件(出版法第七條第八條)に關する違反行爲(出版法第二四條第二五條)發行者(發行人)又は編輯人の制限に關する規定(出版法第六條新聞紙法第二八條第三〇條第三二條)等は孰れも警察犯に該當し掲載事項の内容が安寧秩序を紊し(新聞紙法第四一條)風俗を害する場合(出版法第二七條新聞紙法第四二條)又は皇室の尊嚴を冒瀆し(新聞紙法第四二條)若は政體を變改し朝憲を紊亂せんとする場合(出版法第二六條新聞紙法第四二條)は現實に國家社會の法益を侵害したるものなるを以て刑事犯なること明かである。又出版法第六條に依り文書圖書の發行者は必ず文書圖書の販賣を以て營業とする者なるを要するに拘らず之に違反し處罰せらるるが如き場合(同法第二三條)及新聞紙法第三條に依り印刷所は必ず本法を施行する帝國領土内に之を設くることを要するに拘らず之に違反し處罰せらるるが如き(同法第二九條)は形式上に於ても實質上に於ても警察犯なること直ちに首肯し得らるる處であるし、又反之内地新聞紙差押若は輸入又は移入の禁止を犯し輸入又は移入したる外國新聞紙の差押處分の執行を妨害する行爲は刑事犯なること疑ない所である。(新聞紙法第三九條)(註二)

曩に述べたる如く警察犯は法益の具體的侵害を以て實質と爲さず單に法規の違反に過ぎず而し

て其法の用例は一般に先づ或行爲を禁止又は命令し然る後罰則に於て其違反を處罰するを常とするが此形式的用例は必ずしも絶對的標準と見るを得ないであらう。例へば法は犯罪の煽動曲庇又は犯罪人等の賞恤救護若は刑事被告人を陷害する事項の掲載を禁止し(新聞紙法第二一條)而して其の違反行爲は第三七條(新聞紙法)若は第二八條(出版法)を以て處罰した。形式的標準から言ふならば正に警察犯に該當するけれども此の違反行爲の實質は寧ろ具體的に國家の法益を侵害するものであつて如此犯罪の煽動又は司法權の侮辱を招來するが如き行爲は國家生活に於て必然遵守するべき制限と見るが穩當であり従つて刑事犯と解するを妥當と信ずる。又正誤辯駁書若は正誤書辯駁書の掲載義務(新聞紙法第一七條)に違反したるときは其の私事に係る場合に於ては告訴を待て之を論じたるが如きは(第三五條第二項)個人の法益の具體的侵害を豫想したるものであつて是亦寧ろ刑事犯の規定ではあるまいか。同一の理由を以て(イ)發賣頒布の禁止若は同一趣旨事項の掲載差止命令(新聞紙法第二三條)外國新聞紙の發賣頒布禁止、輸入移入禁止の命令(同第二四條)及發行禁止の裁判(同第四三條)等に違反する行爲(同第三八條)(ロ)内國又は外國に於て印刷せられたる文書圖畫の發賣頒布禁止處分(出版法第一九條及第二〇條)に違反し其の文書圖畫を發賣頒布する行爲(同上第二八條第二項)は法律の規定したるに依つて遵守の義務を生じたる者に非ず當然

守らるべき制限規範と見るべきものなる故に是亦刑事犯と解すべきではなからうか。反之(一)一般正誤の義務若は抄録事項更止の義務(新聞紙法第一七條第一八條)の違反行爲(同法第三五條)(二)公判に付する以前に於ける豫審の内容其他檢事の差止めたる搜查又は豫審中の被告事件に關する事項又は公開を停めたる訴訟の辯論に關する制限(新聞紙法第一九條)に違反する行爲(新聞紙法第三六條)(三)官公署又は法令を以て組織したる議會に於て公にせざる文書又は公開せざる會議の議事等に關する制限(新聞紙法第二〇條)に違反する行爲(新聞紙法第三六條)等は形式的にも實質的にも警察犯と解するが至當であらう。(註三)

出版物上の刑事犯警察犯に關し佐々木博士の説は所謂徹底を缺くを惜しむのである。法學論叢第三卷第四號所載の論文(註一參照)に依れば「出版犯罪とは決して出版法規に依て處罰を科せらるる一切の行爲を謂ふのではないのであつて其の出版事項の内容に依つて處罰を科せられる所爲のみを謂ふのである。(中略)出版事項の内容に依る犯罪は之を新聞紙の形式に缺陷あるが爲めに處罰を科せられる場合と混同してはならない。新聞紙法に於ては新聞紙掲載の事項が一定の内容を有するが爲めに之を新聞紙に於て公表する事を處罰するのみならず新聞紙の形式に缺陷あるが爲めに其の新聞紙を發行することを處罰することもある。後者も前者と同じく出版法規中に規

定せられて居るが爲めに往々同一の性質を有するものの如く考へられるけれども決して然うではない。云々とし恰も前掲刑事犯と警察犯の區別を前提として論せらるるが如きも其の所謂「掲載事項の内容に依り處罰せらるる場合」を玩味するならば其の甚だ捕捉し難きを憂ふるのである。其の内容に依る罪のみを刑事犯と目すべきか、手續不履行の處罰以外の警察犯は之を認めざるか殊に内容に依る罪の實質に付ては後述する如く更に闡明を缺くもの存に至つては、他日の論說に依つて誨を得んことを欲する外はない。

所謂刑事犯と出版法規との關係に付ては立法上凡そ二の主義を見る。即ち一は出版法規が直接に其の事項を具體的に規定するものと一は出版法規に直接規定することなく唯掲載事項の内容が一般刑法典の規定に依り罪となるべき場合は事項の掲載は出版法規上の犯罪と規定するものである。我出版法及新聞紙法は第一の主義を採り悉く直接に之を出版法規に規定したるに反し獨逸出版法は第二の主義を奉じ「出版物の内容に基き處罰すべき行爲の責任は現行一般刑罰法律に依り之を定む、定期刊行物に付ては其の責任編輯人を以て犯罪人として之を處罰す但し特別の事情に依り其の犯罪者たらざるときは此の限に在らず」(第二〇條)と規定した。兩主義は重大なる實益の差を生じて來る。即ち第一の主義に在ては編輯者發行者等が出版法規上の犯罪者となるは其の

掲載事項が出版法規に規定したる内容を有する場合に限るが故に若し其の内容が一般刑罰法規に依つて犯罪となる場合であつても編輯者發行者は何等の責任がないことになる。即ち行爲者だけが處罰せらるるに過ぎない。然るに反之第二の主義に於ては其の掲載事項が一般刑罰法規に照し處罰せらるる場合に依りては編輯人も亦原則として處罰せられるであらう。故に例へば第一の主義に於ては醫師辯護士等が新聞紙上に、其の業務上知り得たる他人の祕密を漏洩した場合には、刑法上の犯罪を構成し行爲者は處罰せらるるが新聞紙上には特別の規定がないから其の編輯人等は新聞紙法上の犯罪者とはならない、反之第二の主義に依ると祕密を漏洩したる醫師辯護士は勿論其の編輯人亦犯罪者となるのである。佛國出版法は我國と等しく第一の主義を採り其の第四章「出版其ノ他總テ公表ノ方法ニ依リテ爲サルル重罪及輕罪」*Des crimes et délits commis par la voie de la presse ou par tout autre moyen de publication* に於て第一節重罪及輕罪の煽動第二節公安に對する輕罪 *Délits contre la chose publique* 第三節人に對する輕罪、第四節外國の元首及外交官に對する輕罪、第五節公表禁止及演說辯護の責任阻却 *publications interdites, immunités de la défense* を規定した。而して第五節第四〇條即ち罰金、賠償、訴訟費用を補償する目的を以て醜金の方法を開始又は廣告する行爲の禁止及其の違反を處罰する規定は、新聞紙法第二十一條出版

法第十六條中の一部に規定せられ又獨逸出版法第十六條に該當するものにして所謂刑事犯と目すべく其の他の五節の法條は警察犯と解すべきか。

獨逸出版法第二十一條に所謂出版物の内容に依り處罰せらるる刑法上の犯罪即ち刑事犯としての出版罪は如何なる犯罪を擧ぐべきかに付ては學者間議論の存する所であるが(註四)姑く之を措くも出版法上にも尙刑事犯としての出版罪を摘示するを得るであらう。例へば第十六條の刑事被告人の爲め罰金若は訴訟費用の支辨を公然要求勸告する行爲の如き即ち是れである。尙第十五條は開戦の危険あるとき若は開戦中に於て軍隊の行動、防禦方法を發表する行爲の如きは寧ろ刑事犯と看做すべきであらうか。(註五)

(註一) 我出版法規に關し一般的でも部分的でも參考すべき論文著書が殆ど求むるに由ないことを憾むが、出版犯罪に付ては彼の森戸氏の執筆にかかる「クロボトキン」の社會思想問題が端なくも學界や實際界の視聽を集めた際に、之に關聯して二氏の有力なる論文を見るを得たことは從來等閑に付せられ勝ちであつた出版法規の解釋上に吾人の非常に欣幸とする所である。即ち一は佐々木博士「無政府主義の學術論文と朝憲紊亂事項」(法學叢書第三卷第四號所載)であり一は草野學士「新聞紙法第四二條の解釋」法學志林第二三卷第三號第五號、第六號、第八號、第九號所載)である。共に本論の研究に學ぶべき多くの點のあつたことを感謝したい。

(註二) 新聞紙法第二三條第一項、第二四條第一項及第二五條は單に差押處分を規定したるに止まり而して第三九條は此の差押處分の執行妨害の違法行爲を處罰したるものである。然るに草野學士前掲論文(第三卷四七―四八頁)は「規範ヲ規定

スル法條ト罰則ヲ規定スル法條トが其所ヲ異ニセルノ點ヨリセバ當ニ警察犯ト解スヘキニ似タリ」と一應の疑問を挾まれたのは其の意を解するに苦しむ所である。吾人は形式的にも實質的にも刑事犯と解すべきものと信ずる。

(註三) 出版法第二八條第二項は所謂規範と罰則とが其の所を一にするを以て形式からは刑事犯に該當するが如きも姑く實質を踏査するに於ては新聞紙法第三八條と同一精神の下に解釋すべきものと確信する。

(註四) 「リスト」は(イ)公然煽動する罪例へば大逆罪(第八五條)法律若は官憲に對する不遵由罪(第一一〇條)及其の挑發罪(第一一一條)公然階級争鬭を挑發する罪(第一三〇條)僧侶其の他宗教事務を奪する者に依る公安妨害罪(第一三〇條甲)虚構若は附會の事實を流布して國家の施設又は政府の處分を蔑視する罪(第一三一條)を煽動する場合(ロ)各種の講毀罪(第九五條―第九七條、第九五條―第一〇二條、第一〇三條―第一〇四條)(ハ)國家の機密を漏泄する罪(第九二條第三五三條甲)私人の祕密を漏泄する罪(第三〇〇條)神を褻瀆する罪(第一六六條)猥褻の文書圖畫を頒布する罪(第一八四條)を擧げた。(註五) 我出版法規は本文に示す如く刑事犯としての出版犯罪は直接に之を規定したるが、獨り名譽毀損に關する掲載事項の制禁に付ては、出版法規に規定するを避け刑法の規定に譲り唯事實證明の認容と責任阻却の場合を規定したるに止まつた。蓋し名譽毀損は出版物に依り犯さるる場合最も多きが故に之を直接出版法規に規定する方が前編第一の主義を採つた立法主義を徹底せしむる所以ではなからうか(新聞紙法第四五條出版法第三二條)。

第三節 出版違犯と犯意

反社會的行爲が有責たるには單に其の行爲者が責任能力あることを要するのみならず尙行爲者が其の行爲を違法ならしむる事情を認識豫見することを一の要素とする。即ち現行刑法第三十八條第一項に「罪ヲ犯ス意ナキ行爲ハ之ヲ罰セス但法律ニ特別ノ規定アル場合ハ此限ニ在ラス」と規

定した所以である。此の原則は普通刑法を一貫する精神であつて特別刑法典に於ても別段の規定なきときは此の原則の適用ありと解するを至當と信ずる。

罪を犯すの意即ち犯意に付ては從來學者の奉する所二派に分れ、一は犯罪構成事實の認識を以て足れりとする認識主義(觀念主義) Vorstellungstheorie であり一は犯罪構成事實を認識し且つ其の結果に對して希望することを要件とする希望主義(意思主義) Willenstheorie である。認識主義は我邦に於ける通説である。蓋し犯人が假令犯罪事實を希望せずと雖も其の發生を豫見するに拘らず尙其の行爲を敢てするは明かに反社會的の意思と認むべく以て犯意と稱するを得るが故に認識主義を採るべきものと信ずる。唯其の兩主義の何れに由るも刑法上の責任條件として犯意の存在を必要とすることは勿論明瞭な點である。

然らば出版違犯に付て如何なる犯意を必要とするやに付て概述したい。

先づ所謂警察犯に付て見るに前述の如く原則として犯意を要するは言を俟たない。然るに大審院は食物用器取締規則(明治三十三年内務省令第五十號)に付て不幸にして正反對の二個の判例を示した。大正二年十一月五日の判例に曰く

刑法第三八條第一項但書ニ所謂特別ノ規定アル場合トハ必スシモ明文ヲ以テ犯意ノ有無ニ拘

ラス處罰スル旨ヲ規定シタル場合ノミヲ謂フニ非ス苟モ法令ノ規定ニシテ其趣旨ヲ窺フニ足ル以上ハ特別ノ規定アル場合タルニ外ナラサルモノトス而シテ食物用器取締規則ヲ見ルニ前示ノ如キ明文ナシト雖モ該規則ハ公衆衛生ニ對スル危険ヲ豫防スルノ目的ニ出テタルモノニシテ該規則ニ觸ルル行爲ハ犯意ナキ場合ト雖モ之ヲ處罰スルニアラサレハ其目的ヲ達スルコトヲ得サルヲ以テ犯意ノ有無ハ之ヲ問ハサルノ法意ナリト解セサルヘカラス」と。

又大正七年五月十七日の判決は、原判決が「被告が煮沸に依り鉛を溶出すべき食物用器具たる磁器の皿を販賣の目的を以て店頭に陳列したる事實は之を認め得可きも被告が該磁器の皿は煮沸に因り鉛を溶出するものなることを認識せしや否や之を確定すべき證據十分ならずとして無罪の宣告」を爲したるに對し檢事から爲された上告に基くのである。檢事の上告の理由は前記判例に在ること言ふ迄でもない、然るに大審院は曩の判決を捨てて新に判決を下したのであつた。曰く

一 刑法第三八條第一項ニ於ケル犯罪ノ成立ニ故意ヲ必要トスル趣旨ノ規定ハ同法第八條ニ依リテ諸般ノ特別刑罰法規ニ適用セラルヘキヲ以テ同條項但書ニ所謂特別ノ規定アリトスルニハ特別刑罰法規ニ依リ處罰スル犯罪ノ成立ニ付テハ故意ヲ要セサル旨ノ一般的明文存スルカ若ハ各犯罪ニ對スル規定中ニ其ノ趣旨ヲ確認シ得可キモノナカルヘカラス。

二 單ニ特別刑罰法規ノ目的ヨリ推論シテ該法規ニ於テ處罰スル犯罪ノ成立ニ故意ヲ必要トスルニ於テハ到底法規ノ要求スル目的ヲ達スルコト能ハサルヲ以テ特別刑罰法規ニハ當然刑法第三八條第一項但書ノ特別規定ヲ含ムトスルハ其ノ當ヲ得ス。

三 所謂飲食物用器具取締規則ヲ案スルニ同規則ニ依リテ處罰スル犯罪ノ成立ニ付キ故意ヲ必要トセサル旨ノ明文存在セサルハ勿論其ノ趣意ヲ確認スルニ足ルヘキ規定ヲ發見セサルヲ以テ同規則違反ノ罰ヲ論スル場合ニ於テハ亦故意ノ有無ヲ以テ犯罪ノ成否ヲ決定セサルヘカラス。

惟ふに問題は犯意に對する觀念と次に或法規が取締的規定たるの性質を具有することが犯意を必要とせざる十分の理由となるやの點である。

第一の犯意の觀念から此の二個の矛盾せる判例に付て草野學士（「新聞紙法第四二條の解釋」法學志林第二三卷第八號）は次の解釋を試みた。曰く「大審院が右飲食物用器具取締規則に付て始めに犯意を必要ならすと爲せしは犯意の内容に違法の認識を必要とするの意味に於て解すべく其の終に之を必要ならすとせしは犯意の内容に違法の認識を必要とせざるの意味に就て解すへきには非らざるか」と。（同誌五〇頁）而して犯意の内容に違法の認識を必要とするや否やは學者の好む

て論争する所であつて牧野博士は法定犯（警察犯）に限り之を必要とした。然し乍ら惟ふに若し警察犯に於て之を必要とするならば行政法規の多くは空文に歸する結果となるまいか、即ち行政法規の制裁に付て其の規範に對する違反が法規違反の認識を以て爲されねばならぬとするならば其の規範は遂に殆ど強行し得ないではなからうか、同博士は警察犯は前陳の如く其の行爲が其れ自體として違法（實質的に）なる故に法律上犯罪とせられるのみでなく一定の法律が其の行爲を禁止することに依つて茲に犯罪と認めらるるものであるが故に違法の認識が此の種警察犯の犯罪構成要件であると説明されるのであるが然し此の理由は寧ろ反對の結論に到達する有力な論據となるであらう。即ち警察犯は所謂法定犯なるが故に獨り犯罪事實の認識を必要とせざるのみならず法規違反の認識も必要でなく、専ら行爲の外形に付てのみ處罰を論すべきものであると解すべきではなからうか、吾人は一般犯罪に關しても違法の認識は犯意の一般的要素に非ずとする消極説を採り又進んで刑法第三十八條第三項に所謂法律の不知は刑罰法令の不知の場合のみならず命令の不知の場合をも包含するものと解する。（七年二月六日大審院判例參照）従つて警察犯に在つても形式的違法を規定したる法規に關する錯誤は意思の反社會性を阻却せずと一貫した解釋を持つ。牧野博士所論の如く「若し法規を知らざるが爲めに其の違反行爲を爲すに至りたる者あら

むか、必ずしも直ちに之を處罰する必要はない之に法規あることを知らしむれば足りるのである」とする司法政策上からも同意し得ざる點であると思ふ(刑法研究第一卷二八九—三二〇頁参照)。

併し乍ら法定犯と故意との問題に關しては以上の如く疑問の餘地が存するから若し刑法第三十八條第一項の趣旨を更に明確ならしめんとするならば、立法論としては出版法規上の警察犯に關しても後述する所の刑事犯と相共に同項但書の精神を尊重し特別の明文を設けるのが當を得たものではなからうか(取引所税法第二〇條、所得税法第四七條の二参照)。

次に出版法規上の刑事犯と犯意との關係に付て研究の歩を進めて見たい。例へば新聞紙法第四十一條に規定する秩序紊亂罪に於て犯人は其の記事が安寧秩序を紊亂すべきものなることを認識することを要するか又は單に安寧秩序を紊亂すべき記事其のものを掲載するの認識を以て足れりとするやが蓋し問題の樞要なる解決點である、然し犯罪の成立に付て掲載の認識が尠くとも必要なることは論を俟たない。抑も公然 publication と言ふことが出版違犯に於ける客觀的の一般的構成要件を成すものであるから掲載の認識に付ての欠缺があるならば其處に反社會性の意思は出版法上認むるを得ない。故に假令掲載された記事が安寧を紊亂し風俗を害する事項であつても記事其のものを掲載するの認識がなかつたならば犯罪の成立を見ないことは明かである。是に於

刑事犯と
犯意

てか問題は、此の掲載の認識のみを以て足るか或は進んで尙一定の犯意を必要とするかに存する。

大審院の判例は客觀主義を奉ずるものの如くである。四年十月二十三日の判決に曰く「本件犯罪(第四一條)の構成には必ずしも安寧秩序を紊亂するの意思あるを要せず苟くも客觀的に安寧秩序を紊亂する記事を新聞紙に掲載したる以上は掲載者自ら其記事を以て安寧秩序を紊亂するものに非ずと思惟せる場合と雖も尙犯意の成立を妨けず」と。又九年七月十四日の判決に曰く「客觀的に考察して安寧秩序を紊亂する事項を新聞紙に掲載したるときは假令其の事項に署名したる者及發行人編輯人に於て安寧秩序を紊亂するの意思なく記事の趣意目的は他に存すとすも署名者及發行人編輯人は新聞紙法第四十一條前段の制裁を免るべきものに非ず」と。(同趣旨八年一月九日判例)而して叙上判例に付て一般の批評は之を以て純粹なる客觀主義とし、本犯罪の成立には安寧秩序を紊亂すべきものたることを認識するを要せざるものと解するが如くである。判例が果して此の見解の下に犯意を必要ならすとなしたるものか否かは疑問の餘地あると共に若し客觀主義を採らぬとすれば如何なる犯意を必要とすべきかが重大な問題である。

牧野博士は前記四年十月の判例を評して「新聞紙法第四一條は「安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害ス

主觀主義
か客觀主
義か

ル事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキ」云々と規定して居る。問題は其の秩序紊亂罪に於て犯人は一定の記事が安寧秩序を紊すべきものなることを認識することを要するか、或は安寧秩序を紊すべき記事そのものを認識するを以て足るかの點である。(中略)予輩は右の兩説の何れにも與みすることを得ないので別に第三の説を持つてゐる。それは右犯罪の成立には單に其の記事の掲載に付て認識を有してゐるだけでは足りないもので、更に其の記事の掲載が社會に及ぼすべき一定の影響を認識して居らねばならぬと言ふのである。その一定の影響は法律が稱して以て秩序紊亂と爲す所のものであるが犯人は其の影響を秩序紊亂なりと認識する必要はない(刑法研究第一卷三一頁以下)とした。而して草野學士も亦此の解説に共鳴した。(法學志林第二三卷第八號五二頁)吾人は此の所謂一定の影響の認識に付て大に疑義なきを得ない。試に尙博士の所論を見るに「實際上の取扱として論ずれば普通に考へて見て其の記事から其の斯の如き一定の影響あるものと認む可き場合に於ては、單に其の記事を掲載するの意思ありしことを立證することに因つて當然(即ち反證なきに於ては)其の一定の影響を認識したものと認めることが出来る。故に裁判所としては其の記事を掲載するの意思ありしや否やの外に特に其の一定の認識を有したりしや否やを證明する必要はないのであると思ふ。併し判例の示す所が其の反證のある場合に於ても即ち犯人が其

の記事の秩序を紊すものに非ざること信する場合と雖も尙犯罪の成立ありとするならば予輩には其の理由が充分に了解出来ぬ。(後略)」と論せられた。寔に前段の如く或る記事の掲載は一定の影響の認識を十分に認むるを得るであらう、犯人に於て苟しくも或る思想を文書に印刷し公表(頒布)するに於ては常に必ずや或る一定の影響を認識するに相違ない。或る思想を公表して而かも一定の影響を認識しないと云ふ場合が想像し得られるであらうか、其の記事の掲載に付て認識を有してゐる以上、其の公表に依つて生ずる一定の影響は必らず之に相伴ふべきであるまいか、若し謂ふ所の「一定の影響の認識」が主觀的にも客觀的にも法律が稱して以て秩序紊亂なりとする所のものとなし且つ此の認識を必要なりとするならば主觀主義であつて而して理論は一貫すると思ふ。然るに博士の所要の認識は主觀的には唯一種の一定の影響であり客觀的には法律に所謂秩序紊亂であるとするは解き得て餘りに巧妙なりと言ふべきではなからうか、假令反證のない場合であつても、掲載する意思さへ立證することに依つて認定し得るが如き「一定の影響の認識」であるならば掲載の認識から特に區別して論し又は犯罪成立の要件と爲すには餘りに薄弱であると信ずる。單純にして且つ漠然たる一定の影響を犯人に於て認識せしや否やは其の記事を掲載するの認識ありや否やに當然包含せらるべき問題ではあるまいか、從て若し掲載の認識あるに於ては必

然一定の影響を認識したりと認むるを得べく故意ありと言ふを得るのではあるまいかと信ずる。故に特に第三説を樹つるよりも寧ろ客觀主義に殉ずるを屑しと思ふのである。

抑も出版犯罪は其の掲載事項の内容が公表せらるるに依つて法益の侵害を生ずるのであるが其の犯罪は警察犯の場合と異つて實質的に反社會性の行爲であり法の規定を俟つて遵守さるべき性質のものでない。即ち或る事項それ自身の公表が具體的に法益に危害を及ぼす虞れあるを以て法が其の公表を處罰したものであるか故に公表すること即ち新聞紙其の他の出版物に掲載することが犯罪成立の最も重要な要件である。従つて此の掲載に認識あらば即ち茲に犯罪の成立を認むべく之を欠缺するに於て阻却するものと言はねばならぬ。佐々木博士は出版事項の内容に依る罪を出版犯罪として他の出版違犯と區別せらるるが必ずしも吾人の所謂前論出版法規上の刑事犯及警察犯に該當するものに非ず且つ其の區別も判明を缺く憾みあることは曩に一言した所であるか同博士は掲載事項の内容に依る犯罪と該事項公表の影響とを儼然區別せんと力説せられる。(法學論叢第三卷第四號五頁)其の所論に依れば「出版事項の内容に依る犯罪と云ふも其の犯罪の事實が其の事項が一定の内容を有すると云ふことのみを要素とすると云ふのではない。新聞紙掲載の事項が一定の内容を有するが爲めに之を新聞紙に於て公表することが犯罪となると云ふのであるか

ら此の犯罪の客觀的事實が其の事項を新聞紙に於て公表することを一の要素とすることは勿論である(中畧)新聞紙掲載の事項の内容と混同し易くして面かも嚴正に之を區別せねばならぬものがある。第一或事項が新聞紙に於て公表せられたるが爲めに社會に與へる影響は決して其の事項の内容には屬しない。然るに其の影響たる事實は場合に依つては犯罪となるべき掲載事項の内容としても定められて居ることがある。然し或事項が此の影響たる事實を内容とする場合と之を内容とせずして單に新聞紙に於て公表するとき社會に其の影響を與へる場合とは似て非なるものであつて、前の場合に於てのみ出版事項の内容に依る犯罪が成立するものである」とし、出版事項の内容に依る犯罪を以て事項そのものが所定的事實を内容とするや否やに依りて決すべきものとし其の内容たる事項が社會に及ぼす影響及關係者の目的の如何を問はざるものと爲した。併し乍ら惟ふに出版法法規上の犯罪を處罰する所以は或る掲載事項が公表せらるることに依り蒙るべき法益侵害の保護に在る即ち換言すれば社會に及ぼす影響の如何を顧みて規定せられたものである。犯罪の成否は記事の内容其のものよりも記事の社會に及ぼす具體的危険の有無に從て決定さるべきものであることは博士の所謂「出版事項の内容に依る犯罪」に付ても同斷であらう。出版犯罪に於て記事の内容と影響とは密接の關係を有し之を別個の觀念と爲すを得ないと信ずる。故に例へ

ば博士は新聞紙法第三十七條を以て掲載事項そのものか刑事被告人を救護する事項を内容とする場合に之を處罰するに外ならざるを以て、記事の内容そのものが刑事被告人を救護する事實にあらざるときは假令世人が其の記事を見て刑事被告人を救護するの影響結果を惹起すと雖も第三十七條に該當しないとせられたが、抑も同條は犯罪の煽動司法權の蔑視を來さしむる結果を招來する虞あるを以て、個人の法益を保護すると同時に國家の法益を保護せんとするに在る。従つて同條の犯罪の成立即ち第二十一條所定の事項を内容とするや否やは該記事が犯罪を煽動し又は世人をして司法權を蔑視せしむる念を起さしむるの具體的危險を有するや否やに依りて定まるものと言はねばならぬ。吾人は出版犯罪に付て記事の内容と影響とは切り離して觀念するを得ないことを繰り返したい。(此點に關し詳細は草野學士前記論文に譲る)

出版法上の犯罪は上述の如く掲載事項が社會に及ぼす影響即ち具體的危險の存否に依つて定まるものなるが故に若し此の危險にして存在する以上犯人に於て單にこれを公表したることの認識あれば即ち犯罪は成立する。犯人が其の影響を以て(例へば)秩序紊亂なりと認識する必要はない。秩序紊亂するものに非ずと思惟したりとするも之は單純な法律の錯誤ではなく法律の不知に過ぎないから當然刑法第三十八條第三項の適用を受くべきであると解したい。客觀的に見て記事

の内容が具體的危險を生ずるものであるならば、其の記事を掲載し公表したることに付ての認識が當然に反社會性の意思を認むべきであると思ふ。而して其の記事が具體的危險を有するや否やは其の記事の内容が及ぼすべき影響に主として關係を有するが故に其の記事の叙事叙情の狀況、又は之を受け入るる社會狀態等が其の判定に重なる要素を爲すものと言はねばならぬ。故に例へば新聞紙法第四十一條の規定に於て見るに今日我國社會狀態に照し記事の内容が善良なる風俗を害し吾人の道義的良心を傷くるが如きものであつても、或は數年後に於て社會環境が何等の影響を受くることなき狀態に在るならば其の時或は風俗壞亂の犯罪は成立しないかも知れない。又例へば巷間の男女情事關係を描寫するに當て、甲は平坦なる筆致を以て叙述し乙は等しく同一事件を取扱つても其の描寫叙情に重きを置き舞文弄筆して吾人をして一見醜惡の感を抱かしむるならば甲は風俗法益を害すること尠く乙は之を侵害すること大なるは言を俟たぬ所であらう。

第四節 我出版法の一欠缺

我新聞紙法は安寧秩序を紊し風俗を害する新聞紙に對し行政處分を認むると同時に發行人編輯人に一定の刑罰を課した。(新聞紙第二三條同第四一條) 然るに出版法は右同様の記事を掲載する出版物に對し等

しく行政處分を認むるに拘らず(出版法第一九條)出版責任者に對する刑罰に關しては獨り風俗壞亂罪のみを規定し、安寧秩序紊亂罪は竟に何等の規範をも見ない。故に文書圖畫にして政體を變壞し國憲を紊亂せんとせるもの(第二六條)に非らざるに於ては、假令安寧秩序を妨害する文書圖畫であり發賣頒布を禁止せられたものであつても出版責任者に刑法上の制裁は及はないのである。安寧を妨害すべき事項を新聞紙に掲載したるが爲めに司法處分に附せられ同一事項を出版物に登掲したるが爲め刑法上の責任なしとするは、其處に何等か理論上の根據あるものであらうか。司法處分の當否は別問題とし、如斯矛盾は國家の法律組織から見て認容さるべきであらうか蓋し重大な研究の對象であらねばならぬ。或は此の矛盾を以て立法技術上の錯誤と爲す者あるけれども、之れは殆ど想像し得ない所である。殊に行政處分に於て風俗壞亂と並び規定したるに拘らず司法處分に於て特に風俗壞亂罪のみは別に規定する所あるのを見るならば錯誤説は何人も肯定し得ない所であらう。於是立法上の根據が那邊に在るかを顧みる必要が生じて來る。

先づ法規の沿革を溯つて見やう。抑も我出版法規が許可主義の舊套を脱して届出主義を採り稍今日の面目を具ふるに至つたのは、明治二〇年の新聞紙條例(勅令第七五號)及出版條例(勅令第七六號)であつた。而して同新聞紙條例には「治安ヲ妨害シ風俗ヲ壞亂スルモノ」に對しては行政

處分としての發行禁止若は停止を認め又其の新聞紙の發賣頒布の禁止處分を規定し(第一九條)又別に「猥褻ノ新聞紙ヲ發行シタル場合」に於て其の責任者を處罰したけれど(第三三條)遂に治安を妨害したる場合の刑事責任は之を措いて問はなかつた。又同出版物條例に於ても「治安ヲ妨害シ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムル文書圖畫ヲ出版シタルトキ」は發賣頒布禁止の處分を爲し(第一六條)且つ「猥褻ノ文書圖畫ヲ出版シタルトキ」は著作者發行者を共犯を以て論じて處罰したるに拘らず(第二五條)是亦治安妨害に關しては規定する所が無かつた。

新聞紙條例の改正は爾來久しく行はれなかつたが明治三十年法律第九號を以て改正せらるるや大に從來の主義方針を變更した。即ち多年世論の指彈を受けて來た發行禁止處分を放擲すると同時に一方、初めて「社會ノ秩序」を壞亂する事項を新聞紙に記載したる場合に於て、風俗の壞亂と相並び其の刑事責任を問ふものと規定するに至つたのである。(第三三條)而して現行新聞紙法に至り記事の安寧秩序紊亂に對し新聞紙の發賣頒布禁止を認むると同時に一方其の刑事責任に關する規定を設け以て法律第九號の精神を繼承するに至つた。然るに反之二十年の出版條例は二十六年に至り再び出版法に依つて代はられたが其の主義方針は大體に於て條例を踏襲したものであつて安寧秩序紊亂の文書圖畫に對しては依然として刑事責任の規定を設けなかつた。尤も前掲明治

十六年の新聞紙條例に於ては稍、今日の安寧秩序妨害罪に該當する法規として「成法ヲ誹毀シテ國民法ニ遵フノ義ヲ亂ル者及顯ニ刑律ニ觸ルル罪犯ヲ曲庇スルノ論ヲ爲ス者」云々の規定を有し（第二八條）而して太政官布告第二一號（出版條例改正）の準用する所であつた。（第五條）而して二十年の出版條例に至つて前述の如く之を見ざるに至つたのである。

由是觀之、出版法が明治二十年以後秩序紊亂罪を認めず新聞紙法が明治三十年に及んで十六年の新聞紙條例の該當條項を復活し初めて之を認むるに至つたものであるが故に此の改廢に最も重要な意義が含まれて居るものと思はれる。惟ふに國民の政治思想の極めて急速な發達の道程に於て、其の言論が安寧秩序を紊る虞れあることは最も國民の陥り易い傾向であるが爲め事項の重大にして政體を變壞し朝憲を紊亂せんとするが如きものは之を看過し得ないけれども單に治安に妨害を來すが如き程度のもは之を放任し蒞むに刑事罰を以てせざる方が當時の社會狀態に照し、文化の發達思想の進歩向上を冀ふ所以のものでなかつたのであらうか。當時の爲政者茲に見る所あり、特に憂國慨世の政治論等が最も牴觸し易い秩序紊亂罪の陥穽を取り除いたのではなからうか。然るに明治三十年の新聞紙條例改正法律に於て一方發行禁止の制裁を廢すると同時に發賣頒布の禁止を改めて停止及び假差押となし司法處分の前提として行ふに過ぎざるものとしたる

が爲め大に取締の威力を減殺するに至りたるを以て別に初めて秩序紊亂罪を認むるの已むを得ざるに至つたものではなからうか、而して現行法は單に之を踏襲すると同時に一方法律の行政處分としての發賣頒布禁止を認めたのであらう。

現今に於て之を見るならば、若し秩序紊亂罪に存在の理由を認め得ないとすれば格別然らざるに於ては、等しく出版物の法規である出版法新聞紙法が此の如き跛行的なのは失當であること勿論である。出版法に依る出版物なるが故に秩序紊亂罪が成立しないと云ふ、何等の理論上の根據もないならば須らく矛盾を避くべきである。出版法と新聞紙法とを一個の法規の下に統一する必要があるとするならば、此の出版法の欠缺は其の最も重要な原因の一を爲すものであらうと信ずる。

又司法處分に於て出版法の規定に不備を感ぜらるるのは尊嚴冒瀆罪である。新聞紙法第四二條は朝憲紊亂罪と相駢び皇室の尊嚴を冒瀆せんとする事項を新聞紙に掲載したる場合につき重要視する所である。然るに出版法は「政體ヲ變壞シ國憲を紊亂セントスル」事項の掲載に對し處罰する所あつたが（第二六條）皇室の尊嚴冒瀆に付ては言及しない。

抑も出版法規上本罪を初めて規定するに至つたのは三十年法律第九號である。（第三二一條）尤も

明治八年所謂讒謗律の制定あり出版物に依る誹謗罪をも認め且つ「乘輿ヲ犯スニ渉ル者」(第二條)及「皇族ヲ犯スニ渉ル者」(第三條)も最も嚴罰に處し、而して八年出版條例第五條の準用する所であつたが十六年の改正布告(太政官布告第二一號)に於て改正せられた。

如斯我出版法規上に於ては本罪は明治三十年に於て初めて規定し現行新聞紙法の襲ふ所であつたに過ぎない。惟ふに此種の規定を久しく見ず現行出版法の尙且つ之を有しないのは前掲安寧紊亂罪と多少理由を異にすると思ふ。案するに傳説的の國體の觀念や建國の精神に堅い信念を抱いて居る我國の歴史的思想は、筆端の餘勢茲に及ぶを殆ど想像しなかつたのであらう。又皇室の尊崇の如き制裁を以て待つべからざるものとしたのであらう。固より道德的觀念であり法を俟つて期すべき性質のものではないが、法益の保護を厚うせんとし思想の變遷を鑑みるならば、明文を設くるの可なるは言を俟たぬ。現在の出版法に於ては文書圖書にして皇室の尊嚴を冒瀆するものは、朝憲を紊亂する程度に至らざる限り、之を糺彈するを得ないのは明かに缺點であらう。單に實質上其の欠缺を缺點とするのみならず新聞紙法との權衡の上からも秩序紊亂罪と同様、其の跋行は許されざる所であらうと思はれる。

第五節 出版違犯ニ刑法

刑法の總則が、刑を定めた他の法令にも亦原則として適用されることは言ふを俟たない。(刑法第八條)而して唯特別刑法中刑法總則の或規定を適用せざることの明文を有する場合又は其の解釋上明かに總則規定の例外規定たる性質を有する場合、若は例外規定を特に設けたる場合に在りては刑法第八條但書に該當し例外たるべきこと學說判例の等しく認むる所である。我出版法規と刑法第三十八條との關係に付ては曩に述べた所であつて、出版法規の性質上犯意を必要とせざる明文なしと雖も同條第一項但書の規定に該當するものなることは判例の久しく認め來つた所であり、通説の採用する所である。尙出版法規は刑法總則の或規定を適用せざる旨の規定若は特別なる例外規定を設けた。

第一項 時 效

時效の規定に關し我刑法は獨逸刑法と異りて、刑の執行を免除する刑の時效 *prescription de la peine* に付ての規定を有するけれども、公訴權を消滅せしむる公訴の時效 *prescription de l'action*

publique に關しては刑事訴訟法の規定に譲つたことは(同法第八條)茲に説明する迄もない。而して又時効は各部の法規體系を通じ、或る永續する一定の状態を尊重することが、社會の秩序を維持する上に於て必要であると云ふ理由から認められたものなることも論ずるに及ばない。新聞紙法は、刑の時効に關しても、公訴の時効に關しても何等の規定を有しないが故に、原則の適用を受けなければならぬ。反之出版法は公訴の時効に關しては特別の規定を設け「此ノ法律ニ關スル公訴ノ時効は一年ヲ經過スルニ因テ成就ス」(第三三條)と爲したるを以て明かに刑事訴訟法第八條の例外を爲すものであるが刑の時効に關しては刑法總則の規定に準據すべきは當然である。刑の時効に付て特別なる例外規定を設くる重大な理由に乏しいけれども公訴の時効に付ては出版違犯が公然性を有する點から、一年の期間は長きに失する嫌ひがなからうか。殊に新聞紙法が此に付て規定する所のないのは明かに權衡を失するものと謂はねばならぬ。明治二十年の出版條例は二年を以て公訴時効の期間とし其の犯罪と認められたる文書圖書を最後に發賣頒布したる時より起算し其の發賣頒布せざるものは其の最後に印刷したる時より起算するものと規定した。(同例第三三條)(註一) 現行法が之を一年に短縮したのは見る所あつた所以であらうが、二十年の新聞紙條例が新聞紙の性質から、更に短き六月の時効満了期間を定めたるに拘らず(同例第三六條)現行

法に至つて突如之を廢除し一般規定に譲つたのは時世に逆行する非難を免れ得るであらうか、其の結果科料刑を除く出版違犯は三年を經過しなければ公訴の時効は完成しない。新聞紙に關しても公訴時効の規定を必要とすること、及一年の期間を短縮することが、立法論として當然主張さるべき點であらうと信ずる。公訴時効に付て出版法に特別の例外規定を設くることは各國立法例の認むる所である。例へば獨逸に於ては、刑法は、三月以上の長期の禁錮に處すべき輕罪の公訴は五年、其の他の輕罪の公訴は三年を以て時効の完成に依り消滅するものと爲したるが(刑法第六七條) 出版法第二十二條は「處罰スヘキ内容ヲ有スル出版物ノ頒布ニ依リ犯サレタル重罪並輕罪及本法ニ依リ處罰セラルヘキ輕罪ノ公訴ノ時効 Verfolgungsverjährung ハ六月ヲ以テ完成ス」と規定し、又佛國に於ては刑事訴訟法は重罪十年、輕罪三年、違警罪一年を以て時効完成の期間と定めたが(同法第六三七條、六三八條、六四〇條)出版法は「本法ニ規定セル重罪輕罪ニ關スル公訴權及私訴權 l'action publique et l'action civile ハ犯罪行爲ノアリアル日又ハ訴追シタル場合ハ其ノ最後ノ訴追行爲ノ日ヨリ起算シ三月ヲ經過スルニ因リ時効ニ依リテ消滅ス」(第六五條第一項)と例外規定を設け其の他伊國出版法は三月を以て時効消滅の満了期間とし(第一二條)白耳義國出版法亦三月を以て時効の期間と規定した。(第一二條)彼此考覈するならば、我新聞紙法が獨り例

外規定を設けなかつた理由は到底了解に苦しむ所である。

第二項 併合罪

新聞紙法第四十四條は「本法ニ定メタル犯罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セス」と規定し出版法第三十二條は「此ノ法律ヲ犯シタルモノニハ刑法ノ自首減輕再犯加重數罪俱發ノ例ヲ用キス」とし共に刑法總則に對し併合罪の規定を適用せざる旨明定した。(註二) 其の之を規定するに至つた理由は出版物の性質上其の違反行為に對する制裁に關し我國は客觀主義を採り而して此の主義を徹底せしむる爲めに存するものなること明かである。故に例へば同一人が新聞紙の發行人及編輯人として新聞紙法第四十一條に違反し又は發行人編輯人及印刷人として同第四十二條に違反したるときは恰も別人が發行人編輯人及印刷人として叙上の規定に違反したる場合と均しく各別の犯罪成立し従つて其の刑は併科される。(大正三年十二月大審院判例) 又同一の理由を以て、同一人にして同時に二以上の新聞紙の發行人及編輯人の兩資格を兼ねたる場合は各新聞紙毎に且其の各資格に應じ各別に當該犯罪成立し第四十四條に依り刑を併科せられるのである。

茲に屢々問題の生ずるのは新聞紙法第四十四條の規定と所謂連續犯との關係である。換言すれば

併合罪と
連續犯との
關係

ば刑法第五十五條「連續シタル數個ノ行為ニシテ同一罪名ニ觸ルルトキハ一罪トシテ之ヲ處斷ス」の規定は新聞紙法第四十四條の規定に依り除外せられたるものなりや否やの點である。

抑も新聞紙法第四十四條は只「併合罪ノ規定ヲ適用セス」と規定し、且つ刑法に於て連續犯は所謂想像的競合犯 *concurrs ideal* 及牽連犯の規定(第五四條)と共に併合罪中に之を規定したるが爲めに此の疑問を生じて來るのである。併し乍ら形式上併合罪の章程中に規定を見るも連續犯は想像的競合犯及牽連犯と相俱に一罪であること學說判例の一致して認むる所である。其の詳細は茲に論ずるの必要を認めないが、要するに新聞紙法第四十四條に「併合罪の規定」と稱するは確定裁判を経ざる前に犯されたる數罪の相互關係に關する規定を指稱するのであるが故に、刑法上一罪として取扱はるる連續犯、競合犯並に牽連犯は之を包含するの法意ではない。故に刑法第五十四條及第五十五條は共に新聞紙法第四十四條に依り排除せられたるものでないから、總則規定として刑罰規定に適用あることは論を要しない。

連續犯の成立要件に關しては學者間相當見解を異にするが判例は曾て意思の繼續(單一)と被害法益の單一とを必要とした。但し最近に於ては之を變更し意思の繼續を以て足れりとするに至つた。然らば新聞紙法上の連續犯は如何にして成立するやを進んで研究して見たい。

新聞紙法
上の連續
犯

例へば新聞紙法第三十六條は第十九條に規定したる法益保護の目的を達せんが爲めに設けられたる規定であるが故に若し編輯人が右第十九條に依り禁止されたる事項を新聞紙に掲載したる場合に於ては其の犯意の有無如何に拘はらず同第三十六條の罪を成立するものと稱すべきは勿論であるが、其の掲載行為が二回以上に及べる場合に於て所謂連續犯の成立と否とは専ら其の掲載に就て編輯人自身の單一意思の發動に基く反覆行為なるや又は別異の發意に因れるものなりや否やに在るものと信する。故に若し其の掲載が編輯人の單一意思の發動に基く繼續的行為なるに於ては所謂連續犯として刑法第五十五條の適用を受け一罪として處分せらるるものであるが、又若し其の掲載が其の都度編輯人の別個の發意に依り意思の繼續を認め得ざる場合に於ては所謂連續犯に非らず従つて數罪として處分せらるべきものなるが故に新聞紙法第四十四條の適用に因り數罪として其の刑を併科せらるるに至るであらう(大正三年一月四日 日大審院判例參照) 註三 又如此同一編輯人が二回以上別異の意思を以て數罪を犯す外、一人にて新聞紙の發行人及編輯人たる兩資格を有し、その兩資格に於て處罰せらるる場合に於ても亦數罪を犯したるものとして新聞紙法第四十四條の適用を受くべきものなること喋説を要せぬ所である。

以上述ぶる如く新聞紙法は明文を以て併合罪の規定を排除したが累犯の規定を除外しないのは

刑が禁錮罰金科料で累犯例の適用がないからである。(註四) 然るに新聞紙法は唯一條の制裁に於て懲役刑を認めた。第二條即ち是れで茲に問題が派出せざるを得ない。新聞紙法第二條は新聞紙の發行人及編輯人をして十分なる有責者たらしむるが爲め、其の資格に一定の制限を設け(一)本法を施行する帝國領土内に居住せざる者(二)陸海軍軍人にして現役若は召集中の者(三)未成年者禁治産者及準禁治産者(四)懲役又は禁錮の刑の執行中又は執行猶豫中の者は其の資格なきものとし而して若し事實を詐り發行人又は編輯人と爲りたるときは三月以下の懲役又は五十圓以下の罰金に處すべき旨第二十八條を以て規定した。

惟ふに第二條及其の制裁規定たる第二十八條は新聞紙法に於て特殊の性質を有する規定である。即ち新聞紙其ものに關する制限又は制裁の規定ではない。新聞紙の發行行為に關する人に對する制限制裁の規定である。故に其の制裁規定は他の一般制裁規定と大に趣きを異にするものと言はねばならぬ。一般制裁規定は犯意に付て客觀的要件に重きを置き、唯或る種の事項の掲載につき故意を必要としたるに止まること曾て論述した所である。然るに本條は犯罪の性質上より當然犯意を必要としなると言ふ解釋も生して來ない、加ふるに規定の形式から見ても「事實ヲ詐リ」とし故意を前提としたるものと解し得るが故に本條に付ては性質上一般の場合と異り主觀的要件

に重きを置いて考へねばならぬものと思はれる。果して然りとせば客觀主義の適用である併合罪の規定の排除は、本條に關して顧みられずして可なるものではなからうかと疑を生じて來る。然し乍ら現行法の解釋としては一般的に第四十四條に於て併合罪の規定を排除したるものであるが故に第二十八條に付ては第四十四條の適用なしと解釋することは頗る困難である。併し乍ら立法論としては大に考慮を用ふべき點であらねばならぬ。但し累犯に付ては之と反對に、排除の規定がないから、懲役刑の規定せられた本條に付ても刑法總則の規定として適用あるものと解するの外はない。

佛國出版法は出版違犯と刑法總則に關し我國の如く特別に規定する所があつた。即ち再犯加重 *l'aggravation des peines résultantes de la recidive* は出版犯罪には適用せず(第六三條)又酌量減刑 *circumstances atténuantes* は本法の總ての違犯に適用し得るものとし其の範圍は本法に規定せられたる刑の一半を超ゆるを得ないものと規定した。(第六四條)此の種の特別規定は獨逸、白耳義等の法制に於て發見しない所である。

第三項 名譽に對する罪と出版犯罪

出版物と
名譽と

出版物の内容に依る罪に關しては我立法主義は刑法の特別法規として出版法規に規定する所があつた。然るに名譽に對する罪に付ては獨り之を一般刑法の規定に俟ち、唯出版物に依る名譽に對する罪は時に或は清議公憤の迸出若は所謂社會的制裁と見得べき場合あり個人の法益を保護すると同時に公正なる輿論の歸趨をも妨ぐべきにあらざるを以て特に一定の場合に於て罪と爲さざるものとし特例を設けた。而して出版法規の規定は此點に關するのみにして誹謗罪の性質を變更して所謂出版違犯としたものでないから出版の方法に依る名譽毀損罪に付ても總て刑法總則の適用あることは勿論である。惟ふに出版物に依る名譽毀損は其の他の手段に依るものよりも被害者の受くる名譽權の侵害は其の程度に於て著しく重大なるものあり且つ前述の如く特殊の理由の存するあるを見るを以て他の出版犯罪の如く出版法規に規定するの可なるを信せざるを得ない。

名譽の意

名譽に對する罪の論議に至つては茲に詳述する限りではなく之れを刑法の研究に譲るべきであるから唯結論を與ぐるに止めたい。抑々も何を名譽と謂ふかに付て異説多きも吾人は刑法の保護する名譽は、人の絶對的名譽と相對的名譽を併せ含むものと解する。前者は人の生れ乍らにして有する人格 *persönliche Persönlichkeit* であり、後者は人の地位財産智能才幹閱歷等より社

會一般が其の者に價值付けた社會的名譽 *social Esteem* である。共に名譽に對する罪の法益なるが故に、被害者は單に社會に於て特別の地位聲望を有する者に限定しない。犯罪者、意思能力なき幼者若は精神病者も人として自己の人格を尊敬せしむることを要求する權利を有するものなるが故に均しく、本罪の被害者たり得るであらう。唯被害者にして社會上特殊なる地位閱歷を有する場合に於ては吾人の所謂絶對的名譽に加ふるに相對的名譽なるを以てし其の名譽の範圍を増大するに過ぎない。故にかかる場合に於ては尋常一般人に對して爲されたるものとして犯罪成立せざる程度の侵害行爲と雖も特別なる名譽の所有者に對しては重大なる名譽毀損罪を成立するかも知れない。(註五)

第一目 名譽毀損罪の概念

名譽に對する罪に付て刑法は名譽毀損罪(第二三〇條)と侮辱罪(第二三一條)とに分つた。名譽毀損罪に付て其の要件を擧ぐれば

(イ)公然なるを要す 公然とは不特定又は多數の人に向ひて爲さるる場合であつて、不特定なるに於ては其の員數は問題にはならない、又同時に多數なるに於ては特定たると不特定たるとを問はない、又公の場所は勿論私の場所に於ても認め得べく、出版物が賣品たると非賣品たると

は必然の要件ではない。(四三年一月一七)而して侵害行爲が公然爲さるることは其の不特定人又は多數人が之を知悉することを必要としない。新聞紙の如き公刊の文書に依りて他人の名譽を毀損する罪は名譽毀損の記事を掲載發行し公衆の閱覽し得べき状態に措くことに因つて成立するものであつて、右記事が公衆の閱覽を経たることを必要としない。(四五年六月)故に例へば府會議員候補者の名譽を毀損する記事を印刷し其の書面を市内特別郵便に附して選舉區民に配布したる行爲は一般的に多衆に對して他人の名譽を毀損する事實を通知したるものであるから公然人の名譽を毀損したる行爲である(大正五年大審院判決録八一六頁)

(ロ)事實の摘示あるを要す 事實の摘示とは具體的に一定の事實を摘發指示する行爲を謂ふものなるが故に事實を擧示せずして單に他人を輕蔑する表示を爲したる場合は後述する侮辱罪を構成するは格別本罪の成立はない。又一個の文章を以て人を誹譏する者が侮辱の語を雜へて惡事を摘示し之を公表して其の名譽を毀損する場合は侮辱の語と事實摘示と相埃つて名譽毀損罪を成立せしむるものであつて其の所爲は單に名譽毀損の一罪名に觸るるのみに過ぎない。(大正三年大審院判決録二二六頁)

事實の摘示は自ら事實を唱導すると又は他人の唱導したる事實を流布するとを問はない。新刑

法は摘示の文字を用ひ舊刑法に所謂摘發の用例を避けたのは當該事實が單に未だ公知せられざる事實を摘發する場合のみに限らず既に公知の事實あつても人に對し之を摘示表白する以上は本罪を構成するものと解する。(同說大正五年判 決録一八二二頁)故に例へば惡事醜行の風聞あることを新聞紙に掲載するは未だ風聞あることを知らざる他人に公然之を傳播して知覺せしむるものなるが故に所謂公然事實を摘示したものである。(四四年八月 四日判例)又事實の摘示に當りて直接被害者の何人なりやを知り得べき記述を要件としない。名譽毀損の記事中被害者の氏名容貌異名若は雅號を直ちに知り得べき文詞なくとも他の事情を綜合して其の何人なりやを推知し得る以上は名譽毀損の事實を認め之を處斷するに妨げない。(三年一月二日 一日判例参照)

摘示すべき事實は惡事醜行に限らない。苟くも前述の相對的竝に絶對的名譽を減少若は喪失せしむべき事實なるに於ては本罪は成立する。然し乍ら名譽を害すべき事實中には又相對的と絶對的とを區別し得るであらう。例へば犯罪行為惡事醜行惡疾の如きは絶對的性質を有する毀損事實であり反之單に他人の社會的名譽を害する事實は相對的のものであつて、何人に對しても常に毀損事實となるものではない。例へば教育者に向つて教育方法の拙劣を痛罵し教育者の資格なしとするは教育者に對して本罪成立するも一般人に對しては成立しない。

新刑法は單に「事實ヲ摘示シ云々」と規定し舊刑法の「惡事醜行ヲ摘發シテ云々」の用例を避けたのは名譽保護に付て徹底を期した所以である。(註七)

(ハ)摘示事實は眞實なると否とを問はず 我が刑法は摘示事實が眞實なると否とは犯罪の成立に消長なきものとした。既に大審院判例に曰く「人の醜行を摘發したる者は其の事實の有無に拘らず誹謗罪の犯人として刑罰の制裁を受けざるべからず從て或人が現に惡事醜行を爲したる場合と雖も之を指摘して社會公衆に知らしむるの所爲は誹謗罪を構成す」と。(三六年判決第一〇〇頁註七参照)誹謗罪と眞實なる事實摘示に依る誹謗とは其處に反社會性の重大なる差異あることは免るることを得ない。從つて立法論とし我が刑法の主義が果して妥當なりや否やは大に疑なきを得ない。然し法の解釋としては事實の有無は犯罪の成立に關係がないことは明かである。

死者の名譽毀損罪に關して、死者が名譽權を有するものなりや否や、又は畢竟遺族の名譽を保護する精神なりや否やについては學說の争ふ所なりと雖も、死者其のものは人格なきが故に被害者たるを得ず從つて後説の是なるを信する。但し法は摘示事實が欺罔に出づるを成立要件とした。

死者の名譽毀損

第二目 侮辱罪の概念

次に侮辱罪に付て見るに

(イ)侮辱行為あるを要す 侮辱行為とは罵詈嘲弄其の他人を輕侮する一切の行為を包含する。舊刑法は罵詈嘲弄に依る侮辱のみを規定したのは未だ盡さないと云はねばならぬ。(舊刑法第四二條第一二號)故に新刑法の規定の下に於ては惡口雜言を以て人を輕蔑する外社會上の名譽に對し侮辱を與ふる一切の行為を含むものである。但し事實の摘示は本罪の成立を妨げ名譽毀損罪を構成するに至るであらう。

(ロ)公然侮辱するを要す 侮辱行為が公然性を要することは名譽毀損罪に同じ、即ち第三者に知了せられたることを要件とし被害者の認知は要件ではない。然し出版物に侮辱事項が掲載發行したるときは既に出版物が當然公然性を有するを以て其の讀者が之を閱讀したると否とに拘らず本罪は成立するものと解すべきである。

(ハ)一定の人に對して爲さるるを要す 名譽毀損罪と同じく被害者が明かに認め得られなければならぬ。故に一般に官吏社會若は警察界に對し侮辱の言を加ふるも何人に對して侮辱を爲したるや明に認むるを得ないが故に本罪を構成しない。但し何人が被害者なるや前後の關係又は描

寫方法等に依り明に推知し得る場合は固より犯罪を成立せしむること前述の通りである。

第三目 告訴權

名譽に對する罪は告訴を待て論ずる。(第二三二條)告訴權者に付ては刑事訴訟法第五十四條は被害者若は法律上代理人と規定した。故に被害者が告訴權を行使せずして死亡したる場合は訴追するを得ない、又被害者以外の者が名譽毀損又は侮辱行為の影響を受けても告訴權はない。死者の名譽毀損並侮辱罪は其の親族及家族に於て告訴權を有するものと解する。判例は妻の名譽を毀損したる行為に對し夫が自己及其の一家の名譽を毀損したるものと爲し之が告訴を爲すも訴訟條件を缺如するものなりとした。(四四年判決錄一一〇二頁)但し判例は強姦罪に付ては本夫も亦被害者なりとして告訴權を有すと爲したるを以て(大正五年判決錄一一九三頁)本章の罪の告訴に關しても本夫に權利を認むるを以て穩當とすべきに非らざるか、獨逸刑法第九十五條は妻に對する誹毀に關して夫にも告訴權を認めたる。

以上は刑法に規定する所の名譽に對する罪の概略である。更に出版法規の特別規定に付て研究の歩を進めて見たい。

第四目 出版物法の特別法規

名譽毀損若は侮辱行爲は新聞紙其の他の出版物に依りて爲さるゝ場合最も多く且つ其の害の程度は其の他の手段に依り爲さるゝよりも更に重大である。然るに出版法規は特別なる規定を設けて之を寛大に取扱つた。出版法第三十一條及新聞紙法第四十五條即ち是れである。

出版法第三十一條、文書圖畫ヲ出版シ因テ誹毀ノ訴ヲ受ケタル場合ニ於テハ其私行ニ涉ルノ外裁判所ニ於テ專ラ公益ノ爲メニスルモノト認メタルトキハ被告人ニ事實ノ證明ヲ許スコトヲ得、若シ之ヲ證明シタルトキハ其罪ヲ免ス損害賠償ノ訴ヲ受ケタルトキモ亦同シ

新聞紙法第四十五條、新聞紙ニ掲載シタル事項ニ付キ名譽ニ對スル罪ノ公訴ヲ提起シタル場合ニ於テ其私行ニ涉ルモノヲ除クノ外裁判所ニ於テ惡意ニ出テス專ラ公益ノ爲ニスルモノト認メタルトキハ被告人ニ事實ノ證明ヲ許スコトヲ得若シ其證明ノ確立ヲ得タルトキハ其行爲ハ之ヲ罰セス公訴ニ關係スル損害賠償ノ訴ニ對シテハ其ノ義務ヲ免ル

今其の要件を摘述すれば

(イ) 私行に涉らざること 私行とは私的生活關係に屬する行爲である。故に官吏公吏其の他公務員の職務行爲を除くべきは勿論である。従つて又公務に従事する者の行爲と雖も其の私生活關係に屬するものは私行なること亦論のない所である。然れども私人としての行爲は悉く私行なりや否やに付て議論がある。判例は之を肯定し、「私行に涉るものを除く」と規定の義に關し行爲者の資格より之を論じ其の性質に於て公共の事務を處理する職務に在る者の行爲なることを要

私人の私行

すとした。(三六六年大審院判)然し乍ら所謂公共の事務を處理する者に非ずして一私人の行爲であつても其の行爲の利害關係が直接に多人數に及ぶものに在つては所謂私行と看做すを得ない。例へば教師銀行業者神官僧侶等の職務營業に關する行爲は私行と目するは穩當でないと思ふ。故に私行は行爲者の資格から之を截然と區別するは困難であつて要は其の行爲の結果に於ける程度の問題に歸着するものと思ふ。必ずしも公務の執行たるを要せず其の行爲の結果が多數公衆に影響を及ぼすべきものなるに於ては私行に屬せざるものと言はねばならぬ。(註八)

(ロ) 惡意に出でず専ら公益の爲めにするものなること 「惡意」とは被害者の名譽を害する意思目的を謂ふべく「専ら公益の爲め」とは上述の目的より之を爲すに非ず社會公共の利益を考慮し又は社會の淳風良俗を維持し風紀の肅正を期せんが爲めに爲したる行爲を指示したものである。故に例へば假令其の議論批判の行程に於て甲某の名譽を害する事ありと雖も其の之を爲す所以が社會風教の維持改善を目的とするに於ては所謂公益の爲めにするものと見るべきである。而して如此人を害するの惡意が動機なりしや否やは専ら裁判所の認定する所である。

(ハ) 裁判上證明せられ得べき事實なること 以上の二條件を具備したるときは初めて裁判所は事實の證明を許すのである。蓋し證明の確立は單に行爲者に於て侮辱又は名譽毀損の理由たる

事實の證明

事實を眞實なりと思料すべき充分なる理由ありたることを以て足れりとしなす。裁判上證據を以て事實なることを證明するを要し且つ其の證明にして確立を得たるときは初めて法定の要件を完備したることなる。

以上三條件を具備したるときは新聞紙法は「其の行爲は之を罰せず」と規定し出版法は「其の罪を免す」と定めた。罰せずと言ひ、免すと稱するは犯罪の不成立を意味するや又は刑の免除の謂ひなりや檢事は起訴し得るや否やは學說の分るる所である。第一説は犯罪の不成立と解し不起訴處分を爲すべきものなりとし、第二説は事實の證明は唯公判廷に於て許さるるに過ぎざるものなるが故に檢事は職務上起訴せざるべからずとする。兩説相當理由ある所であるが、三要件の具備するや否やは公判廷に於て證認せらるるものなるが故に單に刑の免除に過ぎずと解すべきに非らざるかと思ふ。

出版物に依る名譽を害する罪に付き出版法規が以上の特例を設けたる理由は曩に述べたる如く公正なる輿論、正義なる社會的制裁の道を壅塞する事を慮つた結果であらう。而して刑法は本罪を親告罪とした。蓋し被害者の意思を顧みず職權を以て起訴するに於ては公判廷に於て白日の下に曝露せられ却つて公に傳播せしむるの結果を招來する虞あるを以て各國共名譽を害する罪に付

特別規定
に關する
考察

刑の免除

ては原則として親告主義を立法上採用した。然し乍ら出版物殊に新聞紙に一度掲載せられたる事項は弦を離れたる矢の如くに永久に回復しない。現今の社會生活に於て絶大なる勢力を有する新聞紙は、所謂世評を左右する王者である。名譽毀損の記事を掲載せられたる者殊に虚構の事實に基いて爲されたる侵害行爲を蒙りたる者は、殆ど取り返しつかない社會的制裁に甘んじなければならぬ。而して告訴は慣習や事情が容易に許さないとすれば竟に泣寢入に終らねばならぬことは常に見る實例である。健全なる社會の制裁は固より風紀の刷新、國民品性の向上に有益なる刺戟を與ふることは拒み得ないが、人を害するの意思に出でたる惡徳は決して言論自由の範圍に屬しない。斷々乎として處斷すべきである。此の點より考ふるならば親告主義に飽く迄忠實なるは果して當を得たものなるや否や私かに疑なきを得ない。又我立法主義が事實の有無に拘らず本罪の成立を認むると同時に誣罔に依る侵害行爲に對し特に罰を加重せざるが如きは一層考慮の餘地あるものにあらざるやと思ふ。出版物と名譽に對する罪は最も研究を要する重大なる問題と信するが故に更に外國立法例に考查の筆を進める。(註九)

第五目 外國立法例

名譽に對する罪に關しては外國立法例は一般に周到な用意を用ひて居ることが最も吾人の注目

を惹く點である。佛國に於ては名譽に對する罪は出版法に詳細規定する所である。事實の陳述又は摘示により個人又は團體の名譽尊嚴を害する行為を誹謗 *diffamation* の罪とし、事實を摘示せずして凌辱の表情侮罵罵詈の言詞を以てするものは侮辱 *injure* の罪とし(同第二九條)、最も特色と認むべきは上級裁判所、下級裁判所、陸海軍隊法令に依り組織せられたる團體 *corps constitués* 及行政官廳に對する公の誹謗(第三〇條)及内閣大臣の一名又は數名、兩議院の各一員又は各數名、國家の官吏、公權受託者又は執行者、國費支辨の法教師、臨時又は常設の公務執行者又は公務受任者、陪審官に對し其の職務又は資格に付き、及證人に對し其の供述に付き公の誹謗(第三一條)は特に一般個人に對する公の誹謗罪(第三二條)より之を重く處罰したる點である。又侮辱罪に付ても同様に之を區別して處斷を異にした。(第三三條第一項及第二項)又死者の名譽に對する罪に付ては現存せる相續者の名譽尊嚴を害する場合に限り之を處罰するものとして規定した。(第三四條)

事實證明は下の場合に就て法の認むる所である。(第三五條) 即ち(一)法令を以て組織せられたる團體、陸海軍隊、行政官廳(即ち裁判所に對する誹謗は除外す)(二)第三一條所定の各人、(三)公衆の貯蓄若は信用を基礎とする工業商業又は理財に關する事業の經營者理事者に對する誹謗にして其の職務に關する

ものに限り事實の證明を許され而して若し其の事實にして證明し得たるときは被告人を免訴すべきものとする。其の外一種の名譽毀損罪として特別に規定するものは外國元首に對する公然の冒瀆 *l'offense* (第二六條) 及共和國政府に派遣せられたる外交官に對する公然の侮辱 *l'outrage* (第三七條) を嚴罰したる點である。然し乍ら善意を以て掲載したる裁判上討論の誠實なる報導、裁判所に於て爲したる演説、若は裁判所に差出したる文書に對しては誹謗侮辱の訴を提起するを得ない。唯當該裁判官が其の誹謗又は侮辱の演説の禁止を宣告し行為者に損害賠償を言渡すことを得るものとする。(第四一條)

出版の方法其他公表の手段に依り犯されたる重罪輕罪の起訴は原則として檢事の職權に依るものであるが誹謗罪に付ては例外的に規定した。先づ重罪裁判所に於ける起訴に關し之を見るに(一)共和國大統領に對する冒瀆行為、内閣大臣に對する誹謗若は侮辱行為、證人若は陪審官に對する侮辱行為は必ず檢事の職權を以てし、(二)前掲第三十條に規定せられたる團體、兩院議員の一名又は數名に對する誹謗若は侮辱行為、證人若は陪審官に對する誹謗行為は利害關係者の告訴を待つべきものとし、(三)内閣大臣を除く其の他の官吏、公權受託者又は執行者、公務執行者又は公務受任者に對する誹謗若は侮辱行為は檢事の職權に依り又は利害關係者の告訴に依るべきもの

とし(第四七條)次に輕罪裁判所及違警罪裁判所に於ける起訴は刑事訴訟法第二編第一卷第二章の規定に従ふべきものであるが多少の例外を設けた。(一)外國元首に對する冒瀆行爲、駐在の外交官に對する侮辱行爲は檢事の職權に依るものとし(二)個人に對する誹謗若は公然の侮辱は利害關係者の告訴に待つべきものであるが、總て告訴人より願下ありたるときは已に始めたる起訴を停止する(第六〇條)。

獨逸刑法

獨逸の法制に於ては刑法の規定する所であつて殆ど間然する所なく人の名譽を保護した概略之を述べんに、(一)狹義の名譽毀損(第一八五條)は非尊敬の表示であつて一定の事實を引證すると否とを問はず、又公然なると否とを問はず犯罪を構成する。(二)悪性の陰謗 *ihle Nachrede* に依り名譽を害する罪(第一八六條)は即ち他人に關し證明し得べからざる不實の事實を主張又は擴布するものであつて、其の事實は被害者が蔑視を被り又は輿論に於て名譽を損するに適するものなるを要する。換言すれば非尊敬を表示するものではないけれども、他人をして非尊敬の意を起さしむるに至る基礎たる事實を與ふるものである。(三)誣言 *Verleumdung* に依る名譽毀損罪(第一八七條)は行爲の當時より眞實ならざることを知悉して尙且つ之を主張擴布することに依り他人の名譽若は信用に危険を與ふるものである。(四)死者に對する名譽毀損(第一八九條)は不實の事實

たることを知りつつ、若し死亡者にして生存するならば之をして蔑視を被らしめ又は輿論に於て其の名譽を害するに適する不實を主張又は擴布し以て其の記念を汚辱する行爲である。死者の父母、子女又は配偶者は告訴權を有する。

名譽を害する罪の訴追は原則として告訴を待つべきものとし、妻の名譽毀損に付ては被害者の外、夫も告訴權を有する。(第一九四條、第一九五條)又名譽毀損が官廳、官吏宗教の職に在る者、陸海軍の一員に對し其の職務執行中又は其の職務に關して行はれたるときは直接の被害者の外尙其の職務上の長官に於て告訴權を有する。(第一九六條)親告主義の原則に對する例外は、獨逸帝國又は帝國內の一邦の立法議院其他の政治團體(例へば聯邦參議院 *Hamburg*、*Präsidenten*、*Reichsrat* 三府の元老院、自治行政の團體機關等)に對して行はれたる名譽毀損罪に關しては親告罪に非ず、名譽を毀損せられたる團體の委任に依り訴追し得るものとする。(第一九七條)

尙獨逸刑法は被害者に満足を與ふる爲め求償權の外特殊の方法を認めた。(一)公然又は文書圖書若は隱畫の頒布を以て爲したる各譽毀損に付き刑の言渡を爲すときは犯人の費用に於て有罪判決の正本を被害者に交付すること。(二)犯人の費用を以て有罪の言渡を公告する權を被害者に與ふること、(三)新聞紙又は雜誌を以て名譽を毀損したるときは、被害者の申立に依り判決の主文

を公の刊行物に依りて公告すべきものとし、而して事情の許す限り同一の新聞紙又は雑誌に依りて爲すべく且同一の部分に於て、犯罪原因となる原文と同號の活字を以てすべきものと規定したるが如きは(第二〇〇條)名譽毀損行爲を罰するに餘瀝なく又一旦犯されたる法益の侵害に付ては充分な原狀回復を期したものと謂はねばならぬ。

米國に於ては各州の刑法典中に於て比較的精細を極めた規定を見る。試に紐育州法に付て誹謗に關する法律を検するに誹謗事項を公表したるものは輕罪に處し(第一三四〇條)、出版物の編輯人若は持主をして其の責に任せしめ(第一三四四條)、又定期刊行物の關係者に他人の誹謗事項を報道交付したる者は等しく輕罪に問はれ(第一三五二條)、而して其の公表は必ずしも他人の了知したることを要せず他人の閱見了知すべき事情の下に置きたるを以て足れりとした。(第一三四三條)但し誹謗事項が眞實にして善意且正當なる目的の爲め公表せられたる場合は罪とならず又眞實なると否とを問はず、眞實なりとの確信に基きてなされたる事が相當に理由ある場合若は誹謗事項が私行に涉らざる他人の行爲又は被害者が公衆に説示せし事項に關する公平なる評論なる場合に於ては其の行爲は犯罪を成立しない特例を認めたる。(第一三四二條)、而して本法に定めたる輕罪は原則として一年以下の懲役又は五百弗以下の罰金若は兩刑を併科すべきものとした。(第一九

三七條)各州共殆と大同小異の規定を有して居る。

白耳義出版法は獨逸法例と異り佛國及我國等と等しく、出版物に依る誹謗罪に付て特例を認めたる。其の第五條の規定に曰く「公權ノ擁護又ハ執行ニ任スル者又ハ公人ノ資格ニ於テ行動スル者ニ對シ之ヲ彈劾シタルニ依ル誹謗罪 delit de calomnie ノ被告人ハ其ノ誹謗ガ被害著ノ職務ニ關スル場合ニ限り其ノ彈劾シタル事實ニ付定規ノ方法ニ依リ證明スルコトヲ認容ス。但シ同一方法ニ依リ反證アル場合ハ此ノ限ニアラス」と。而して其の事實にして證明し得たるときは、犯人は誹謗罪の處罰を免るるものとする。(第六條)訴追は原則として親告罪である。然し國王、其の家族、公權の擁護又は執行に任ずる團體又は個人に對し其の資格又は其の職務に關し、爲されたる侮辱罪若は誹謗罪は職權を以て起訴するを得るものと規定した。(第一〇條)

伊太利に於ては獨逸と同じく誹謗罪を刑法に規定し、其の意を用ふる所甚だ嚴である。其の特色とする所は文書圖畫等の公布手段を以て人の名譽を害したる場合は特に一般の場合より嚴に之を處罰し、一年以上五年以下の懲役及千リール以下の罰金に處するものとし、(第三九三條)又事實の證明は原則として之を許さない、唯(イ)官吏の職務執行に關するとき(ロ)誹毀を以て歸責せられたる行爲に因り被告人に對し刑事訴訟を開始したるとき(ハ)告訴人に於て自ら摘發せられた

る所爲の眞偽を裁判上確かめんことを公然請求したるときに於て之が事實證明を認容し而して證明の確立を得たる場合若は其の摘發したる事實に依り被害者が其の刑の言渡を受くるに至りたる場合は其の刑を免するものとする(第三九四條)訴追は親告主義を原則とし、被害者の死亡したる場合も告訴権を消滅せしめず死者に對する誹謗罪と同じく其の配偶者、尊屬親、卑屬親、兄弟姉妹及其の子女、直系姻族並直接相續者に廣く其の告訴権を認めたるか如きは頗る異色である。又被害者の満足を期する爲めに獨逸法と相似て、犯人の費用に於て新聞紙三種に限り一回又は二回自ら指定する新聞紙に判決文の廣告を爲さしむる請求権を被害者に認めたる。(第三九九條)

右は各國立法例の大體を示したものであるが、我刑法出版法規が名譽に對する罪に付き如何に寛大であつたかを充分看取することを得るであらう。(イ)名譽毀損及侮辱罪に於て公然性を犯罪の成立要件としたるは如何、(ロ)侮辱罪の刑を單に拘留科料に極限したるは如何、(ハ)出版物に依る誹謗罪に付き私行に涉らざるものは凡て事實證明を許したるは廣きに失せざるや、(ニ)例外なく親告主義を採りたるは果して法益保護の精神を徹するや等問題として後日の研究に譲りたいと思ふ。

(註一) 公訴時效の期間の起算點に付ては刑事訴訟法は犯罪の日を爲すを原則とした。(第一〇條)現行出版法は起算點に付

き規定はないが解釋としては出版物が發賣頒布を爲す状態に置かれたるときが犯罪の日であつてそれより起算すべきものと信ずる。

(註二) 出版法は舊刑法の用例に従つたものであること勿論であるが自首減輕の規定(舊刑法第八五條乃至第八八條)を排斥したのは異色であつて新聞紙法には之を見ざる所であるが蓋し此の實際の適用は容易に想像し得ないが故に例外規定の存否は重要な問題ではない。

(註三) 意思の繼續せる反覆行爲なるや否やが一罪と數罪を分つ標準であるが、此の際其の掲載が事實上編輯人の意思に因らずして現に之が編輯掲載を爲す者の單一意思の發動に基きたるものなるに於ては等しく一罪として處罰せらるるであらう。

(註四) 出版法第三十二條は自首減輕數罪俱發と共に特に再犯加重の例を排除したが是れは舊刑法が再犯を以て一般加重原因として各種の犯罪に付て之を認めた結果である。然るに新刑法は總ての犯罪に付て此の關係を認むる必要なが故に既判の犯罪中懲役を科すべき罪あり且つ後の犯罪に依り有期懲役に處すべき場合なることを要件とした。従つて新刑法の下には自然其の適用を見ないのである。

(註五) 「新聞紙ニ掲載セシ記事カ常人トシテハ醜行ト爲ラサルモ被害者ニ特別ノ身分アルカ爲メ其名譽ヲ毀損スヘキモノナルトキハ其記事ハ其人ノ醜行ト爲ルヲ以テ誹毀罪ヲ構成ス」(三四年大審院判決録一巻一〇五頁)

(註六) 同判例は毎日發行する新聞紙上に包括的に一人の名譽を毀損すへき一個若は數個の事實を掲載し之を發行したるときは一個の名譽毀損罪成立するものであつて掲載日數の多少は犯罪の構成に關係なしとした。

(註七) 判例に曰く「犯罪其ノ他ノ違法行爲ヲ爲シタル者ト雖モ亦名譽即チ利益アル批判ヲ受クヘキ社會上ノ地位ヲ有ス從テ公然事實ヲ摘示シ其者ノ名譽ヲ毀損シタルトキハ刑法第二百三十條ノ犯罪ヲ構成スルモノトス」(三年判決録二二三〇)

(註八) 更に例へは一個人が國事の秘密を知得し之を外國人に漏洩したる事實を指示し賣國奴なりと掲載したる場合は其の個人は公務を處理する義務を有する者に非すと雖も此種の行爲は私行に屬するものではない。従つて事實證明を許容さるべきものであらう。

(註九) 事實證明を許したる規定は明治二十年の新聞紙條例及出版條例に於て初めて認められ現行法の踏襲する所となつたので、年代から見ると佛國出版法の影響を受けたものの如く思はれる。

第六節 主なる出版違犯

出版違犯に對する處罰に付て茲に詳細に述ふる必要を認めないが故に各法條の規定する所に譲り唯其の研究を要すべき點に付てのみ概説するに止める。

第一項 届出義務違犯と罰

出版届、發行届の届出義務並に納本義務の違犯に付ては出版法は五圓以上五十圓以下、新聞紙法は百圓以下の罰金を規定した。(出版法第三二條新) 善意の義務違反は酌量すべき十分の理由があるが惡意のものに至つては假借すべき理由がない。激越なる言詞を以て著しく社會公安を脅威し又

は淫猥風俗を紊るか如きものを私かに頒布する秘密出版に對して罰金刑最高五十圓乃至百圓は果して能く取締の目的を達成し得るや否や疑問なきを得ない。殊に法に行政處分を認めたる以上は其の所期の目的を十分効果あらしむる爲めに、届出納本の義務は其の履行を確實ならしむることが、極めて必要なことであらねばならぬ。

新聞紙法は届出と納本義務とを別條を以て規定し其の違反に付ても明瞭に規定したけれど、出版法第二十二條は單に届出を爲さずして文書圖畫を發行したるものと規定するに止まり納本義務違反を含まざるが如き觀あるも、同條に所謂届出は第三條に規定せる届出であつて納本を包含するものと解釋する。

因に出版法第六條か著作者以外の者は發行者たるを得ず専ら文書圖畫の販賣營業者に限定し、其の違反に對し三月以下の體刑を規定したるか如きは全く今日の情況や思想に合致しない。取締の目的から言ふならば其の必要を認めない、況んや營業保護に至りては理由かない、殊に其の違反を待つに體刑を以てしたるか如きは了解に苦しむ點である。

第二項 新聞紙法と出版法の量刑

我國が出版警察の準則として出版法と新聞紙法の二法を有し殊に前者が古く明治二十六年の制定に係ることが出版法の取締に付き其の統一を期する上に於て鮮からず支障の存する事は最も遺憾とすべき點であらう。罰則を通して其の量刑に著しき輕重のあるのは明に條理に背く。例へば前記届出義務違反に付ても出版法は最高罰金額五十圓、新聞紙法百圓、形式的要件の缺如に付き一方は最高額三十圓(出版法第二四條)他方は百圓(新聞紙法第三三條)なるか如き又更に甚しきは豫審の内容又は官廳の機密事項を掲載出版したる場合新聞紙法は單に五百圓の罰金額を定めたるに反し(第三六條)出版法は一年以下の輕禁錮の體刑を設けたるが如き、犯罪の煽動曲庇に對し新聞紙法は體刑として三月以下の禁錮と定めたるに(第三七條)、出版法は一年以下の輕禁錮を科したるか如き又發賣頒布禁止處分の命令に違反したる場合は新聞紙法の規定に依れば六月以下の禁錮又は三百圓以下の罰金又若し情を知りて之を發賣頒布したる者は二百圓以下の罰金に處せらるるものとするに(新聞紙法第三八條)出版法に依れば十一日以上一年以下の輕禁錮又は十圓以上二百圓の罰金とするか如き(出版法第二八條)其の孰れも二法の科刑の量定に重大なる差異を見るのである。普通出版物と新聞紙雜誌との間に叙上の如き刑罰に輕重を設くる理由は毫も認め得られないとするならば此の不當なる差異は全く法の不統一に歸するの外はない。

第三項 差押執行の妨害

新聞紙法第三十九條は(一)發賣頒布を禁止し差押へたる内地發行の新聞紙(二)外國若は本法を施行せざる帝國領土に於て發行したる新聞紙にして發賣頒布禁止及差押命令ありたるもの及(三)輸入移入の禁止命令に違反して輸入移入したる新聞紙及發行禁止の裁判に違反し發賣頒布の目的を以て印刷したる新聞紙に對して爲さるる差押處分の執行に當り、之を妨害したる場合は行爲者を六月以下の禁錮又は三百圓以下の罰金に處する旨規定した。刑法の公務執行妨害罪は公務員に對し暴行又は脅迫を犯罪構成要件とするも(第九五條)本規定は之を必要としない點が重大なる差異である。出版法には此の規定を缺くが故に刑法の規定に該當する場合でなければ處罰し得ないことは明白である。

第四項 新聞紙法第九條

同條に規定して曰く

編輯人ノ責任ニ關スル本法ノ規定ハ左ニ掲クルモノニ之ヲ準用ス

一 編輯人以外ニ於テ實際編輯ヲ擔當シタルモノ

第二編 各論 第七章 司法處分

二 掲載ノ事項ニ署名シタル者

三 正誤書辯駁書ノ事項ニ付テハ其ノ掲載ヲ請求シタル者

是れ新聞紙法が客観主義を採つた論據を示す法條である。(一)は即ち新聞紙に編輯人として氏名を表示せる者以外に於て現實に編輯事務を擔當する者を指稱し其の擔當が新聞紙の全體に亘ると其の一部に亘るとを區別しない。(大正三年九月) (大審院判例) (二)は掲載事項に署名したる者なるを以て若し其の署名なきときは其の係争の事項に關し作成者を處罰するを得ない。署名の有無を以て犯罪の成立要件としたのは明に當を失するものと言はねばならぬ。(三)の正誤書辯駁書の掲載を請求したる者を特に(二)と區別したるは蛇足ではあるまいか、要するに正誤書辯駁書も一種の掲載の事項に過ぎないから結局第二に包含せらるるものと思ふ。

而して同條の法意は單に列舉せる者に新聞紙法上編輯人と同様の責任を負擔せしむるに止まり署名者をして編輯人の地位に代り其の全部の責任を負擔せしむる旨趣ではない。換言すれば新聞紙の發行人編輯人の責任は絶對的のものであつて、新聞紙法第九條の規定に依り別に責任を負擔する者ある場合と雖も前者の責任に影響を及ぼすことはない。(大正四年三月) (大審院判例) 然し乍ら名譽毀損罪は刑法に規定する所であつて所謂出版違犯ではないから名譽毀損罪に付て何人が刑責負擔者なり

やは刑法に依り定まるべきものであつて編輯人發行人又は新聞紙法第九條記載の者たると否とを問はないことは明かである。(大正七年大審院) (判決録一三五頁)

尙凡そ新聞紙の編輯掲載印刷發行は固より多數人の共助を必要とし、幾多の幫助行爲を想像することが出来る、然るに新聞紙法第九條の規定を設けたのは名義上の發行人編輯人印刷人以外に同法に依る罪の刑責を負ふべきものを茲に列舉して之を限定したるものであることは大審院判例の屢々反覆する所であつて吾人も亦之に與みする。(大正八年十月) (八年二月判例)

第五項 新聞紙法第四十一條、出版法第二十七條

及特別法規の規定

第一目 安寧秩序紊亂罪

新聞紙法第四十一條は新聞紙掲載事項にして安寧秩序を紊し又は風俗を害する場合は發行人、編輯人を各別に六月以下の禁錮又は二百圓以下の罰金に處すべきものと規定し、出版法第二十七條は風俗を壞亂する文書圖畫を出版したるときは著作者、發行者を十一日以上六月以下の輕禁錮又は十圓以上百圓以下の罰金に處する旨規定した。風俗壞亂の印刷物に付ては兩法相俱に其の取

縮を期したけれど、安寧秩序を紊亂すべきものに對しては、出版法は刑事制裁の規定を有しないことは曾て論究した所である。

「安寧秩序」の廣
狭二義

「安寧秩序ヲ紊シ」若は「風俗ヲ害スル(壞亂)」の意義に關しては行政處分を論ずるに當つて大略説明した所であるが故に其の茲に詳述するを避けたい。唯茲に注意を要するのは新聞紙法は内務大臣の發賣頒布禁止の處分を爲すべき場合に在りても等しく「安寧秩序ヲ紊シ」なる語句を以てし(第二三條)而して茲に所謂「安寧秩序ヲ紊シ」は同法第四十一條に規定したる同一語句と其の意義に於て範圍を異にするものと解すべきである。即ち第二十三條に所謂「安寧秩序ヲ紊シ」は廣義に解すべきであつて、所謂狭義の安寧秩序紊亂、皇室の尊嚴冒瀆朝憲紊亂(新聞紙法第四二條出)を包含すべきであることは既に曾て論じた所である。即ち國家統治の根本組織を紊亂せんとする事項は固より國家の生存發達を阻害し公共の平和を攪亂する虞あるものであり、又皇室の尊嚴を冒瀆する事項は我が國家建設の歴史から國民の尊奉する信念を汚瀆し惹て建國の大本を紛惑せしむる虞れあつて其に一般民衆をして不安の念に驅らしめ、公共の平和を害するものなること疑なき所である。若しも第二十三條(出版法第二九條)に所謂安寧秩序紊亂を狭義に解し新聞紙法第四十一條に所謂安寧秩序紊亂と同一に取扱ふならば前記の如き皇室の尊嚴冒瀆や朝憲紊亂は行政處分を爲し得る原因

狭義の安寧秩序

から脱漏する事とならう。是れは決して法の豫期した所ではない。社會の法益を保護する爲めのみ發賣頒布の禁止を認めたのではない。國家の法益といふ重要な國家存在の利害關係は寧ろ社會の法益に先立つて厚く保護せられなければならぬことは論を要せぬ。故に出版法は社會法益の侵害である安寧秩序の妨害は竟に刑事罰を加へないに拘らず國家法益の侵害は朝憲紊亂罪として之を待ち(第二六條)新聞紙法は後者に付て前者の科刑より加重せる刑罰を以て之に莅んだ理由は又茲に胚胎する。是を以て觀るも行政處分としての安寧秩序紊亂は前述の如く廣義の解釋を要するものと信ずる。換言すれば新聞紙法第四十一條に所謂「安寧秩序ヲ紊シ」と稱するは吾人の所謂狭義の安寧秩序紊亂であつて専ら社會法益の侵害であると思ふ。即ち大審院判例が屢々繰り返して「公共の平安を害し社會組織を攪亂す」と謂ひ或は「多衆の心理作用を刺激挑發し爲に公共の平和を破壊し」と稱するは、其の字句稍明瞭を缺くと雖も、要するに其の精神は個人又は國家の何れにも屬せざる社會の法益即ち不定多衆の法益を侵害するものであらう。換言すれば公共の不安公衆の恐懼を惹起し以て多數民衆の法律的安全の状態又は感覺を攪亂するものである。従つて曩きにも述べたるが如く特定個人の生命身體自由財産等に對し暴行脅迫を加ふべき記事は茲に所謂「安寧秩序ヲ紊ス事項」ではない。又同時に國家の根本組織を脅威し其の存立を危くせしめんと

する事項の如きは國家法益の侵害と看做すべき場合が最も多かるべきが故に多くは第四十二條に包含せらるるものと信する。

如斯法第四十一條は吾人の所謂狹義の安寧秩序の紊亂と解し公共の不安公衆の恐愕を招徠する事項即ち社會法益の侵害なりとするも、更に研究を要するのは、何を以て「紊シ」と稱し「紊亂ス」と謂ふかの點である。新聞紙法第四十二條に付ては曩に述べたる如く有力なる二個の論文を見たが故に學說として紹介し批判するの幸福を享けたけれど、第四十一條に關しては寡聞にも不幸にして判例の外徴すべき參考論説を見ないことを遺憾とする。而して其の大審院判例に於ても從來は或は「公共ノ平安ヲ害シ社會ノ組織ヲ攪亂スルノ虞アル記事」(大正四年九月判例)と斷じ或は「公共ノ平和ヲ破壊シ社會ノ秩序ヲ紊亂スルニ足ルモノ」(同八年一月判例)とし常に抽象的の字句を以てするに止まつた。然るに嘗て行政處分を論ずるに當つて略述したるが如く最近大正十一年四月四日の判決例は稍具體的に明示し、安寧秩序紊亂の解釋に新機軸を出し其の紊亂すべき手段方法に關して言及する所あつたのは大に研究すべく注目すべきものであると言はねばならぬ。蓋し將來の判例に於て其の影響する所、鮮少なからざるが故に茲に之を摘記して詳論して見たい。

「帝國憲法ハ言論ニ關スル臣民ノ絶對的自由ヲ認メス唯法律ノ範圍内ニ於テ其ノ自由ヲ保障ス

ルニ過キサルヲ以テ帝國國民ハ學術ノ研究社會政策其他何等ノ意義ヲ以テスルヲ問ハス常ニ必ス法律ノ範圍内ニ於テ言論ヲ爲スコトヲ要シ其ノ範圍外ニ於テ言論ノ自由ヲ享有スルコトヲ得サルハ勿論ナリ然リ而シテ新聞紙法ハ安寧秩序ヲ紊亂スヘキ事項ヲ新聞紙ニ掲載スルコトヲ禁シ其ノ第四十一條ニ於テ刑罰ノ制裁ヲ付スルヲ以テ新聞紙ニ掲載シタル言論カ安寧秩序ヲ害スルトキハ發行人編輯人ハ同條ニ定ムル刑罰ノ制裁ニ服從スヘク言論カ安寧秩序ヲ害スルヤ否ヤハ主トシテ其ノ當時ニ於ケル社會觀念ヲ標準トシテ客觀的ニ之ヲ決スキモノニシテ其ノ判斷ハ社會狀態ノ推移ニ依リ自ラ異ラサルヲ得スト雖モ國法ヲ無視シ國家ノ權力ヲ否定シ國民ノ道義心ヲ壞亂シ人ノ生命身體財產自由ニ危害ヲ加フヘキコトヲ以テ威嚇又ハ煽動シ暴力其ノ他不法ノ手段ヲ用ヒ又ハ急激ニ社會組織ヲ變更シ其ノ他一般ニ國家ノ生存發達ヲ阻害シ公共ノ平和ヲ攪亂スル虞アル言論ハ安寧秩序ヲ害スルモノトシテ新聞紙法第四十一條ノ制裁ヲ當行スヘキモノト解セサルヘカラス然レトモ新聞紙ニ掲ケタル記事カ單ニ現行制度ノ不備社會組織ノ缺陷ヲ指摘シテ是ヲ攻撃スルニ止マリ何等不法ノ手段ヲ用ヒス又ハ急激ニ之ヲ變更セムコト試ムルニモノニ非ラサルトキハ假令其ノ記事カ社會ノ現狀ニ不滿ヲ懷キ而カモ其ノ前提ニ判斷ノ誤謬アリ事實ノ誇張アリテ其ノ措辭又多少矯激ニ涉ルモノアリトスルモ現時社會狀態ノ安定ヲ破壊スル

虞ナキ限り未タ以テ安寧秩序ヲ紊スモノト謂フコトヲ得ス從テ此ノ種ノ言論ハ現行ノ新聞紙上
言論自由ノ埒外ニ逸シタルモノトシテ同法第四十一條ノ規定ヲ適用處斷スルコトヲ得サルモノ
トス

所謂言論の自由が法律の範圍内に於て保障せられたるに止まる無拘束を謂ふに非らざること及新聞紙法第四十一條に謂ふ所の安寧秩序の紊亂は主として其の當時の社會觀念を標準として客觀的に決すべきものなることは吾人として異説を挟む餘地がない。問題は、該判例は「安寧秩序ヲ紊ス」が爲めには手段方法の不法性を要件としたるか否か、若しも之を要件としたならば其の當否如何の點である。

惟ふに該判例は從來の判例を覆したものでないことを先づ注意せねばならぬ。安寧秩序の紊亂が「人ノ身體財産ニ對シ危害ヲ加フベキコトヲ以テ公衆ヲ煽動又ハ威嚇シ其ノ他公共ノ平安ヲ害シ社會ノ組織ヲ攪亂スルノ虞アル」ものなることは從來の判例の屢繰り返へす所であつて（大正四年判例、同趣旨明治四三年九月、大正八年一月、同六月判例参照）本判例も亦此の趣旨を奉して居ることは明かである。唯近來新思想に基く社會改造の主張論說漸く繁きを加ふるに従つて所謂社會組織を攪亂する虞あるものが屢問題の中心となつたが故に、本判例は此の點に關して新なる解釋を試みた事は從來に於て其の例を見ざ

手段の不法性

る所であり研究に値する所であると考へる。即ち從來の抽象的説明に代ふるに「暴力其ノ他不法ノ手段ヲ用ヒ又ハ急激ニ社會組織ヲ變更」するが如き記事は社會の平安を攪亂する虞あるを以て安寧秩序を紊すものと見るべきも單に「現行制度ノ不備社會組織ノ缺陷ヲ指摘スル」に止まり「何等不法ノ手段ヲ用キス又ハ急激ニ」社會組織若は現行制度の變更を試むるものに非らざるときは假令措辭用語が多少矯激に渉るも未だ以て社會民心の安寧を害するものと言ふを得ないとした。換言すれば適法なる手段に依り社會組織を改善し又は除々に漸を以て社會組織の革新を期するが如き或は變革の手段方法に言及せず單に現社會組織の缺陷を痛罵するが如きは安寧秩序を紊すものに非すと爲す趣旨であらう。故に該判例は世上に喧傳さるるが如くに從來の判例の趣旨を變更したものではない。唯從來抽象的であつて、明瞭を缺いた點を明かにしたに止まるものと言はねばならぬ。

然らば問題は更に進みて、安寧秩序の紊亂は常に其の惑亂の手段方法に不法性を要件とするや否やである。吾人は前述の如く該判例は之を肯定したるものと斷するのは早計であると思ふ。該判例は從來と同じく現時の社會状態の安定を破壊し公共の平和を攪亂する虞れあるや否やの認定に専ら重きを置いたものと考へる。而して惑亂の手段方法が不法性を有する場合若くは革命的の

急變を主張するが如き場合は最も多く社會公共の安寧を害し多衆の法律的安全の狀態若は感覺を阻害するものであり、適法なる手段に依る變革若は急激ならざる變遷の主張は最も多くの場合此の虞れなきことは明かである。故に安寧秩序を紊るものなりや否やは其の手段の當不當其の方法の適法不法に依るに非ずして、吾人の所謂公共の不安公衆の恐愕に就ての程度の認定を要素とすべきものではなからうか。其の手段の適否は此の認定に最も有力なる鍵鑰であることは言ふを俟たないが、之が唯一の要件であると爲すは狭きに失する虞れあるのである。故に例へば手段方法に言及せず従つて其の適否の問題の生じない場合でも其の行文措辭から社會公共の不安を來し民衆の平靜を破る場合が想像し得られるであらう。例へば社會環境が或る種の緊急切迫した狀態に陥て居る場合の如きに於ては容易に其の適用を見得るのではなからうか。

勿論茲に述ぶる所は現行法規の解釋であるが故に如斯程度の認定即ち裁判官に裁量の餘地多き權限を與ふるのは條理の許すべからざる所とするのは又別問題である。立法論として或は不法なる手段に依る變革を要件とすべきを主張するは大に其の理由ある所と信するが現行法の解釋として之を要件とするは困難であらうと思はれる。

第二目 風俗壞亂罪

風俗を壞亂する印刷物に就ては出版法も之を規定する所であつて、其の大略は行政處分を論ずるに當つて述べた所である。吾人の道德上の感覺を害し含羞の情、不快を惹起せしむる行爲は社會の良風美俗に背反し人をして良風を離れ惡習に趣かしむる虞れあるを以て、此の種の事項を文書圖書其の他の印刷物に掲載したときは、國家は當然其の制裁を及ぼすべきである。風俗を害すべき事項の意義に付ては、曾て述べたる如く、吾人は(一)男女間の劣情を挑發する猥褻行爲(二)著るしく吾人の道義的良心を損壞し不快の感を惹起せしむる意味に於て非倫なる男女關係の描寫及(三)殘忍事項を包含するものと解するが、其の解釋が假令國家の行政警察の目的を達する上から、認めらるべきものなるのみならず刑事罰の制裁に當つても、此の解釋を採る方が健全なる風紀善良の習俗を維持する所以であらうと信する。

凡そ風紀の良否習俗の弛廢は一國文化の盛衰に至大の影響を有するものなるが故に各國とも法律を以て風俗法益を保護して居る。然るに我國は刑法に於ても、之を獨逸刑法等に比較するときは其の規定する所粗であり其の科刑も亦一般に輕きに失することは何人も看取し得る所である。之を出版物の關係に付て見るも人の思想の發表は猥りに權力の干涉を及ぼすべきでないけれども、風俗を害すべき事項の如きは嚴に之が取締を爲すべきであらうと信する。大審院の判例が不

倫事項の掲載が其の措辭平淡にして淫靡卑猥に亘らず人をして羞耻の念を惹起せしむる虞なきに於ては未だ風俗を害する程度に達せずとし(大正五年判決 録一四七四頁)風俗壞亂を以て常に讀者をして羞耻卑猥の感を起さしむるものに限定するのは我か意を得ない所である。獨り卑猥淫靡のもののみならず亂倫なる男女關係、讀過一見して戰慄面を外むけしむる殘虐なる描寫も亦却つて著しく吾人の道徳上の感覺を損傷し厭惡不快の念を招くものにして、或は人をして道義心を頽廢せしめ或は殺伐の風を助成せしむるの虞れあり、風俗法益の十分なる保護の上に於ては當然制裁の對象と爲すべきではなからうか。

我刑法は非倫なる男女關係に付て別段の制裁を設けないけれど、獨逸刑法は近親相姦 Die Blutschande を禁じ(一)尊卑兩血族間(嫡出及私生の)(二)姻族たる尊卑兩血族間(三)兄弟姉妹間に於ける交接行爲を處罰した。(第一七 第三條)又同時に不自然なる猥褻行爲 Die widernatürliche Unzucht を禁じ(一)男子相互間(二)人類と畜類間に於ける猥褻行爲を處罰した(第一七 第五條)蓋し此の種の不道徳行爲は人の道義的觀念を蹂躪し社會風教を蠱毒すること大なるを以てであらう。此の種不道徳關係の叙述描寫に付て又考一考すべきは寔に明白ではなからうか。

風俗を害する文書圖畫其の他の出版物の頒布に付ては其の禁止處分の外、法は發行人、編輯人又

は著作者を處罰した。出版法は十一日以上六月以下の輕禁錮又は十圓以上百圓以下の罰金とし、新聞紙法は六月以下の禁止又は二百圓以下の罰金を定めた。其の外刑法は猥褻の文書圖畫其の他の物件の頒布、販賣、公然の陳列を處罰した。(刑法第一 七五條)故に猥褻の文書圖畫を販賣頒布の目的を有せずとも之を不定多衆の認知し得べき場所に置く者は假令出版法規の逸する場合でも本條の罪を構成する。肉筆の文書圖畫の如きは最も其の適用を見るであらう。

獨逸刑法は曩に述べたる如く、風俗壞亂に付ては詳細なる規定を爲した。一九〇六年六月二五日の法律に依り大に擴張せられたる第百八十四條は(一)猥褻なる文書圖畫隱畫の頒布陳列、廣告(二)之を十六歳未滿の者に有償にて交付し又は有償に讓渡を受けしめんとしたる者、(三)猥褻行爲に使用する物件を公然陳列すること又は之を公衆に對して廣告又は推薦すること、(四)猥褻の交通を來すことを目的とする公告を爲すことに對して一年以下の禁錮及一千マルクの罰金又は此の中の一刑を科すべきものとし、又第百八十四條甲は猥褻に非ざるも含羞の感情を著しく傷害する文書圖畫又は隱畫を十六歳未滿の者に有償にて交付し又は有償に讓渡するが爲めに提供したる者を處罰した。若し夫れ同條乙に於て風教を害するが爲めに公開を禁止したる裁判所の辯論中より又此の辯論の基礎と爲りたる官の書類中より不快を懷かしむるに足る報知を公にしたる者を處罰する

に至つては意を用ふる亦到れり矣と謂ふべきである。

猥褻なる文書圖畫販賣の廣告に付て我國に於ては、之を處罰する規定がないが故に徒らに醜惡なる文字を羅列し見るに堪へないのは、地方新聞や雑誌の紙上に於て屢遭遇する所である。其の行文措辭が所謂未だ卑耻の感を惹起せしむるに足らざるときは出版法規の及ばざる所なるが故に其の跳梁橫行を傍觀しなければならぬとすれば風俗警察上大に考慮を要せねばならぬであらう(註一)

第三目 特別法規の規定

安寧秩序を紊し風俗を害する出版法規の外他の特別法規に依つて取締りを爲さるる場合があるから茲に一言したい。

郵便法(明治三三年三月法律第五四號)四十六條は郵便禁制品ヲ「郵便トシテ差出シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處シ其ノ物件ヲ沒收ス」(大正五年法律第一七號を以て改正)と規定し而して所謂郵便禁制品の何たるかは同法第二十二條に依り(註二)郵便規則(明治三三年九月遞信省令第四二號)第一條の規定する所であつて、出版物に關しては其の第一號に之が制限を爲した。即ち公安を妨害し又は風俗を壞亂すべき文書圖畫其の他の物件を以て郵便禁制品とした。然し犯罪捜査其の他の必要に依り官署相互間に發着するものにして封緘し且書留又は價格表記と爲したるものは禁制品から除外した。

又郵便官署は(一)郵便物引受の際、若は(二)其の取引中に係る郵便物にして郵便禁制品を封入し又は成規に違反したるものありと認むる場合は差出人又は受取人に其の開示を求むることを得べく之を拒みたるときは(一)の場合に於ては取扱を拒絶し(二)の場合に於て開示を拒絶し若は開示不能なるときは主務大臣の指定したる郵便官署に於て其の郵便物を開披することが出来る。

外國より輸入する出版物に對して新聞紙法は公安を紊り風俗を害する新聞紙の内地に於ける發賣頒布を禁止し且つ差押へを爲す外同一新聞紙に對し一年内に二回以上處分を爲したるときは其新聞紙の輸入禁止を命し得る旨規定し(四條)又出版法も同様に此の種文書圖畫の發賣頒布を禁止する旨規定(〇條)を爲したが、尙關稅法(明治三二年三月法律第六一號)は輸入禁制品の輸入を圖り又は輸入を爲したる者に對し犯罪に係る貨物の原價に相當する罰金又は科料を科するものとした。而して輸入禁制品の何たるかは關稅定率法(明治四三年四月法律第五四號)第十一條に規定する所であつて其の第三號に「公安又ハ風俗ヲ害スヘキ書籍圖畫彫刻其ノ他ノ物品」第四號に「特許權實用新案權意匠權商標權及著作權ヲ侵害スル物品」と定めた。而して犯罪に係る貨物は沒收せられ、又其の貨物の運搬、寄藏收受故買又は牙保を爲したる者は千圓以下の罰金又は科料に處すべきものとした。(關稅法第七五條ノ二)又若し其の沒收すべき貨物が犯則者以外の者に屬し又は消費其の他の事由に因り沒收すること能はざ

る場合に於ては其の價額より關稅及消費稅に相當する金額を控除したる金額を犯則者より追徴すべき旨規定した(同上法第
八三條)

明治四十二年八月十八日內務省令第二〇號「懸賞又ハ富籤類似其ノ他射倂方法提供ノ行爲取締方」は屢新聞紙雜誌の掲載事項に交渉を有する。同省令は懸賞又は富籤類似其の他の射倂方法を用ゐんことを提供し若は投票を募集する行爲は公安の維持並に風俗法益保護の上に於て看過すべからざるものあるが故に、其の取締を爲さんことを目的としたものであるが、新聞紙上に於て或る事項の懸賞募集を爲し或は投票を募集するの事實は往々見る所である。然るに例へば衆議院若は其の他地方議會議員の選舉に當り新聞紙上に於て豫め其の當選の結果を募集するが如き行爲にして、何等の制裁なく放恣に行はしめたならば、選舉有權者の神聖なる投票に非常な影響を與へ、時に激烈な運動の結果として此の募集方法が利用せられ、爲めに貴重なる公選制度を無意義に終らしむる結果を惹起することは想像するに難くない。又例へば新聞紙に於て或る土地の銀行の信用程度に付て投票を募集したとする。悪用され易い間隙を有する此の種の方法に依つて却つて、聲望ある銀行が災を蒙むるが如き場合も亦容易に豫期し得る所である。微妙な關係を有する經濟界は之か爲めに人爲的な惡影響を受くるであらうし、或は部分的乍ら恐慌的波瀾を生ずる場合のあ

ることは曾て事例の示す所である。又若し娼妓遊廓等に關して投票募集したとするならば人の遊蕩心を嗾り良風美俗を損壞する結果を來すことも見易い所であらう。該省令の意を用ふる所亦茲に在りと謂ふべく、此の種の行爲にして公安又は風俗を害するときは地方官廳に於て之を禁止し又は制限することか出来る。而して公安又は風俗を害するや否やの認定は専ら地方官廳の權限に屬する。若し此の禁止又は制限の命令に違背し其の行爲を繼續したる場合は行爲者を三月以下の懲役又は百圓以内の罰金に處すべきものとし、又情を知りて其の行爲に附隨して寄贈を申出で又は提供を應諾し若は投票を行ひ又は投票の結果に依り彰表物を受けたる者は料料に處せらるるであらう。

第六項 新聞紙法第四十二條出版法第二十六條

第一目 尊嚴冒瀆罪

現行出版法が安寧秩序紊亂罪と相並んで不敬罪に關する處罰を缺いたのは、獨り新聞紙法と權衡を失する理由許りでなく、實際上の取締から言つても、若し其の出版物の掲載事項が朝憲紊亂の性質程度に至らぬとするならば甚しき缺點であることは言ふを俟たない。假令皇室尊崇の念の

如き法律や權力を以て強行すべきものでないことは明白な事理であるにしても、積極的に其の尊譽を汚瀆する行爲は法の制裁を以て糾弾すべきものと信ずる。故に出版法に其の規定を缺く所以は唯其の制定當時の社會事情が此の種の犯罪を豫期するに及ばなかつたと云ふ外理由を見出し得ない。出版法規に此の規定を見たのは明治三十年新聞紙條例改正法律の第三十二條であつた。

皇室は天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太孫及其の他の皇族より組成せられ、而して其の皇族の範圍は皇室典範第三十條の定むる所であつて以上の外皇太子妃、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王を包含する。

刑法皇室に對する罪は危害罪(第七三條)と不敬罪(第七四條)とに分ち規定せられたが、出版物に依つて犯さるる出版法規上の冒瀆罪は事實行爲に基く危害罪は勿論成立し得ないが刑法に所謂不敬罪に其の態様を等しくするものであつて一言すれば皇室即ち天皇其の他の皇族の尊榮を傷け又は傷けんと爲したることに依つて成立するのである。更に約言すれば出版物に依る一種の名譽毀損罪である。然し乍ら皇室の榮譽と普通人の名譽とは其の範圍程度に於て重大なる差異を有するが故に其の犯罪を構成すべき行爲の範圍も亦大小の相違を生ずることは勿論である、言ふ迄もなく皇室は我建國の歴史から大和民族の淵源であり此の國體を保持することが同時に我國家の安定を

冀ふ所以であるから法文の解釋適用に當つては慎重なる考慮を要する。

刑法の解釋に於ては第七十四條第二項に所謂神宮は伊勢太廟の外神宮の稱あるものをも總稱するや(明治四年五月布告官社以下定額及ヒ神宮職員規則參照)又同項皇陵は歴代天皇の御墳墓のみならず皇后其の他の皇族の御墳墓をも包含するや、若は皇室の財産に對する危害行爲が所謂危害罪を構成するや否や等に關し多少議論の餘地ないではないが新聞紙法上の尊嚴冒瀆罪の成立は要するに天皇其の他の皇族の榮譽を損傷するや否やが問題の中心であるが故に社會觀念から見て掲載記事か此の危険がある凡ての場合に於て本罪を構成するものであるから以上の議論は殆ど交渉がないと信ずる。

新聞紙法第四十二條に依れば「皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ政體ヲ變改シ又ハ朝憲ヲ紊亂セントスルノ事項」云々とした。此の文理上の解釋は獨り朝憲のみか「紊亂セントスル事項」にかかるべきではない、冒瀆變改の文字も紊亂の文字と同様に「セントスル」の文字と續け讀むべきであることは大審院判例も等しく認むる所である。(四四年二月二四日判決)故に皇室の尊嚴を冒瀆せんとするの事項を新聞紙に掲載するに於ては同條違反の既遂罪は直ちに成立するものであつて、其の成立には必ずしも皇室の尊嚴を冒瀆したる事項を新聞紙に掲載することを要しない。蓋し刑法皇室に對する罪に於て其の危害罪に在つては犯罪の實行に着手するを以て既遂罪を構成するものとしたるは同一精神に

基いたものであつて、法の意の存する所が窺はれる。

前述の如く皇室の尊嚴を冒瀆せんとする事項は各皇族個々の榮譽を毀損するものなると將又皇室なる皇族團體を一個の客體として其の尊榮を汚瀆するとを問はないこと勿論である。又各皇族の私行に關すると否と其の事實の有無等は問題でない。普通人の名譽毀損又は侮辱の罪を構成すべき場合は勿論其の他苟くも皇室の榮譽を冒瀆すべき事項を掲載發行するに於て本罪を構成するや明かである。故に例へば縦し事實其のものは歴史上の事蹟であり之を假り來つて新聞紙上に掲記したるに過ぎざるものであつても、苟くも皇室に關する事實を掲記するに當り妄りに淫靡卑猥の言辭を弄し不敬の評語を加ふる以上其の行爲は本罪を構成するに妨げない(四四年同)又不敬なる評語を加へらるる客體が如何なるものなりやは問題ではなくして、それに依つて延て皇室の榮譽を冒したるや否やが論點であるが故に、皇室財産に對する評語も時に本罪の構成を見ることもあらうし又例へば國家の機關の稅政を攻撃するに當つて筆端の餘勢竟に茲に及ぶものもあらう。(註三)又皇室と我國家との關係は分離するを得ないから、皇室と國家の基本組織とは密接の關係を保持し、從つて皇室の尊嚴を冒瀆すべき事項は時に朝憲を紊亂せんとする事項に該當する場合のあることも想像するに難くない。但し出版法に於て單純な榮譽冒瀆は出版法上の犯罪として處

罰するを得ない缺點のあることは前述の通りである。

皇室の尊嚴冒瀆と關聯して考慮すべきは御肖像其の他に關する取締である。此の種のものを出出版物に掲載し若は出版物として發行することは國民の皇室尊崇の念を彌増さしむるものであるか故に美風助長の一端となるであらうけれども同時に考慮しなければならぬのは見苦るしき粗製品や、取扱の不敬に涉ることや、或は御肖像を營利其の他の目的に利用することである。而して其の弊害や影響の好ましからざることは言を俟たぬ所であるから、警察取締として相當考慮を用ひなければならぬ所である。之が取締に關しては屢々議會に請願を見たる所であつて固より理由の存することと思ふが、一方此の種のもの取扱に付て法や權力を以て強制することは決して策の得たものでない、寧ろ國民の自覺的の道義心に俟つべきものと信ずる。且つ時代思想の推移と共に一層研究する必要あるものと思はれる。

明治三十一年十二月二十八日内務大臣諭告(同日官報掲載)に依れば(一)天皇皇族の御肖像は其の尊號を標記しあると否とを問はず御肖像としての外は寫出せざること(二)御肖像は總て粗造に流れ不敬に涉るべからざること(三)御肖像は不敬に涉るべき場所に掲げ又は陳列すべからざること(四)御肖像は露店に於て發賣頒布すべからざることと規定した。謂ふ所の御肖像は御眞影を拜寫した

ものなると想像畫なるとを問はないと解する。

菊御紋章の取締に付ては明治元年三月の太政官布告に詳細に規定せられた

一、禁裡御用或は禁裡御料又ハ禁裡御内帑ト會符、標示抗、標札等ニ書記シ候儀ハ有之間布事ニ候處往々見受候ニ付以來屹度相改御用御料而已書記致候様被仰出候事

但シ標札ハ姓名相記シ又ハ名役名等相記シ候儀不苦候事

一、提燈又ハ陶器其外賣物等ニ御紋ヲ畫キ候事共如何ノ儀ニ候以來右ノ類御紋ヲ私ニ附候事屹度可禁止旨被仰出候事

但シ御用ニ付是迄被免之分モ一應伺可申事

右之通被仰出候條末々迄不洩様可申達事

尙菊紋章の取締の精神は御紋章又は之と類似の圖形を商品廣告其の他に濫用するの弊を禁遏するの趣旨である。従つて假令所謂「賣物」である文書圖畫の類であつても、御陵圖、系譜、御歴代の尊號を掲ぐる場合又は御肖像勅語を掲ぐるに當つて之と相俟つて菊御紋章を表示するが如きは帝室に對する尊敬の誠意を表象したるものであるから該布告の取締から除外さるべきものであらう。又菊御紋章と別視せらるる傳來の家紋の如きも亦多くは同様に看做さるべきである。(明治三七年八)

外國皇室
に對する
不敬行爲

月九日(內務大臣訓令第五〇七號) 然れども茲に注意すべきは太政官布告は法令たる性質を有するが故に行政執行法第五條第一項に依り處分を強制し得る事である。

御肖像御紋章と共に考ふべきは御宸筆御名御璽國璽の出版である。御宸筆の出版は其の弊害を想像し得ないが御名御璽國璽の類の出版は容易に寛假さるべきものではないやうに思はれる。

新聞紙に所謂皇室の尊嚴冒瀆罪は専ら我皇室の尊嚴を法益とするのであつて外國の皇室に對しては其の法益保護を豫期して居らぬことは明かである。此の點は伊佛白の立法例と大に其の趣きを異にして居る。佛國出版法は外國元首に對する公然の不敬行爲 *L'offense commise publiquement* に對し三月以上一年以下の禁錮並に百法以上三千法以下の罰金又は其の中の一刑に處すべきものとしたるか如き、又白耳義、一八五二年十二月二十日「外國ノ元首ニ對スル不敬行爲禁遏ニ關スル法律」*Loi relative à la répression des offenses envers les chefs des Gouvernements étrangers* 第一條が「文章印刷物繪畫記章ノ類ヲ頒布シ又ハ販賣シ、公衆ノ觀覽ニ展示シ以テ外國政府ノ君主又ハ元首ニ對シ不敬ノ罪ヲ犯シ又ハ故意ニ其ノ尊嚴ヲ冒シタル者ハ三月以上二年以下ノ禁錮ニ處シ百法以上二千法以下ノ罰金ヲ附加ス」と規定したるが如き又伊太利は出版法第二十五條に「外國ノ君主又ハ元首ニ對シ尊嚴ヲ冒瀆シタル者ハ六月以下ノ禁錮及百リール以上千リール以下ノ罰金ニ處ス」と規

定を有するが如き即ち是れである。又獨逸刑法は獨逸帝國に屬せざる國の君主又は其の攝政に對し不敬の行爲ありたる場合に於て(共和國大統領に對する保護を含まず)相互に處刑の保障あり且つ其の國政府の請求ありたる時は之を處罰すべきものと定めた。(第一〇三條)然るに我刑法は締盟國たる外國を要件としないけれども、帝國に滞在する外國の君主及は大統領に對し侮辱を加へ(刑法第二三一條の所謂侮辱行爲のみならず第二三〇條の名譽毀損の行爲をも包含す)たること及外國政府の請求あることを要件とした。(刑法第九〇條第二項及第三項)故に出版物に依る外國元首に對する不敬行爲は出版法規は特別の規定がないから刑法第九十條第二項に該當する場合の外處罰することを得ない。

出版法規に本罪の特別規定を有すのは、白耳義及伊太利の出版法である。前者は立法議會の權利者は威信に對する侵犯と相共に之を規定し、惡意且公然國王の憲法上認められたる權力人格の不可侵權又は其の王系に關する憲法上の權利を侵犯すべき行爲は六月以上三年以下の禁錮刑を科するものとし(第三條)後者は第一條に規定せる出版の方法の一に依り國王の自體若は王室王族に對し不敬行爲ありたるときは二年以下の禁錮刑乃至三千リールの罰金刑を科すへき旨規定した。(第一九條)我新聞紙法が尊嚴冒瀆罪に對し發行人、編輯人、印刷人を各別に二年以下の禁錮及三百圓以下の罰金に處し、朝憲紊亂罪と共に之を重要視したのは全く國情を異にするに基因する。而して

新聞紙に依る不敬罪は特別法たる新聞紙法の適用を見るべきものであること論を俟たない所であるが、行爲者が若し掲載事項に署名しなかつたならば、新聞紙法は之に及ばないが故に(九條)刑法の不敬罪に問はれる場合が生ずるであらう。

(註一)參照

- 一、警察犯處罰令第一條第六號、新聞紙雜誌其ノ他ノ方法ヲ以テ誇大又ハ虛偽ノ廣告ヲ爲シ不正ノ利ヲ圖リタル者
- 二、廣告物取締法(四四年四月、法律第七〇號)第三條、廣告物看板其ノ他之ニ關スル物件ニシテ危險ノ虞アリ又安寧秩序ヲ害シ若ハ風俗ヲ紊ル虞アリト認ムルモノハ行政官廳ニ於テ除却ヲ命シ其他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得
- 第四條、第三條ノ規定ニ依ル行政官廳ノ命令ニ違反シタルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス
- (註二) 郵便法第二十二條
- 郵便禁制品ノ種類及郵便物ノ容積重量包裝等ニ關スル制度ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

(註三) 大正八年一月二十五日大密院判決に曰く「判旨論說ノ目的ハ軍政當局者ノ稅政ヲ攻撃スルニ在リト認ムルニ雖カラスト雖モ其ノ論說中ニ於ケル判旨記事ハ假定的措辭ヲ用キテ直接ニ陛下ノ御行動ニ對シテ矛盾輕率ナリト非難シ以テ不敬ナル批評ヲ加ヘタルモノニシテ單ニ軍政當局者ヲ非難スルニ止マラサルコト明カナルカ故ニ該記事ヲ所論雜誌ニ掲載シタル以上ハ新聞紙法第四十二條ノ罪ヲ構成スルヤ勿論ニシテ假令他ノ目的ニ於テ結構セラレタル文章中ニ右記事ノ措辭假定的ノモノタルニ止マリ特ニ惡意ニ出テタルモノニ非ストスルモ之カ爲メニ該犯罪ノ成立ヲ妨クヘキモノニ非ス」

第二目 朝憲紊亂罪

(一) 朝憲の意義 出版法第二十六條は「政體ヲ變壞シ國憲ヲ紊亂セムトスル文書圖書ヲ出版シタルトキハ云云」と規定し、新聞紙法第四十二條は「皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ政體ヲ變改シ又ハ朝憲ヲ紊亂セントスルノ事項云云」と規定した。其の所謂政體の變壞と言ひ、國憲の紊亂と言ふも要するに朝憲紊亂の範圍を出てないものであつて殊に新聞紙法が政體の變改を朝憲紊亂と併規したのは其の理由を解するに苦しむ所である。或は國家に付て政體と國體との區別を認め、所謂政治の根本組織と國體の基本的要素とを紊亂罪の客體とした意味であるかも知れないが、從來の朝憲の用例や一般の解釋から何れも朝憲紊亂の觀念に包含されるものと解する。

朝憲の意義に關しては判例の説く所學者の論ずる所多少其の用語や説明の方法に差異があつても其の歸する所は略々同一である。今學說を個々茲に述ぶるの煩を避けるが、要するに一般的の説明としては國家存立の基本組織として規定せられたる法律制度であると言ふの外はない。即ち國家的生活又は國家の政治的生活の根本的組織に關するものなるが故に國民の社會的生活や經濟的生活に關する法律制度を汎稱するものでないこと明かである。故に所謂資本制度や家族制度は朝憲ではない。果して然らは何を以て國家の根本組織と爲すべきかと言ふに至つては學說も判例も等しく茫乎として捉え難い。刑法内亂罪に於て例示する所は「政府ノ顛覆又ハ邦土ノ借竊」であ

る。而して何が所謂「其他朝憲ヲ紊亂スル」ものなりや(刑法第七七條)に至つては之を具體的に説明することの出来ないのは判例や學說の至らない理由ではなく寧ろ用語夫れ自體に於て茫漠たるものあり其の觀念に確實性を缺く所以であらうと信ずる。従つて朝憲の意義や朝憲紊亂の内容如以は結局裁判所の認定する所に俟つの外はないが、而かも從來の判例に依ると第一審第二審第三審共其の解釋を異にする場合が多い。一方から見れば其の内容が時代と共に變化する長所があるけれども、安寧秩序紊亂と共に夫れだけ反對の場合を想像し得るが故に立法の用語としては如斯不確實なる文字を避くべきであることは喋説を要しない所であると信ずる。

朝憲は如斯固より法の制度であるけれども一部學者の説く如く帝國憲法とは何等形式上の脈絡がないことは通説の主張する所である。然し乍ら國家的組織に關する法の制度は實際上現行憲法に規定する所であるから實質的に離るへからざる關係を有し、實際上憲法の規定する國家の基本的組織なりと謂ふ結果になるであらう。(法學論第三卷第四號所載佐々木博士「無政府主義の學術論文と朝憲紊亂事項」參照)而して此の朝憲と憲

法との形式的關係の存在せることに付ては法の沿革に依つて明示せらるる所である。出版法規の沿革の項に於て述べたる如く朝憲紊亂の語は明治十三年舊刑法に於て此の語を用ひたるを嚆矢とし明治十六年四月太政官布告第十二號新聞紙條例明治二十年十二月勅令第七十六號出版條例に襲

用せられ現行法に及びたるものであつて、何れも憲法制定前に既に法律上の用語であつた點から見て朝憲か本來憲法の憲から派生したものでないことを知るのである。(法學志林第二三卷第九號草野學士「新聞紙法第四二條の解釋」七〇頁七頁參照)

紊亂の意義

(一) 朝憲紊亂の意義 本問に關して深い研究的論說の甚だ寥々たるを憾むのであるが第四十五議會に提出された過激社會運動取締法案第一條に此の用語があつたので法案の批評と相關聯して其の用語の研究が發表せられた。而して學術的論究として牧野博士の所論(東京日々新聞紙所載「過激運動取締法案に就て」及「朝憲紊亂」)に多大の敬意を表する。前記佐々木博士、草野學士の二論文と共と有益なる研究として、我等學究の徒の好教材たるを喜ぶ。

先づ其の意義を研究するに當つて、輓近法曹界に異常なる注目を聚めた所謂「クロボトキンの學說」に關する判例の研究をして見たい。

第一審判決

第一審判決(九年三月三日東京地方法院第一刑部)に依れば(法律新聞第一六六三號所載)

同條ニ所謂朝憲ヲ紊亂セントスルノ事項トハ憲法ニ表明セラレタル我國家存立ノ大綱ヲ不法ナル手段ヲ以テ改廢變更セントスルノ事項ヲ指稱シ其ノ記載スル所我國家存立ノ大綱ノ改廢ヲ論議セル場合ト雖モ所謂全然其ノ手段ヲ表示セス或ハ却テ之カ改廢ヲ適法ナル手段方法ニ依據ス

ヘキコトヲ唱道スル場合ニ於テハ何等右禁令ニ違反スルモノニ非ザルコト疑ヲ容レザルナリ。依テ之ヲ判示論文記載事項ニ付テ審究スルニ該論文ハ其ノ所說全然抽象的ニシテ直接ニ國家制度經濟組織ヲ指定セルモノニ非サルモノニモセヨ之ヲ要スルニ一般ニ國憲ノ改廢所有權ノ撤回ヲ力說シ無政府共產制ヲ以テ社會窮極ノ理想ナリト論定シ延テ我國家存立ノ基本タル統治權及我國憲ニ於テ保障セラレ我社會組織ノ根底タル所有權ノ廢止ヲ主張スルモノナルコト明カナリト雖モ更ニ此等ノ理想ヲ實現スヘキ方法ニ付テ暴力ト激變トヲ斥ケ平和ノ裡ニ行ハルル不斷ノ有機的發展ニ依リテ之ヲ達成スヘキコトヲ論述シ其ノ手段ニ據リテ其ノ理想ヲ實現スヘキ所以ヲ從憑シタル跡ナキヲ以テ本件事案中前掲法條ニ牴觸スルモノニ非サルコト明白ナリ。仍テ進テ判示所論ヲ同法第四十一條ニ所謂安寧秩序ヲ紊シタルモノト謂フヘカラサルヤ否ヤニ付キ推考スルニ凡ソ學者カ國家組織經濟組織ヲ論究スルニ當リテハ或ハ諸般ノ制度ニ付キ其ノ利害得失ヲ論シ或ハ各種ノ組織ニ付キ其ノ理想ヲ開示シ時ニ現行ノ制度組織ニ對シ論難批評ヲ加フルコトアルヘキハ固ヨリ其ノ所ナリト雖モ斯ノ如キ場合ニ於テモ其ノ所論ヲ新聞紙法ニ所謂新聞紙上ニ掲載スルニ當リテハ其ノ内容ハ苟クモ公共ノ安寧ヲ害シ社會ノ秩序ヲ紊スヘキ事項ニ涉ルヲ許サレサルハ勿論ノ次第ニシテ其ノ署名カ學者タルト否ト又論文カ學術ノ研究ニ關スルト

然ラサルトヲ問フモノニ非ス而シテ今之ヲ判示論文ニ徴スルニ其ノ所論我國家組織ノ大綱タル統治權ノ改廢ニ涉リ更ニ憲法ニ依リ保障セラレタル私有財産制度ノ撤回ニ及ヒ社會理想トシテ無政府共產主義ヲ主唱スルコト前斷説示ノ如クナルニ當リ行文ノ間無益ニ矯激ノ文字ヲ羅列シ現行ノ國家制度或ハ經濟組織ヲ痛罵シ徒ラニ感傷的ノ用語ヲ驅使シテ無政府共產主義ヲ嘆美セラルコト論旨自體ニ於テ極メテ明瞭ニシテ右論文ニ接スル一般民衆ヲシテ或ハ我國家ノ統治權ニ疑惑ヲ挾シメ或ハ個人ノ所有權ヲ輕視セシムルノ風ヲ醸成シ時ニ進ンテ我國建國ノ大綱ヲ紛騷スルノ思想ヲ助長養成スヘキ素因ヲ爲スノ危險アルモノト謂フヘク從テ右記事ハ正ニ公共ノ平安ヲ害シ社會組織ヲ攪亂スル虞アル事項即チ安寧秩序ヲ紊スノ事項タルモノト認定スルヲ相當トス

と言ふに在る。要之該判決の要旨は判示論文が國家の大綱を紛更せしむる虞れあるものであるけれども、其の大綱の改變に不法なる手段に據つて達成するを主張するに非らざるを以て朝憲紊亂に非ず安寧秩序紊亂なりと認定すべきであるとして爲したのである。換言すれば安寧秩序の紊亂との差異は専ら紊亂行爲の客體である國家基本組織と社會の平安の區別に存するに非ず。等しく朝憲を客體としても手段に不法性がなければ轉じて安寧秩序の紊亂となると言ふに在る。斯の如きは

素亂と手
段の不法
性

果して法の精神であり條文の正當なる解釋であらうか疑なきを得ない。新聞紙法が朝憲に對して用ふる紊亂なる語の觀念を、安寧秩序に付て謂ふ紊亂なる語の觀念に於て前者に對してのみ手段の不法性を要素として要求して居るものと解するは其の理由を知るに苦しむ所である。何故に手段にのみ重きを置いて、客體たる朝憲や安寧秩序を重大なる要素にして取り扱はなかつたか、判旨は一見截然たる別を立てて論理明快なるに似て而かも甚だ不徹底なるを憾まざるを得ない。

牧野博士前記論文は大體に於て此の判旨に賛意を表するものの如く「蓋し憲法と雖も其の改正の途が開かれて居る以上は、今日國家の基本制度とされて居る所と雖も其の變革の可能は少くとも論理上豫想され得るわけである。唯だ吾人は其の方法が嚴に合法的なることを必要とするのである。……大審院は森戸事件の判決に付いて右の所謂變革の不法性を閉却して居る。……合法的方法の下に主張せられる限りまた純然たる一の思想として取扱ふべきではあるまいか」とし、若し其の主張が合法的方法を豫定して居る以上はそれも亦一の思想として兎も角も傾聴すべきものである」と説き、要するに變革の不法性なきものは單純なる思想若は「學者の「空想」であつて紊亂でない」と主張せらるるものの如くである。(前記新聞三月十五日付參照)

吾人は安寧秩序の紊亂の解釋に付て手段の不法性は絶對の要件ではない唯手段の不法性の存す

るものは最多くの場合社會民心を脅威し不安を招來し合法的なる社會組織の變革は此の虞れ尠く従つて最も多くの場合紊亂罪が成立しないと云ふに止まり而して若し立法論として手段の不法性を要件とすべきか否かに至つては全く別個の問題であり且つ傾聴すべき論であると述べた。朝憲紊亂に付ても同様の見解を維持したい。唯、紊亂行爲の對象たり客體たるものは一は社會の平安であり、一つは國家の基本組織である。牧野博士所論の如く國家基本組織の變革の可能は豫想すべきも、其の合法的なるが故に紊亂に非ずと言はんよりは、寧ろ合法的なるものは未だ以て國家基本組織を紛騷し統治權を攪亂せしむるの程度に達せざるものと見るべきではなからうか。即ち博士の所謂單に「一の思想として取扱ふべき」ものであり又或は「空想」であるかも知れない。従つて森戸事件に於ける該論文が、吾人の所謂此の程度に達するものなりやは其の手段方法の不法性を有するや否や假令不法性を有せず即ち平靜穩和の手段に依りて目的を達成せんことを主張するも國憲の變革や國法の廢滅等の主張が之を受る現在の社會狀態に照し如何なる影響を與ふるものなりや即ち全然空想の範圍に屬せずして現在の民心をして是に共鳴せしむべき狀態に在りや否や等が問題を解釋する鍵鑰であると信ずる。而してそれが單に一片の空想に屬すならば假令紊亂せんとする客體が基本組織であつてもそれは犯罪の不成立を見る丈けであつてそれが爲めに

安寧秩序紊亂罪が成立することは絶対にない。換言すれば此の二罪は程度の差ではなくて性質の差であるが故に程度の輕きが爲めに其の性質を一變することは絶対に在るべからざることである。

佐々木博士の所説

次に佐々木博士の所説は第一審の判旨と稍々觀念を同くするものと信ずるが故に之を擧げて見ると(前掲論文)「朝憲を紊亂すると云ふ事は全體として現實の觀念である。……現實の觀念として或ものを紊亂すると云ふに所謂紊亂するとは或ものに對して何等か事實上の手段を向けて之を破壊すると云ふことである。……次に現實の觀念として朝憲を紊亂すると云ふ所謂朝憲は、其れ自身現實の觀念であらねばならぬ。(故に朝憲を紊亂するは云ふ意義は)法の規定する政治的生活の基本組織が現在事實として存在するの狀態に對して何等か事實上の手段を向けて之を破壊するの謂に外ならない。……例へば内閣員を暗殺するが如きこと又之を滅亡せしめなくとも其の制度が現に事實として存立する狀態を事實上の手段を以て破壊すること例へば權力者たる君主に危害を加へて權力を失はしめ又は服従者たる國民に實力を加へて服従せざらしむることに至つて朝憲を紊亂するものとなるのである。其の制度が現に事實として存在する狀態に對しても單に價值判斷を下すに止まるのは決して朝憲を紊亂するものではない」云々と説かれる。

惟ふに吾人の見解と大差を生じて來る根本原因は「朝憲ヲ紊亂セントスルノ事項」と云ふ規定が社會に對する影響を示すものと解すべきか、或は事項の内容と解すべきかに存する。換言すれば其の觀念に事項の内容を要素とすべきか影響を要素とすべきかに在る。吾人は寧ろ影響の分子に重きを措かんとする。故に若し其の之を受取るべき社會の状態が朝憲を紊亂すべき程度の影響を與ふる事項を其内容としたる場合に於て朝憲紊亂罪の成立ありと爲したい。博士の所説が其の内容と現實觀念に重きを措かるる結果として朝憲紊亂の事實行爲と特殊の犯罪行爲である出版違犯との觀念が其間非常に不明瞭になる虞れある様に思はれる。例へば前記設例の場合に於て現在の内閣員を暗殺すべしとの内容を有する事項は唯現在の閣員を滅亡せしむるに止まつて内閣制度を自體を破壊せんとするものでないから朝憲を紊亂せんとする事項ではあるまい。凡そ出版犯罪は一定の反社會性を有する内容を出版物に掲載することによりて成立し國家が犯罪として科刑するのは此の反社會性を有する内容が依つて以て社會に一定の影響を與ふるを豫防せんが爲めであるが故に理論上内容の反社會性は犯罪成立の直接の要件ではない。換言すれば出版法規の目的とする所は其の反社會性を有する内容自體に關するものに非ずして此の内容を有する記事が與ふる影響を如何にして取締るべきかに在つて、現實性や手段の有無は唯一絶對の要件ではないと言は

ねばならぬ。故に博士所論の如く現實の制度として現に存在する國家基本制度例へば議會制度に對し其の廢止の目的から、所謂事實上の手段を向け現在の議員を幽閉すべしとの議論の如きは、或は犯罪の煽動となり或は安寧公秩を妨害すべきものであるかも知れないが、常に必ずしも朝憲紊亂なりと言ひ得ない。基本組織夫自身を廢止せんとすると、基本組織の現實の構成分子を改廢せんとすることは似て而かも非常に非なるものである。後者を事實上の手段を向け改廢せんとすることは、直に前者夫れ自身の廢止とはならぬ。現實の觀念を偏重し内容の不法性に重きを措くの結果は竟に此の如き餘弊を生ずるのではなからうか。

同博士は尙制度が事實として現に存在する状態に對して單に價值判斷を下すのは決して朝憲紊亂ではないと力説せられた。若し此の趣旨が現在の内閣の無能無策を攻撃して更迭を説く種類のものであるならば、寔に所説の通りである。然し若し現在の個々の閣員や内閣の適否を批評するに非ずして、政府を廢止せよ、法律權力は全廢すべしとの説ありと假定せば、博士の所説より見れば事實として現に存在する制度に對するに非ず又何等事實上の手段を向け變革せんとするものにあらざる以上、單純な價值判斷に過ぎないことになるけれども、果して如此は是認さるべきものであらうか、假令價值判斷に過ぎないとしても（設例の如き場合は既に價值判斷を超越する

ものであると思ふが) 出版法規の目的は之れに依つて生ずる影響を第一要件とすべきであるが故に、其の所論の抽象的なることや批評的なることは顧みるべき要素ではないと信ずる。而して是れは出版犯罪が或る違法性を有する事項を論述する行為自身を對象とするのではなく、其の論述を出版物に掲載する行為ありて始めて成立すべき特殊の性質を有することと相表裏する關係に在るが故である。吾人は佐々木博士の内容説は要するに現實觀念を偏重し出版犯罪の本質を閑却するに非らざるなきやを疑ふのである。草野學士前掲論文に曰く「如何に具體的に實行方法を示して現存の具體的國家制度を改廢すべきことを例へば議院制度廢止よりして某日某刻を期し議會そのものに對して爆彈を投じて之を破壊すべしとの記事を掲載したりしとするも、記事自體は爆彈に非ざるが故に其の之を處罰するは記事が社會人心に及ぼすの影響を顧みるに在りと解せざるべからず」と、至言と謂ふべきである。殊に出版犯罪の成立要件に關しては同氏の論文に詳細を譲りたい。(前掲雜誌第二三卷第九號七六乃至七九頁)

又佐々木博士は法に所謂「紊亂セントスルノ事項」とは紊亂するの目的を以て公表するを要するの意ではないとせられたのは全然同感であるが、極端に影響説を嫌厭し「或事項が社會に朝憲を紊亂せんとするの影響を生ずるとき之を罰すると云ふならば、それは極めて浮動的なるものとな

る。蓋し先づ斯くの如き影響を生ずるとするもそれは其の事項を受取る社會の狀況に依つて生ずるので其の事項其者の内容から生ずるのではない。其の事項の署名人又は掲載人の行為とは何等の關係のないことである。其の無關係の事に依つて此等の者が犯罪人となることが既に道理に會はぬのである」と主張せらるるが、既に朝憲の意義が流動的であり且つ事項を受取る社會狀態即ち影響に重きを措く以上に、其の刑罰が所説の如く浮動的なることは十分豫期する所であるが、更に進みて朝憲紊亂の影響の生ずることあるも、それは社會狀態自身の罪であつて、執筆者の行為と何等の關係がないとするのは寧ろ道理に合はぬことではあるまいか。若しこれが社會の影響と何等の關係がないとすれば、總べての出版犯罪が成立しないと云ふも過言ではあるまい。

第二審判

森戸事件に關する第二審の判決理由に依れば(九年六月二日九日判決)

我國家存立ノ大綱トシテ憲法ニ闡明セラレタル天壤無窮ナル我統治權ノ所在又ハ天皇ノ大權ノ範圍ニ付キ紛更ヲ試ムルカ如キハ我新聞紙法第四十二條ニ所謂朝憲ヲ紊亂セントスルモノニシテ右判旨事實ハ「自由ナル人格」ヲ得ルテフ社會理想實現ノ爲メ「國家」及「權力」ヲ絶滅シテ共產主義ノ無政府制ヲ設定セムトシ其ノ理由實現ノ方針ヲ卑近ナル手段ヲ通シテ一步一步ヲ進メ斷エサル有機發展ニ俟チ目的ノ達成ヲ期スヘシト爲シテ此ノ理想カ久シク民衆ノ感激ノ源泉ト爲

リ現時ヨリ發程シタル時々刻々ノ努力ニヨリ遂ニ國家及權力ノ否定ヲ實現スヘキ旨ヲ鼓吹シ牽
イテ我統治權ノ所在ニ紛更ヲ試ムルノ趣旨ニ歸着ス

ごなし又同事件に關する大審院の判決(九年十月二二日)に依れば

クロボトキンノ社會思想ト題スル論文ハ要スルニクロボトキンノ理想トスル無政府共產主義ヲ
闡明シ其ノ最モ個人ノ完全ナル自由ノ欲望ヲ満足セシムルニ適スル所以ヲ縷述シ進ンデ該主義
ハ單ニ空想ヲ終局セシムヘキニ非ス之ヲ將來ニ實現セシメ其ノ結果トシテ經濟上ハ私有財産制
度ヲ滅却シ一切ノ生産物ヲ擧ケテ之ヲ一般人民ノ共有ニ歸セシメテ其ノ欲望ヲ満足セシメ政治
上ハ法律刑罰其ノ他權力ノ強制ニ依ル統治關係ヲ排斥シ自由平等ナル社會ヲ建設セサルヘカラ
ス而シテ其ノ方法トシテ寧ロ平和裡ニ卑近ナル手段ヲ以テ徐々終局ノ目的ニ達セサルヘカラス
ト論スルニ在レハ我國民ヲシテ建國ノ皇謨ト光輝アル歴史トヲ無視シ茲ニ國權ノ變更ト國法ノ
廢滅トヲ企圖シ我國體ニ違背シ全然統治ノ關係ヲ離脱シ放縱自恣ノ生活ヲ遂行セシムコトヲ
宣傳鼓吹セルモノニシテ止タ學理上外國ノ政體ヲ批評論難シタルモノニ非サルヤ行文上寔ニ明
カナリ又假令實現ノ方法トシテ過激ノ手段ヲ執ルコトヲ避ケ平靜穩和ノ手段ニ依ルヘキ旨ヲ懲
憑シタリトスルモ所論ノ主義主張ニシテ既ニ我國家ノ存立ヲ危殆ナラシムル虞アル以上右論文

ハ新聞紙法第四十二條ニ所謂朝憲ヲ紊亂セムトスル事項ニ該當スルヤ疑ヲ容レヌ
と言ふ理由を示した。第二審第三審共其の判旨は朝憲紊亂の何たるやを説き及ばざること頗る遠
く吾人に何等理論的收獲を與へない。第一審判決が勇敢に不法手段の有無を標榜したことが假令
異論があるにせよ其の新機軸を出したことは、第二審第三審判決の只徒らに美辭を列ねたに過ぎ
ないことに比べて遙に出色とすべきである。第二審第三審の判旨が唯若し吾人の所謂影響説を背
景とし精神とするものならば創めて意義あるものと解し得ると信ずる。

第七節 發行禁止(新聞紙法第四三條)

法は出版犯罪に依つて處罰する或一定の場合に於て其の新聞紙に對し裁判所がその發行を禁止
し得る旨定めた。即ち出版犯罪に依つて編輯者發行者等を處罰することが犯罪の豫防や報復に效
果がないものと認められた場合は其の新聞紙の存在を喪はしめんとするのであつて、新聞紙の死刑處
分である。一定の題號の下に久しく江湖に認められ來り世人の信賴と聲價を維持して來た新聞紙
にとつては此の死刑處分が如何に甚大な打撃を齎す制裁なるかは想像するに難くない。

曾て述べたる如く、我國の新聞法の沿革に於ては、此の發行禁止は久しく内務大臣の權限に屬

して來た。即ち行政官廳の自由裁量の範圍の下に其の認定する所であつた。然し乍ら自由認定に依つて容易に言論機關の死刑を宣告し得るやうな生殺與奪の權を行政官廳に委することが、甚だ不條理であり、非立憲的であることは最も明白な所であつて、輿論の之を非難すること亦喧しきものがあつた。爲めに明治三十年法律第九號の一部改正で之を廢止し、之を司法處分に移したのであつた。尤も日露戦争の末期講和問題に關連して世情騷然たるに際し緊急勅令(第二〇六號)を以て此の行政處分に依る發行禁止が、復活したが議會の承諾を得るに先立つて廢止され、全く一時的の規定に止まつたから結局明治三十年の改正法律から發行禁止は裁判所の權限に移つたのである。

法は次の場合に裁判所に發行禁止權を認めた。(一)軍事若は外交に關する事項の掲載を禁止又は制限する陸海軍大臣又は外務大臣の命令(第二七條)に違反し處罰する場合(第四〇條)(二)安寧秩序を紊し又は風俗を害する事項を新聞紙に掲載したるに依り處罰せらるゝ場合(第四一條)(三)皇室の尊嚴を冒瀆し政體を變改し又は朝憲を紊亂せむとするの事項を新聞紙に掲載したるに依り處罰せらるゝ場合(第四二條)即ち是れである。現行法規の下に於て最も重要視された出版犯罪に付てのみ之を認めたことは發行禁止其れ自身が重大なる結果を生ずる處分であるからであらう。

發行禁止
を爲し得
る場合

發行禁止
存廢論

問題は發行禁止制度の存廢若は制限である。即ち該制度が行政官廳の單純な自由裁量の權限に屬することの不合理なことは何人も認むる所であつて、之が慎重な手續を要する裁判所の權限に移されたことは條理上當然なことであるが、假令裁判所の宣告に依るとしても、如斯新聞紙それ自體の存在を消滅せしむることの當否は依然として問題になる。存置論者の理由とする所は「出版物の内容に違法性を有する場合は行政處分として發賣禁止あり亦之が發行に參與した編輯人、發行人等に對して夫々刑事罰の制裁がある。然れども此の制裁を顧みずして害惡記事を公表する新聞紙に對しては殆ど効果がなから、社會防衛上若は犯罪豫防の上から其の新聞紙自體の存在を喪失せしめるに若くものはない。恰も重大な犯罪者に對し、報復と豫防の手段として死刑制を認めたものと同一である」と言ふにある。若し言論自由の原則と國家防衛の關係から見れば發賣禁止の行政處分と關係者に對する刑事處分との存在が十分に於て寧ろ必要の程度を越えて居るときへ思はれる。又社會防衛の効果から見れば、更に大に疑なきを得ない。曩に刑事罰に就て述べた如くに、出版犯罪は他の一般犯罪と其の本質に於て大に異なり、從て其の刑罰が何れ程社會防衛や報復の効果を有するものなるや否や吾人少からず疑問を持つものであるが、發行禁止處分に至て一層此の疑惑を痛切に感ずる。人が其の意志や思想を公にし、其の保持する主義主

張を宣傳公布せんとするに當りて、刑罰や權力の強制は何れ程の効果を齎すものであらうか、犯罪に對して多少の報復的價値があつても、恐らく豫防的價値は他の一般犯罪に對するものと非常な距離があるものと思ふ。況んや其の新聞紙自身の消滅處分に至つては尙更であつて、犯罪者自身存在を無に歸せしむる死刑處分と同日に其の効果を論せんとするが如きは誤れるの甚しきものであらう。

實際上の價値

理論上の價値は姑く之を措くも實際上の効果に至つては更に疑問を増すのである。それは曩きにも述べた如く多年巷間に聲價を有する新聞紙に對して發行禁止處分は非常な脅威であつて、其の營利的事業は爲めに全滅するかも知れない。然し如斯處分を必要を認めらるゝものは所謂大新聞に於て見ることは殆どない。世人の信用の點から、又其の營業政策の上から平常の状態にあつては大新聞が舞文曲筆矯激に亘ると謂ふが如きことは想像し得ない。其の最も茲に陥り易く法規を顧みず尙且つ犯罪を重ねるものは小規模經營の新聞紙に於て屢々見る所である。而して此の種ものは、今日の存在を消滅せしめられても、忽焉として明日形を代へて現はるゝことが比較的容易であり非常な苦痛を伴はぬ。保證金は固より沒收せらるゝものでないから、正式の手續を経て再び他の題號の下に現はれ來るならば、殆ど痛痒を感せぬであらう。故に理論から見ると實際

發行禁止新聞紙名

から見ると、發行禁止の聲は頗る大であり乍ら其の實は如斯内容の淺薄なものである。試に新聞紙法制定以來發行禁止の宣告を受けた新聞紙名を擧げて見る。

題名	犯罪別	禁止宣告年月日
平民新聞	安寧	明治四〇、四、一三
東京社會新聞	同	四一、一一、一八
熊本評論	同	四一、一〇、一〇
河南	同	四二、二、一〇
滑稽新聞	同	四二、三、一六
滑稽界	風俗	四二、一〇、二一
民報	安寧	四二、一一、一七
世界婦人	同	四三、三、二五
東京	風俗	四四、二、七
長崎新聞	尊嚴冒瀆	四四、二、二四
北海新聞	同	同
萬歲新聞	風俗	四五、二、二六
阪南新聞	同	大正 二、七、一二
二六新報	安寧	三、六、二九

大阪日報
名城時報
山形サンデー
大阪輸入新聞

尊嚴冒瀆
安寧
風俗
同

三三三
三、二、四
四、二、四
四、五、一四
五、五、一七

發行禁止の制度に關聯し、新聞紙の同一性といふことが必然隨伴する問題である。例へば甲新聞が發行を禁止せられたる後同一編輯人又は發行人が乙新聞と題號を改めて發行したる場合、如何なる標準を以て同一性を決するやの問題である。但し之が同一性ありや否やの決定は裁判所の職權を以て定むる事實問題なることは明かであるが(四四年大審院判決録一四二九頁)唯其の事項認定の標準を如何なる點に求むべきかである。惟ふに是れは例へば「朝野新聞」なる新聞紙ありと假定せんに、或は之を「朝野新聞」と稱する一定の題號を有する新聞紙とし單純なる存在として見るか、或は發行人甲某編輯人乙某發行所丙某會社の經營にかゝる朝野新聞と一種の統一體として見るかに依て結論が異なつて來る。即ち前説を採れば經營關係者が同一であつても題號を異にして「朝野」と改めたならば、別個の新聞紙と見るべく、後説に依れば、假令題號に多少の變更があつても、他の要素に變更がないから同一性を有すと見なければならぬかも知れぬ。察するに法に所謂「其ノ新聞紙ノ發行ヲ禁止ス」とするは單純に其の新聞の名稱を有する新聞紙の發行を禁止す

るものと簡單に取扱ふ譯に行かぬと思ふ。即ち法意は發行所、發行人、編輯人、題號等の要素が渾一した某新聞紙に就て謂ふものであつて、例へば前記設例の場合に於て「日刊新聞朝野」なる題號に變更するも、他の要素に何等の變更がないならば同一性を失はぬものと見るのが至當であるまいか。勿論題號は此の同一性を認定する最も有力な標準であることは疑ない所があるが、之を絶対唯一とするを得ないのではないかと思ふ。固より法は新聞紙に對する制限であつて人に對する制限でないから其の禁止新聞發行人に絶対に新聞發行を認めない趣旨ではない。題號や發行人や編輯人等が全く別個のものであれば、其の發行する新聞紙は同一性を有するものと見るを得ないであらう。又之と同様に、假令發行所や編輯人に變更がなくとも、發行人や題號が別個であれば異なる新聞紙であらう。要するに此等の要素を基礎として、其の新聞紙の同一性を認定すべきものであつて、若し題號を唯一絶対の要素とするならば、法の禁止處分は結果から見ると單に題號の強制變更に終るに過ぎない。而して之は禁止處分を認めた法の精神ではあるまい。渾一的一體としての其の新聞紙の存在を消滅せしめることが法の目的とする所であると信ずる。然し乍ら茲に謂ふ渾一的一體としての新聞紙は固より所謂同一系統の新聞紙と異なり、此の種のものゝ發行をも禁止せんとする趣旨でない。曾て明治三十八年緊急勅令に依て復活した行政處分として

の發行停止に於ては同時に「其停止中ニ限リ同一人又ハ同一社ノ發行ニ係ルモノト認ムル他ノ新聞紙又ハ雜誌ノ發行ヲ停止スルコトヲ得」（同令第二條）としたが、彼此其の間重大な相異のあることは贅言を要せぬ。

尙法は發行禁止の裁判に違反し、其の新聞紙を發行したるときは發行人編輯人を六月以下の禁錮又は三百圓以下の罰金に處す可きものとし、又發行禁止の情を知つて其の新聞紙を發賣又は頒布したる者は二百圓以下の罰金に處す可きものと規定した（第三八條）。蓋し禁止處分を徹底せしむる上に於て、當然其の必要とする罰則であるが立法論から見ると此の制裁は新聞紙の内容と全く無關係に、只禁止の裁判違反としての罰であるから發行に就て責任を有する發行人を處罰すれば足り掲載事項の内容に就て主として責任を有する編輯人にも此の制裁を負はしむるは稍々酷に失すると思ふ。

發行禁止制度は外國立法例に於て、其の類例を見るを得ない。唯獨逸に於て一九二一年八月二十九日に公布せられた大統領布令第一條に依れば「定期出版ニシテ其ノ内容カ獨逸國若ハ各邦ノ憲法若ハ憲法ニ基ク施設ノ暴力的變更若ハ廢除 *gewaltsamen Änderung od. Beseitigung* 又ハ民主的共和國ナル國家形式ノ擁護者ニ對スル暴行又ハ法律若ハ法律上有效ナル命令若ハ此等ノ法令ノ權

禁止裁判
に違反し
たる場合

外國立法
例

限内ニ於テ發布セラレタル憲法上ノ官廳ノ命令ニ對スル不遵奉ヲ煽動若ハ挑發シタルモノニ對シテハ十四日以内ノ期間之カ發行停止ヲ命スルコトヲ得、定期出版物ニシテ其ノ内容カ上記ノ行爲ヲ認容若ハ讚美シ又ハ國內ノ平安ヲ害スヘキ方法ニ依リ、憲法上ノ機關若ハ施設ヲ輕蔑シタルモノニ付テモ亦之ト同シ、發行ヲ停止セラレタル後再ヒ第一ノ規定ニ違反シタル出版物ニ對シテハ停止期間ヲ三月ニ迄延長スルコトヲ得、停止ハ獨逸國全領域ニ對シテ其ノ效力ヲ生ス、又事實上舊出版物ノ繼續ニ過キサレトモ新規定出版物ナリト自稱セラルルモノニ對シテモ停止ノ效力ヲ生スルモノトス、停止ノ命令ハ其ノ執行ノ爲メ必要ナル規定ヲ發スヘキ内務大臣ノ權限ニ屬ス」とした。同布令は帝政派の反動的運動及無政府共產主義の宣傳運動を取締らんとする目的を有するものなること人の知る所であつて、其の期限とは言へ、内務大臣に定期刊行物の發行停止權を認めたるのは異例と言はねばならぬ。

第八章 餘 論

第一節 新聞紙法出版法改正法案に對する批判

以上縷述した所は我出版取締法規たる新聞紙法及出版法の解説である。學淺うして、研究の未だ臻らざる幾多の批難の存することは勿論自ら認むるに吝かではない。唯固より重要な言論の制限に關する研究の一助たらん事を欲したに過ぎない。惟ふに各人が其の欲する所、信する所を何等かの形式に依つて發表せんとする意欲は殆ど人類の本能であつて文化の向上に依つて益々刺激せられ、熾烈を加へて往くであらう。昨今の財界の不況を裏切つて新聞紙や雜誌の發行が月に増加の趨勢を示してゐるのは明に營利的觀念が支配したものではなくして、此の本能的意欲の旺盛さを語るものであらう。此の本能が斯様に現實化して來ると問題は必然に出版取締法規といふ障壁に打突つて來る。今迄新聞紙法や出版法は主に出版事業經營者と云ふ民衆の一部分の面接した問題に過ぎなかつたのが聽て民衆一般も什うしても越えねばならぬ障壁となつて來た。従つて其の障壁の高低に當然民衆の視聽が向かなければ嘘である。所が過去に於てはその注意力が餘りに貧弱であつた。後援軍の續かない一二の叫びはあつても、所謂輿論が何うしても之に馳せ參

出版法規
改正に關
する輿論

しなかつた。只遠巻きして、漫然と不平の狼火を擧げた丈で障壁の固さや高さに変化の來やう筈がなかつた。が然し時代思潮や時勢の波がこの萬里の長城然たる障壁に浸潤して來た今日に於ては熾烈な人間本能に依つて追ひ／＼障壁の高さが問題になつて來るであらうが、差當り自分の希望する所は民衆の視聽を茲に向けたいのである。

過去に於ける法の改正論も假令それが一部の人に依つて唱導されたものにせよ、又それが如何に速成的な安價なものであつたにせよ、兎に角一個の意見であつて改正運動の第一の狼火と見るべきものであるから茲に紹介して其の當否を論じて見たいと思ふ。然し乍ら其の部分的の改正意見や改正法案の詳細は煩に失するが故に他日を期し、其の纏まつたものに付て要點だけを批判するに止めたい。

第一項 第二十八議會提出新聞紙法中改正

法律案

明治四十五年三月衆議院議員松田源治氏外五名より提出せられたものであつて、其の要點を擧ぐれば

改正要點

- 一、第九條一號を削る。
 - 二、第一七條第一項中「全文」とあるを「要旨」に改め同條第二項を削除す。
 - 三、第一九條を改め犯罪事件は單に豫審判事の特に指定したる豫審廷尋問の事項のみ掲載を禁じ且つ檢事の差止權を廢す。
 - 四、第四三條中「乃至」の二字を削る。
- 即ち第一は現行法が編輯人に責任を課する外實際編輯を擔當したる者あるときは之にも二重に責任を負擔せしむる趣旨なるを改め、此の實際編輯擔當者を責任圏外に置かんとするに在る。抑も現行法は編輯人の何たるかを定義しないで、然も本條の規定で陰に名義編輯人の存在を認むるに至つたのが根本的の缺點である。實際編輯事務を擔當するものを確實に捉へ得たならば名義編輯人實際編輯人相並ひて責任を負擔せしむる理由がない。編輯人の責任負擔を原則として何等かの事故の爲め他に實際編輯を擔當したる者ありたる場合は例外として其の者に責任を負擔せしめ而して編輯人を措いて問はないのが正當な理論であらう。此の意味に解するならば、本案の改正は首肯し得る所である。

第二は新聞紙に掲載したる事項の正誤書辯駁書は其の全文を掲載するを要せず單に要旨のみを

掲載するを以て足れりとし尙同號の活字を以て掲載するを要せずとするに在る。此の點に就ては明白に反對の意見を表示したい。新聞紙の公器たる本質や、現在の何者をも凌ぐ勢力や現行法規の下に於てすら、更正の義務が完全に履行せられず殆ど斬捨て御免の實狀であることや、外國法規の規定を見て、之を考査するならば、此の改正の趣旨や動機が那邊に存するや疑なきを得ないからである。

第三は言論の自由と重大なる關係ある制限事項であるから其の主張は大に傾聽すべきものと信ずる。唯本案の如くんば犯罪捜査に非常な支障が來ないであらうが、公開禁止の訴訟の辯論をも公表し得るとするが如きは果して穩當であらうか、但し檢事の差止權に付ては所説の如く十分考慮の餘地がある。或は司法大臣若は檢事總長の權限とするも一法であるかも知れない。假令事項の性質上急速を要するものであつても、差止め如きは言論自由權に對する甚大なる制限であるから之を地方一檢事に行使せしむることの當否は充分批評され得る所であらうと信ずる。

第四は發行禁止の司法處分を尊嚴冒瀆罪、朝憲紊亂罪及陸海軍大臣外務大臣の差止命令違反に對してのみ之を認め秩序紊亂罪及風俗壞亂罪に對しては之を排除せんとするに在る。發行禁止處分は新聞紙に對する死刑處分であるが故に其の範圍を縮少す可きは殆ど論のない所であらう。本

案に付て言へば陸海軍大臣、外務大臣の差止權の如きは元來戰時非常の場合に認めらるべく、平時に於ては寧ろ排除せらる可きものと信するが故に從て此に原因する發行禁止の如きも非常時に限局すべきものにあらざるかを信するのである。本案は風俗壞亂罪を除外したが地方小新聞にして専ら柳暗花明の巻を題材とし俗惡卑猥なる記事の掲載を生命とするもの頗る多く、風俗法益を侵害するもの屢々である。此の種のものに對して發行禁止處分を爲すことは、既に發行禁止處分なるものが認められてゐる以上考慮を用ふるの必要がない。何故に風俗壞亂を除外せんとするか其の特別の理由に付て疑問を挾まざるを得ない。

右改正案は同年三月一九日の衆議院本會議に於て可決確定し貴族院に送附せられたが同院に於て委員附託となりたるまゝ議會閉會となつた。

第二項 新聞紙法改正期成同盟會案

大正三年二月第三十一議會開會中東京市内各新聞通信社の發起に係る新聞紙法改正期成同盟會なる團體組織せられ、新聞紙法中改正法律案を提出せんとする運動が起つたが、結局其の提出を見ずして終つた。實際編輯人の責任、免除正誤義務の輕減、檢事差止權の廢止、發行禁止の制限

等は略々前記第二十八議會提出案に同じ。其の外の重なるものを擧ぐれば、

一、第二十三條を左の如く改正す

「内務大臣ハ新聞紙掲載ノ事項ニシテ安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルトキハ其ノ事項ヲ指摘シテ發賣頒布ヲ禁止シ尙必要ノ場合ニ於テハ之ヲ差押フルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ内務大臣ハ同一主旨ノ事項ノ掲載ヲ差止ムルコトヲ得
發行人ハ本條ニ基ク内務大臣ノ命令及處分ヲ不當ナリトスルトキハ之ヲ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

行政裁判所ハ原告ノ請求ヲ理由アリトスルトキハ其ノ請求ニ基キ被告ニ對シ損害賠償ヲ言渡スヘシ」

二、第四十五條を左の如く改正す

「新聞紙ハ虚偽ノ事實ヲ掲載スルニ非サレハ名譽毀損ニ付公訴及私訴ニ關シ責ヲ負フコトナシ但シ陷害ノ目的ニ出テタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
名譽回復ノ取消廣告ハ被告ノ新聞紙ニ掲載スヘキモノトス」

右の案文第二三條に於て「其ノ事項ヲ指摘シテ」發賣頒布を禁止すべきものとするは、是認せらる

べき十分の理由がある。此禁止は行政官廳の自由裁量處分なるが故に處分を爲すに當つて如何なる掲載事項が安寧を紊るものなりや、又は風俗を壞亂するものなりやは全く發行當事者の與り知り得ざるものであつて、甚しく立憲的觀念に反し國民をして適從する所に迷はしむるものである。故に之が處分を爲すに當つて其の違法性を有する事項を指摘する事は誠に合理的であると謂はねばならぬ。次に同條中に謂ふ行政訴訟の問題である。行政官廳の處分に對して訴訟を認め、毀損せられたる權利の救済を確保せしめんとするのであつて其の理論の正鵠を得て居ることは言を俟たぬ。法の體制としても、一方に行政官廳に自由裁量處分を認めたらば、一方に之が行政救済の途を開く可きが條理の要求する所と思ふ。唯之に付て次の點を考究せねばならぬ。(一)發賣頒布禁止處分は内務大臣の裁量處分であつて其の執行處分でないから、從つて其の處分に關しては只適當なりや否やの問題を生ずるに止まつて、其の處分が果して違法なりや否やの問題の生ずる餘地がない。然るに元來行政訴訟なるものは違法の行政處分に對するものであるから、裁量處分である内務大臣の發賣頒布禁止處分は行政訴訟の目的となるを得ないと説くものがある。然し乍ら所謂裁量處分といひ裁量の自由といふも決して全然行政官廳の自由認定に委するの趣旨ではない。法律命令に規定せられたる範圍内に於て或る程度の自由裁量を認められたるものであつ

て、若し行政官廳が此の制限範圍を超越して處分を爲すならば其處には適當不適當の問題を超えて違法問題が當然發生するものと思ふ。故に裁量處分が本質上當然行政處分の目的たり得ないとするのは承服し難い所である。只現行法が警察處分に對して一般に行政處分を認めなかつたと云ふに止まるから、若し明治二三年十月十日法律第一〇六號に依り法律に別段の規定を設くることは理論上支障のない所であると信ずる。(二)然し乍ら之を實際上から考究して見ると元來頒布の禁止處分は曾て述べたる如く、違法性を有する記事を社會から離隔して因つて侵害さるる法益を保護せんとするに在るが故に處分の性質上急速を要件とする。而して本案の如く此の處分に對し行政裁判所に出訴し得るものとし、若し其の判決に依つて其の處分が違法なりとし且つ取消があつたにしても、裁判所の裁決を待つて日を経るに於ては出訴者に期待すべき程の効果を齎さぬではなからうか。特に新聞紙に在つては然りと云へやう。本條第四項は原告に求償權を認めんとした。之に依て損害を賠償せしめ以て原狀回復を期せんとするものであるが之は行政裁判法の大改正であるのみならず、行政處分に對する個人の要償權は從來殆ど認められなかつたのであるから(刑事訴訟法第一四條但書戶籍法第六條等参照)其の新例の實施は容易に期し得ないものと見ねばならぬ。(行政裁判法第一六條、明治二五年六月行政裁判所判例参照)。既に此の要償權が否認さ

るゝものとしたならば單に行政裁判事項とするも殆ど實益がない結果となるであらう。但し理想論として望まじき意見であることは言を俟たぬ。(三)更に國家全體の統治關係から達觀して頒布禁止處分に行政訴訟を認めると言ふことは濫訴健訟の風を助長する虞れがなからうか。健訟から因つて生ずる弊害が甚しいとするならば出訴權を認めたと、功罪果して相償ふべきや否やが當然此の問題の解決に當つて考慮の中に加へられねばならぬと思ふ。

次に第四五條の改正案であつて、法意は要するに新聞紙に依る名譽に對する罪及損害賠償の要求は掲載事項が虚偽なる場合若は假令事實でないとするも陷害の目的に出でたる場合に非ざれば成立しないものとするに在る。出版犯罪を評論するに當つて主張した如く、吾人は現行刑法の名譽に對する罪に關する規定が既に尙他の立法例に比して寛大なるを思ひ、又新聞紙法上の特別規定が刑法の規定と相俟つて餘りに此の種犯罪の取締に迂遠なるを信じ、更に又新聞紙なる公器を弄んで此の弊害の煩に堪へざらんとする實情を見て、本改正案は新聞經營者の立脚點からのみ觀察した偏見であると頗る率直に不同意を表せざるを得ない。斯種犯罪に對し更に徹底的な取締を要求する論は健全なる、公正なる輿論であることを信じて疑はぬ。

第三項 第四十四議會國民黨提出新聞紙法改正案

改正要點

大正九年十二月二七日濱田國松氏古島一雄氏提出に係るものである。本案の主要なる點は(一)掲載禁止事項を列挙したること、(二)陸海軍大臣、外務大臣の差止權を廢し、非常時に於てのみ或制限を爲したること、(三)發賣頒布禁止を特に重要な事項の違反にのみ之を限定したること(四)、發行禁止を爲し得べき場合を減少したること、(五)名譽毀損罪を全然出版犯罪として新聞紙法に規定したること等である。右改正案の大體の骨子は、大正八年二月、東京大阪同盟記者俱樂部に於て發案せる改正法案と當時の一部識者の主張を基礎としたもの、様であつて、蓋し從來の新聞紙改正法案に一段の研鑽と進歩とを加へたものである。

第一に掲載禁止事項を列挙したるは能く輿論の需むる所に應じ、且つ條理の要求に合致するものと言はねばならぬ。禁止事項を列挙明定し「安寧秩序紊亂」と言ふ如き不明確なる用語を避くべきは當然である。本案第一九條に曰く、

左ノ事項ハ新聞紙ニ掲載スルコトヲ得ス

一、天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太孫、皇族又ハ神宮皇陵ニ對シ不敬ニ涉ル事

掲載禁止事項の列

項又ハ國體ヲ變改セムトスル事項

二、戰時若ハ非常ノ場合ニ際シ國家ニ不利益トナルヘキ軍事外交ノ機密ニ關スル事項
 三、犯罪ヲ煽動シ又ハ曲庇シ或ハ犯罪人若ハ刑事被告人ヲ賞恤救護シ又ハ刑事被告人ヲ陷害スル事項

四、公判ニ付スル以前ニ於テ豫審判事ノ特ニ指定シタル豫審廷訊問ノ事項

五、軍時外交ノ機密ニ關スル事項ニシテ官署公署又ハ法令ヲ以テ組織シタル議會ニ於テ公ニセサル文書又ハ公開セサル會議ノ議事若ハ裁判所ニ於テ公開セサル公判

六、亂倫猥褻ノ文書圖書ヲ掲載シテ善良ナル風俗ヲ壞亂スル事項

而して本案第二三條は掲載事項が列舉事項中第一號及第二號に該當する場合に限り發賣頒布禁止處分を認めた。禁止處分を努めて局限し重要事項にのみ限定せんとすることは其の精神趣旨に於て寔に賛同すべきものがあり、又其の理論に於ても首肯すべきものと信ずる。問題は列舉事項の規定の方法と其の限定すべき事項の種類である。皇室の尊嚴冒瀆と國體の變改とは論のない所である。只此の規定に於て皇室の尊嚴冒瀆を天皇、太皇太后以下と列舉したるは寧ろ徒に刑法規定の用語を以てしたに止まつて實益は殆ど知るを得ない。又國體の變改は朝憲紊亂の語を避けたので

社會法益
の保護如
何

あらうけれど、之も難解の點に至つては誰れか烏の雌雄を知らん乎である。否朝憲紊亂は既に大審院判例に於て略々其の意義を窺知し得るに反し、新に國體變改の語を以てすることは得る所鮮く喪ふ所多き憾がある。本案は現行法に所謂安寧秩序紊亂を此の尊嚴冒瀆と國體變改に分解したのであるが、如斯所謂國家法益の侵害のみを行政處分の對象とし吾人の所謂社會法益に對しては如何に重大なる侵害をも禁止處分から除外するも國家治安上支障ない所であらうか。例へば單純に共產主義を主張し革命を叫ぶが如き事項は直接國體の變改に觸れないとすれば或る場合に於て第三號に所謂「犯罪ヲ煽動シ」に該當し刑事罰を受くることがあるにせよ、竟に當該新聞紙を社會から隔離するを得ないとは果して公安の萬全を期する上に缺くる所ないであらうか。社會法益の重大なる侵害に付て一段の考慮を用ふる餘地あるものと信ずる。

第二號は陸海軍大臣、外務大臣の差止權を廢し國家の爲め不利益となるべき事項の掲載禁止は非常時に限定した。趣旨には異論のない所であるが、差止命令を發することなくして一般的制限を爲し、且つ掲載事項該當の認定に付て之を内務大臣の權限としたのは理論上も實際上也困難である。寧ろ當該主務大臣の權限として一定の事項に付き其の差止命令權を認め之を非常時に限定した方が更に理論と實際に適合するものに非ずやと思はれる。第三號は論ずる迄もなく又第四號

に付ては第一項に於て述べた所である。第五號に於ては現行法が一般の文書に付て規定したるに本案は軍事外交の機密に關する事項に限定せんとした。吾人は軍事外交の文書が特に他の一般機密の公文書より區別して保護しなければならぬか、他の一般機密公文書の保護は何故放擲して差支ないのか、その理由を知るに苦しむのである。最後に第六號が風俗を害する事項を亂倫猥褻と分解明白ならしめたのは大に吾人の意を得た所である。然し乍ら風俗壞亂の新聞紙を單に刑事罰を以て待つに止まり、行政處分を廢したのは最も遺憾とする所であつて、既に發賣禁止處分を是認した以上は斯種事項を掲載するものに對して、例外を用ふる餘地は殆どない様に思はれる。

第二に本案は内地發行の新聞紙に對して發賣頒布禁止處分を限局したことは前述の通りであるが、同時に外國若は本法を施行せざる帝國領土に於て發行する新聞に對しては前顯第一九條列擧の各號の一に該當した場合悉く之が處分を認めた。外國の立法例に於ても、例へば獨逸、佛國の如きは自國外に於て發行する出版物に對して嚴重なる取締を爲し或は特に行政處分としての頒布禁止さへ認めるものがある。然し乍ら理論から云ふと單に發行地が異なるの理由から特に本案の如く禁止權の範圍を擴張することは如何にしても根據のない所である。否最も一般の例から見れば、外國發行のものは殆ど總てが外國語を以てするものであるから、國內法益が因つて侵害

外國發行
出版物に
對する頒
布禁止處
分

名譽毀損
罪

さるゝ程度は内地發行の邦語を以てするものと同日の論ではない。其の範圍程度は極めて狹減さるゝであらう。のみならず原語を以て禁止處分になつたものも、之を翻譯したものは禁止處分を免るゝ結果を來すであらう。又例へば同じ英字新聞であつても内地に發行すると臺灣に發行するとに依りて取扱上如斯雲泥の差の生じて來ることの矛盾も全然了解し得ない所である。

第三に本案は名譽毀損罪を出版犯罪とし、第四五條に規定したのは異色である、曰く「新聞紙ニ掲載シタル事項ニシテ故意又ハ過失ニ依リ人ノ名譽ヲ毀損シ若ハ信用ヲ害シタルトキハ、被害者ノ告訴ニ依リ編輯人ヲ千圓以下ノ罰金ニ處ス、前項ノ場合ニ於テ惡意ニ出テス專ラ公益ノ爲ニスルモノト認ムルトキハ裁判所ニ於テ被告人ニ事實ノ證明ヲ許シ、證明ヲ得タルトキハ其ノ行爲ハ之ヲ罰セス公訴ニ關聯スル損害賠償ニ對シテハ其ノ義務ヲ免ス」と。本條の特色は新聞紙法上の名譽毀損罪を總て編輯人の責任としたことは犯罪成立の場合を極端に局限したことである。我出版法規の構成が出版犯罪を特別法規とした主義から見ると名譽毀損罪をも之に規定することはその主義を一貫せしむるものと言ふべく、吾人も賛意を表したい。然し總ての場合に編輯人のみの責任を問ふに過ぎないのは考慮の餘地存するものと思ふ。又故意又は過失に依つて人の名譽を毀損した場合でも事實證明を許す如きは實に吾人の採らざる所である。其の理由は數次論じた所で

あるから茲に省略する。

終りに本案は發行禁止の場合を前掲第一九條第一號及第二號に該當する事項を掲載したる爲め處罰せらるゝ場合にのみ限局せんとするのであるが、風俗壞亂罪を除外したこと以外には大體正鵠を得たものと思ふ。

第四項 第四十五議會國民黨提出出版取締法案

大正十一年二月三日衆議院に提出せられ三月二日委員附託となつたが其の審査終了するに至らなかつた。本案は、最近に於ける改正意見であると共に又最も研究に意を用ひたもので、從來民間に叫ばれた改正案中最も出色なるものである。第一に出版法規の改善を痛切に主張するものは法規と最も交渉の多い新聞關係者か、若は其の要求に動かされた人達であつたから、其の改正を主張する所、其の法規の不備を訴ふる所、何れも皆新聞紙法に限られて居り、出版法の改正に付ても從來殆ど其の聲を聞かなかつた。然るに奚ぞ知らん出版法は遠く明治二十六年の設定に係るものであつて若し改正の必要があるとするならば、新聞紙法と其の間何等異なる所がない。既に等しく出版物であり乍ら新聞紙と普通刊行物が其の適用法規を異にすることが抑々不條理であるの

出版法新
紙法の統
一規定

で單一法の下に之を統一し不備を改むるに若かざることは明白な理論である。本案は茲に着眼する所あり、稱して「出版取締法」とし統括規定するの主義を採つたことは先づ最も注目し値する長所である。

本案の各條に付ての詳細な批判は他日の機會に譲つて其の特異な點に關して概論して見たい。

(一)保證金制度の廢止 從來の改正案に此の不合理な時代思潮に背馳する保證金制度なるものに一指だも觸れたものゝなかつたことは、寧ろ吾人の非常に意外とする所である。或は大資本を擁する現代の新聞紙にとつて小額の保證金は痛痒を感じないのであつたかも知れない。然し本制度の存廢は打算的な利害問題を離れた純理論に立脚しなければならぬ。本案が時代の趨勢に鑑みて此の廢止意見に出たことは明かに一進歩である。

(二)禁止事項の列舉 本案も前案と同様の主義を採つて禁止事項を列舉した(本案第二四條)

一、天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太孫、皇族、神宮及皇陵ニ對シ不敬ニ涉ル事項

二、暴力ニ依リ國家又ハ社會ノ組織ヲ變改セムトスル事項

三、犯罪ヲ煽動シ若ハ曲庇シ又ハ犯罪人若ハ刑事被告人ノ犯罪行爲ヲ賞揚シ又ハ刑事被告人ヲ陷害スル事項

保證金制
度の廢止

禁止事項
の列舉

四、公判ニ付スル以前ニ於テ豫審判事ノ特ニ指定シタル豫審中ノ事項若ハ公開セサル裁判ノ内容

五、軍事外交ノ機密ニ關シ掲載ヲ禁セラレタル事項及官公署又ハ法令ヲ以テ組織シタル會議ニ於テ公ニセサル文書又ハ公開セサル議會ノ議事

六、虚偽誇張亂倫猥褻ノ文言圖書ヲ掲載シテ社會人心ヲ動搖セシメ又ハ善良ナル風俗ヲ壞亂スル事項但シ研究ノ爲メ特定ノ者ニ頒布スル目的ヲ以テ豫メ當該官廳ノ許可ヲ得テ出版スルモノハ此ノ限リニ在ラス

右列舉事項中特異なものに付て評論して見る第一に現行法に所謂朝憲紊亂安寧秩序紊亂に代ふるに本案は右第二號の規定を用ひた。其の所謂「國家又ハ社會組織ヲ變改セムトスル事項」が前者と代つて何れだけ明白な意義や一定の解釋を有するものなるや否や甚だ疑問なきを得ない。殊に國家組織や社會組織の意義に至つて其の曖昧なることは決して前者に譲らぬと信ずる。「暴力ニ依リ」なる字句が適當なるや否やは別問題とするも唯手段の不法性をその要素としたことは明かに從來の面目を一新したものである。但し手段方法を明示せず若は合法手段に依るも、國家組織を變改せむとするが如き事項の宣傳主張を放置することが果して言論政策上是認さるべきものなり

や否やの懸案が残ると思ふ。詳細は本論に於て述べた所である。

第二に第五號に於て軍事外交に關する機密事項の掲載差止權を認めた。吾人は此の差止權は戰時若は非常時に限局すべきものと信ずるが故に此の點に於て本案が更に一步を進めん事を望むのであるが本案の大なる缺點は、此の差止權が如何なる官廳の權限に屬するものなりや否やを明かにしないことである。別段の規定なくして當該事項の主務官廳に屬するものと解するを得ない。又若し出版取締の警察權を有する内務大臣とするならば更に失當を免れないものと思ふ。

第三に第六號の規定を考査するに其の法意は虚偽誇張亂倫の文言圖書を掲載して社會人心を動搖せしめ、又は猥褻の文言圖書を掲載して善良なる風俗を壞亂するもの、二であり、而して但書は兩者に通ずるものと思はれるが要するに難解な規定である。詳細な字句の論議は之を避けたいが以上の了解の下に之を討究して見ると先づ虚偽誇張の文言を掲載して社會人心を動搖せしむるものが悉く制禁に觸れるものとするならば、非常な不安を言論界に惹起するであらう。所謂社會人心を動搖せしめると云ふ字句が甚だ漠然として捕へ難きことは寧ろ所謂「安寧秩序の紊亂」と同日の比ではない。假令之に一定の解釋を下し得たとしても拙速を尊び社會人心の飛耳張目を期して居る新聞紙其の他の出版物の掲載事項に時に不實あり、誇張あることは數の免れ得ない所であ

るまいか。而して社會人心を動搖せしむるや否や行政官廳の自由認定に依つて禁止處分に付せらるゝものならば甚しき言論自由の制限であり、畏怖すべき脅威であらねばならぬ。

次に本號は猥褻なる文書を掲載して風俗を壞亂する場合を擧げたが舊提案に所謂亂倫を除外し猥褻事項にのみ限局するに至つたのは再考を要する點であらう、若し其れ同號但書を見るに至つては更に啞然たらざるを得ない。假令研究の爲め特定の者に頒布する目的を有するとしても、明白に所謂「社會人心ヲ動搖セシメ又ハ善良ナル風俗ヲ壞亂スル文書」に對して「當該官廳ノ許可」が理論上有り得やうか、又認めらるべきものであらうか。研究と特定頒布と言ふ事が夫れ程例外を求むる理由となるであらうか。本文と但書とは驚くべき撞着の存することは何人も看取し得るであらう。

(三)發賣禁止處分 本案第二五條は前掲二四條に列擧したる各號の一に該當したりと認むる場合に於ては内務大臣に發賣禁止處分をなし得るものとした。吾人は茲に於て疑ひなきを得ない。即ち發賣禁止處分の全廢若は制限が漸く時代の熾烈な要求になつて居るに拘らず本案は此の叫びに耳を藉さずして更に禁止權の範圍を擴張せんとしてゐる。何となれば(詳細は他日に譲る)犯罪の曲庇、刑事被告人の陷害、豫審の内容、公開禁止裁判の内容、公開せざる議會の議事、公にせ

發賣禁止處分

禁止權の擴張

ざる會議の文書等の出版物に掲載するも此の種の事項が現行法に所謂安寧秩序の紊亂に該當することは容易に想像し得ない所である。然るに本案は汎く事項を列擧して制禁に觸れたる場合は當然禁止し得べきものとしたから現行法の下に於て殆ど禁止圏外にあつたものまで法規上必要に及ぶことゝなつた。代表的な改正運動として本案が此の如く退嬰的であるとすれば出版法規改正の輿論が那邊に彷徨して居るかを知るに足るであらう。

(四)行政裁判の出訴權 第二五條第三項の認むる所であるが詳細は前述した所に譲る。只本案は單に出訴權を認めただけで前掲新聞紙法改正期成同盟會案と異り要償權を認めないから其の效果と健訟の弊とは益々功罪相償はぬではなからうか。

(五)差押刊行物の分割返還 第二六條に曰く「前條ノ規定ニ依リ差押ヘタル刊行物ニシテ製本ノ體裁ニ依リ其ノ差押フヘキ部分ト其ノ他ノ部分ト分割シ得ヘキ場合ニ於テ發行者ノ請求アルトキハ之ヲ分割シ差押ヲ要セサル部分ヲ返還スルコトヲ要ス、但シ之カ爲メ必要ナル費用ハ發行者之ヲ負擔ス」と。其の趣旨は大體に於て同意を表する。唯差押は刊行物に對して爲されるものであるから、假令其の刊行物が分割し得る體裁を有して居つても、刊行物が全體として制禁に觸るゝものなるときは、當該差押官廳の返還義務と如何にして調和するか。かゝる場合に本條が適用

行政裁判の出訴權

差押刊行物の分割返還

ないとするならば寧ろ取締上の支障の有無を要件とした方が一層適確ではあるまいか。本條の趣旨は要するに禁止處分の目的が害惡記事を社會から隔離するにあつて經濟上の損害を與へるのが目的でないからなるべく此の損害の程度を軽減せしめんとするに在ると思はれるが、此の酌量は差押處分の十分なる効果を妨げない範圍に於いて是認さるべきものなることは苟くも法が一方に差押の實力を規定し其の必要を認めたら以上當然であると信ずる。

發行禁止

(六)發行禁止

本案第三九條の規定に依れば第三六條に依り處罰せらるゝ場合即ち掲載事項

發行禁止
權の擴張
の不當

が第二四條各號の一に該當し刑事處分に附せらるゝ場合に於て裁判所に發行禁止を認めた。吾人は茲に到つて再び本案の保守的主義、言論機關に對して非常な制限主義を採つて居る事を知るのである。發行禁止處分の廢止は個人の自由權の尊重に醒めた痛切な欲求であり尠くとも緊要なる場合にのみ限局すべきものであることは理論上論のない所である。屢々苛酷を訴へらるゝ現行法の下でさへ此の司法處分は、陸海軍大臣外務大臣の差止命令違反、安寧秩序紊亂、風俗壞亂及尊嚴冒瀆、朝憲紊亂の理由に依りて處罰せられたる場合にのみ限られたるに反し、本案は更に第二四條列舉事項の掲載に依つて處罰せらるゝ場合を悉く包含せしめたのである。其の不當なる禁止權の擴張であることは炳乎として明かである。例へば新聞紙が公にせざる會議の議事若は豫審の

内容を掲載したる爲め本案第三六條第三項に依り著作者、發行者、編輯者を各々三ヶ月以下の禁個又は五百圓以下の罰金に處したる上に裁判所は其の新聞紙に對して發行禁止を宣告することを得るが如きは寔に立案の理由を識る由もない。峻嚴苛酷斯くの如くんば正に言論界の恐慌來であらう。況んや本條は定期刊行物と限定せず單に「其ノ刊行物ノ出版ヲ禁止スルコトヲ得」として居る。(定期刊行物は一定の題號を用ふること及定期に一ヶ月一回以上出版のものたることを要件とするが故に其の以外のものは所謂普通刊行物である。)既に定期刊行物を特に區別して規定した以上其の他の刊行物に發行禁止處分を認めることは全く了解し得ない所である。殊に所謂單行本に對する出版禁止は其の意味を成さない。言論自由の唱導さるゝ今日、此種の規定の出現は時代錯誤の甚だしいものと言はねばならぬ。要するに本案は出版法新聞紙法とを合併規定したこと、保證金廢止とに就て出色なものであるが、禁止事項の列舉と發行禁止との規定で改正の趣旨が無に終つたものと言はねばならぬ。併し乍ら本案も亦改正運動の急先鋒として輿論を刺戟したことは顯著であつて、他日必ずや時代の要求と相俟ち、其の主義を改め陣容を異にして世論に訴ふることあるべきを期待する。

第二節 結論

改正輿論
の遲疑

以上論述した所に依つて吾人は我現行出版法及新聞紙法は幾多の缺點があり、理論上首肯し難い批難が多々あることを知つた。而して個人の自由權に確實に覺醒した時代思想は必然茲に着眼して其の改正を絶叫するであらうし、又文化の發達を期する上から斯くあらねばならぬと信ずる。言論の自由は個人の生存と社會國家の進歩に絶大の影響を有し従つて之が取締規定は亦之と緊密な關係に在ることゝは屢々述べたる所であるが、吾人は輿論の態度が案外情熱に乏しく其の研究が豫想外に淺薄であるのを遺憾とするのである。前項に於て知る如く輿論に問はれた改正案中に發行禁止や發賣禁止處分の撤廢を曾て呼號した者があつたか。新聞紙の保證金制度の廢止の如きも漸く今年に至つて見るに及んだに過ぎないではないか。更に降つては現行法に所謂安寧秩序の紊亂を分解列擧すべしと云ふ意見に應じた規定に付て見るも、果して研鑽琢磨の痕跡を看取るであらうか。或案に至つては寧ろ形骸を擁して眞髓を逸して居る批難を免れ得ないのではないか。觀じ來れば改正案の前途、尙まだ頗る悲觀せざるを得ない。否寧ろ世の所謂識者學者が此の點に意を用ひ力を竭すことの頗る冷淡であつたことを怪しまざるを得ない。

纏つて現行法規の最も主要な研究討査すべき問題であつて世論に問いたひものを要約して見ると、第一に新聞紙法出版法の合併規定である。現在二法とも存して居ることが單に沿革的理由に基くものと見る外採り所がなく、従つて出版物の性質や取締の點から見ても其の統一は殆ど論のない所であると思ふ。

第二には發賣頒布禁止處分に關する考察である。此の問題には更に禁止處分全廢論と制限論とあり且つ制禁事項を列擧すべきの説とがある。蓋し出版法規全體を通じ最も重要にして且つ最も困難なる論點であらう。制禁事項を列擧し且つ努めて處分權を制限すべきものなることは論のない所であり、善く時代の要求に應ずるものであると思はれる。更に進んでは其の全廢論に付ても十分講究を盡さねばならぬ。假令害惡記事を社會から隔離して法益侵害の程度を輕減し若は未然に豫防せんとすることが國家社會の必要なる防衛手段であるとして是認されたにしても單純な行政官廳の自由裁量に依つて之が決定さるゝ事に付ての非難は理論上到底免れ得ない所であらねばならぬ。若しも此の撤廢の純理論が因習や沿革の羈絆を斷ち切ることが出來ないとすれば又社會の實情が急激に其の貫徹を容さぬとすれば問題は制禁事項の規定に立ち返つて來る。是れ亦決して易々たる問題ではないけれども、一定の主義を樹立するならば、余は主として立法技術の問題

改正の論
點

であつて困難はないと信ずる。

撤廢説に對する折衷論とも見る可き方法は曾て明治三十年法律第九號の一部改正法が執つたものである。即ち掲載事項が一定の制禁事項に牴觸するものと認め告發を爲す場合に内務大臣に發賣頒布の停止權、並に假差押權を認めるのである。告發を前提として停止及差押であるが故に司法裁判の結果犯罪が構成しなかつた場合は當然解除されねばならぬ。該法は原則として出版取締は司法處分として行政處分を廢止するものであつて、是亦一方法であるが、若し此の方法に依るとせば其の裁判は特別の構成を必要とする。何となれば、出版物の本質上其の判決が迅速になされなければ、其の停止も差押も結果に於ては現行の行政處分と同一に歸するからである。要するに發賣禁止處分並に之に關連する制禁事項の列擧は現行出版法規の改正に付て眞の骨子であり研究に値する所であると信ずる。

第三は新聞紙の保證金制度廢止である。是は曾て述べた如く理論上殆ど反對すべき理由を見出し得ない所であるが、具體案として本年始めて國民黨案に之を發見し得たに止まり或は却つて新聞經營關係者の口から保證金の増額論を聽くに至つては思ひ半ばに過ぎるものがある。

第四は發行禁止處分の廢止若は制限に關する題目であるが詳細は既に述べた所に譲りたい。

以上四點が改正意見の要諦であると思ふ。輓近一方に極端な個性の解放が提唱せられ、社會思想の混亂晦冥其の歸する所を知らない。而して他方共產主義や無政府主義の國際的實際運動が虎視眈々として其の一角に蟠居して居るのを見るならば、言論自由と其の一定の羈束との間の關係が如何に重大なる使命を國家生活の上に有するかを知るのである。菲才自ら拙ち拙劣な筆を執つて敢て稿を起し章節を重ねたのも此の研究の一助たらんことを冀つた爲めに外ならぬ。

附 錄

● 出版法(明治二十六年四月十四日法律第十五號)

第一條 凡ソ機械舎密其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス文書圖書ヲ印刷シテ之ヲ發賣シ又ハ頒布スルヲ出版ト云ヒ其ノ文書ヲ著述シ又ハ編纂シ若ハ圖書ヲ作爲スル者ヲ著作者ト云ヒ發賣頒布ヲ擔當スル者ヲ發行者ト云ヒ印刷ヲ擔當スル者ヲ印刷者ト云フ

第二條 新聞紙又ハ定期ニ發行スル雜誌ヲ除クノ外文書圖書ノ出版ハ總テ此ノ法律ニ依ルヘシ但シ專ラ學術、技藝、統計、廣告ノ類ヲ記載スル雜誌ハ此ノ法律ニ依リ出版スルコトヲ得

第三條 文書圖書ヲ出版スルトキハ發行ノ日ヨリ到達スヘキ日數ヲ除キ三日前ニ製本二部ヲ添ヘ内務省ニ届出ヘシ

第四條 官廳ニ於テ文書圖書ヲ出版スルトキハ其ノ

官廳ヨリ發行前ニ製本二部ヲ内務省ニ送付スヘシ

第五條 出版届ハ著作者又ハ其ノ相續者及發行者連印ニテ之ヲ差出スヘシ但シ非賣品ハ著作者又ハ發行者ノミニテ届出ルコトヲ得

【版權】ノ保證ナキ文書圖書ヲ出版スルトキ若ハ著作者又ハ其ノ相續者ヲ知ルヘカラサルトキハ其ノ由ヲ記シ發行者ヨリ差出スヘシ

學校、會社、協會等ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ出版スル文書圖書ハ其ノ學校、會社、協會等ヲ代表スル者發行者ト連印シテ之ヲ届出ヘシ

第六條 文書圖書ノ發行者ハ文書圖書ノ販賣ヲ以テ營業トスル者ニ限ル但シ著作者又ハ其ノ相續者ハ發行者ヲ兼スルコトヲ得

第七條 文書圖書ノ發行者ハ其ノ氏名、住所及發行ノ年月日ヲ其ノ文書圖書ノ末尾ニ記載スヘシ

第八條 文書圖書ノ印刷者ハ其ノ氏名、住所及印刷ノ年月日ヲ其ノ文書圖書ノ末尾ニ記載シ住所ト印刷所ト同シカラサルトキハ印刷所ヲモ記載スヘシ

印刷所若數人ノ共有ニ係ルトキハ營業上其ノ印刷所ヲ代表スル者ヲ以テ印刷者トス

前二項ノ印刷所ニシテ若營業上慣行ノ名稱アルモノハ其ノ名稱ヲモ記載スヘシ

第九條 書簡、通信、報告、社則、塾則、引札、諸藝ノ番附諸種ノ用紙證書ノ類及寫真ハ第三條第六條第七條第八條ニ據ルヲ要セス但シ第十六條第十七條第十八條第十九條第二十一條第二十六條第二十七條ニ觸ル、者ハ此ノ法律ニ依テ處分ス

第十條 文書圖畫ノ冊號ヲ逐ヒ順次ニ出版スル者ハ其ノ都度第三條ノ手續ヲ爲スヘシ但シ雜誌類ニ在テハ内務大臣ノ許可ヲ經テ其ノ手續ヲ省略スルコトヲ得

此ノ法律ニ依リ出版スル雜誌ニシテ十二箇月間一回ヲモ發行セサルトキハ廢刊シタルモノト看做スヘシ

第十一條 一タヒ出版届ヲ爲シタル文書圖畫ノ再版ハ出版届ヲ要セスト雖若改正増減シ又ハ註解、附

纂シテ一部ノ書ト爲ストキハ編纂者ヲ著作者ト看做スヘシ

前條第一項ノ末段及第二項第三項ハ本條ニ適用スヘシ

第十四條 翻譯ハ翻譯者ヲ以テ著作者ト看做スヘシ

第十五條 學校、會社、協會等ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ出版スル文書圖畫ハ其ノ出版届ニ署名シタル

代表者ヲ以テ著作者ト看做スヘシ

第十六條 罪犯ヲ曲庇シ又ハ刑事ニ觸レタル者若ハ刑事裁判中ノ者ヲ救護シ若ハ賞恤スルノ文書ヲ出版スルコトヲ得ス

第十七條 重罪輕罪ノ豫審ニ關スル事項ハ公判ニ付セサル以前ニ於テ之ヲ出版スルコトヲ得ス

傍聽ヲ禁シタル訴訟ノ事項ハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

第十八條 外交軍事其ノ他官廳ノ機密ニ關シ公ニセサル官ノ文書及官廳ノ議事ハ當該官廳ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

録、繪畫等ヲ加ヘタルトキハ仍第三條ニ依ルヘシ

第十二條 演說若ハ講義ノ筆記ハ演說者若ハ講義者ヲ以テ著作者トス但シ筆記者ニ於テ演說者若ハ講義者ノ承諾ヲ得テ自ラ之ヲ出版スルトキハ筆記者ヲ著作者ト看做スヘシ此ノ場合ニ於テ記載ノ事項第十六條第十七條第十八條第十九條第二十一條第二十六條第二十七條ニ觸ル、トキハ演說者若ハ講義者筆記者ト同ク其ノ罪ヲ論ス

公開ノ席ニ於テ爲シタル演說ヲ新聞紙若ハ雜誌ノ通信者ニ於テ筆記シ其ノ新聞紙若ハ雜誌ニ記載シタルモノ及總テ演說者講義者ノ承諾ヲ經スシテ其ノ筆記ヲ出版シタルモノニ關シテハ演說者若ハ講義者ハ著作ノ責ニ任セズ

公開ノ席ニ於テ爲シタル演說ノ外ハ講義者又ハ演說者ノ許諾ヲ經ルニ非サレハ他人ニ於テ其ノ筆記ヲ出版スルコトヲ得ス但シ本項ニ違フ者ハ【版權法】ニ據リ其ノ責ニ任セシム

第十三條 二種以上ノ著作若ハ演說講義ノ筆記ヲ編

法律ニ依リ傍聽ヲ禁シタル公會ノ議事ハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

第十九條 安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムル文書圖畫ヲ出版シタルトキハ内務大臣ニ於テ其ノ發賣頒布ヲ禁シ其ノ刻版及印本ヲ差押フルコトヲ得

第二十條 外國ニ於テ印刷シタル文書圖畫ニシテ安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルトキハ内務大臣ハ其ノ文書圖畫ノ内國ニ於ケル發賣頒布ヲ禁シ其ノ印本ヲ差押フルコトヲ得

第二十一條 軍事ノ機密ニ關スル文書圖畫ハ當該官廳ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

第二十二條 第三條ノ届出ヲ爲サスシテ文書圖畫ヲ出版シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條 第六條ヲ犯ス者ハ十一日以上三月以下ノ【輕禁錮】又ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條 發行者自己ノ氏名、住所又ハ發行ノ年

月日又ハ印刷者ノ氏名、住所又ハ印刷ノ年月日ヲ其ノ發行スル文書圖書ニ記載セス其ノ之ヲ記載スルモ實ヲ以テセサル者ハ二圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十五條 印刷者自己ノ氏名、住所又ハ印刷ノ年月日ヲ其ノ印刷スル所ノ文書圖書ニ記載セス若ハ之ヲ記載スルモ實ヲ以テセサル者ハ罰前條ニ同シ住所ト印刷所ト同シカラサルトキ及印刷所ニシテ營業上慣行ノ名稱アルトキ印刷所及名稱ヲ記載セサル者亦前項ニ同シ

第二十六條 政體ヲ變壞シ國憲ヲ紊亂セムトスル文書圖書ヲ出版シタルトキハ著作、發行者、印刷者ヲ二月以上二年以下ノ【輕禁錮】ニ處シ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二十七條 風俗ヲ壞亂スル文書圖書ヲ出版シタルトキハ著作、發行者ヲ十一日以上六月以下ノ【輕禁錮】又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十八條 第十六條第十七條第十八條第二十一條

ニ觸ルル文書圖書ヲ出版シタルトキハ著作、發行者ヲ十一日以上一年以下ノ【輕禁錮】又ハ十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 第二十條ニ依リ發賣頒布ヲ禁セラレタル文書圖書ヲ發賣頒布シタル者罰前項ニ同シ其ノ未タ發賣頒布セサル文書圖書ハ之ヲ沒收ス

第二十九條 第二十六條第二十七條第二十八條ノ場合ニ於テ刻版及印本ハ檢事ニ於テ假ニ之ヲ差押フルコトヲ得

第三十條 前條ノ差押ヲ爲ストキハ製本ノ體裁ニヨリ其ノ差押フヘキ部分ト他ノ部分ト分割シ得ルニ於テハ之ヲ分割スルコトアルヘシ

第三十一條 文書圖書ヲ出版シ因テ誹毀ノ訴ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ私行ニ涉ルモノヲ除クノ外裁判所ニ於テ専ラ公益ノ爲ニスルモノト認ムルトキハ被告人ニ事實ノ證明ヲ許スコトヲ得若之ヲ證明シタルトキハ其ノ罪ヲ免ス損害賠償ノ訴ヲ受ケタルトキモ亦同シ

第三十二條 此ノ法律ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ自首減輕、【再犯加重、數罪俱發】ノ例ヲ用キス

第三十三條 此ノ法律ニ關スル公訴ノ時効ハ一年ヲ經過スルニ因テ成就ス

第三十四條 此ノ法律ニ依リ出版スル雜誌ニシテ其ノ記載ノ事項第二條ノ範圍外ニ涉ルトキハ内務大臣ハ此ノ法律ニ依リテ出版スルコトヲ差止ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ一箇年ヲ經ルニ非サレハ更ニ此ノ法律ニ依リ出版スルコトヲ得ス

第三十五條 文書圖書ヲ印刷スルトキハ直ニ發賣頒布セスト雖其ノ目的發賣頒布ニ在ルモノハ總テ此ノ法律ニ依ル

●新聞紙法(明治四十二年五月六日法律第四十一號)

第一條 本法ニ於テ新聞紙ト稱スルハ一定ノ題號ヲ用キ時期ヲ定メ又ハ六箇月以内ノ期間ニ於テ時期ヲ定メスシテ發行スル著作物及定時期以外ニ本著

附錄

三六七

著作物ト同一題號ヲ用キテ臨時發行スル著作物ヲ謂フ

同一題號ノ新聞紙ヲ他ノ地方ニ於テ發行スルトキハ各別種ノ新聞紙ト看做ス

第二條 左ニ掲クル者ハ新聞紙ノ發行人又ハ編輯人タルコトヲ得ス

- 一 本法ヲ施行スル帝國領土内ニ居住セサル者
- 二 陸海軍軍人ニシテ現役若ハ召集中ノ者
- 三 未成年者、禁治產者及準禁治產者
- 四 懲役又ハ禁錮ノ刑ノ執行中又ハ執行猶豫中ノ者

第三條 印刷所ハ本法ヲ施行スル帝國領土外ニ之ヲ設クルコトヲ得ス

第四條 新聞紙ノ發行人ハ左ノ事項ヲ内務大臣ニ届出ツヘシ

- 一 題號
- 二 掲載事項ノ種類
- 三 時事ニ關スル事項ノ掲載ノ有無

- 四 發行ノ時期、若時期ヲ定メサルトキハ其ノ旨
 - 五 第一回發行ノ年月日
 - 六 發行所及印刷所
 - 七 持主ノ氏名、若法人ナルトキハ其ノ名稱及代表者ノ氏名
 - 八 發行人、編輯人及印刷人ノ氏名年齢但シ編輯人二人以上アルトキハ其ノ主トシテ編輯事務ヲ擔當スル者ノ氏名年齢
- 前項ノ届出ハ持主又ハ其ノ法定代理人ノ連署シタル書面ヲ以テシ第一回發行ノ日ヨリ十日以前ニ管轄地方官廳ニ差出スヘシ
- 第五條 前條第一項第一號乃至第三號ノ事項ノ變更ハ變更ノ日ヨリ十日以前ニ第四號若ハ第六號ノ事項又ハ持主、編輯人、印刷人ノ變更ハ變更前又ハ變更後七日以内ニ前條ノ手續ニ依リ發行人ヨリ之ヲ内務大臣ニ届出ツヘシ但シ持主變更ノ届出ニハ死亡ニ因ル場合ノ外新舊持主又ハ其ノ法定代理人ノ連署ヲ要ス

- 第六條 死亡シ又ハ第二條ニ該當スルニ至リタル發行人ノ權利及義務ヲ承繼シタル發行人ハ其ノ發行人ト爲リタル日ヨリ七日以内ニ前條ノ手續ヲ爲スヘシ
 - 前項ノ場合ノ外發行人ノ變更ハ變更ノ日ヨリ十日以前ニ前條ノ手續ヲ爲スヘシ
 - 第七條 新聞紙ハ届出ヲ爲シタル發行時期又ハ發行休止ノ日ヨリ起算シテ百日間、三回發行ノ期間ヲ通シテ百日ヲ超ユル新聞紙ニ在リテハ三回發行ノ期間之ヲ發行セサルトキハ其ノ發行ヲ廢止シタルモノト看做ス
 - 第八條 發行人若ハ編輯人死亡シ又ハ第二條ニ該當スルニ至リ後任ノ發行人若ハ編輯人ヲ定メサル間又ハ發行人若ハ編輯人一箇月以上本法ヲ施行スル帝國領土外ニ旅行スル場合ニ於テハ假發行人若ハ假編輯人ヲ設クルニ非サレハ新聞紙ノ發行ヲ爲スコトヲ得ス
- 發行人及編輯人ニ關スル本法ノ規定ハ假發行人及

假編輯人ニ之ヲ準用ス

- 第九條 編輯人ノ責任ニ關スル本法ノ規定ハ左ニ掲クル者ニ之ヲ準用ス
 - 一 編輯人以外ニ於テ實際編輯ヲ擔當シタル者
 - 二 掲載ノ事項ニ署名シタル者
 - 三 正誤書、辯駁書ノ事項ニ付テハ其ノ掲載ヲ請求シタル者
- 第十條 新聞紙ニハ發行人、編輯人、印刷人ノ氏名及發行所ヲ掲載スヘシ
- 第十一條 新聞紙ハ發行ト同時ニ内務省ニ二部、管轄地方官廳、地方裁判所檢事局及區裁判所檢事局ニ各一部ヲ納ムヘシ
- 第十二條 時事ニ關スル事項ヲ掲載スル新聞紙ハ管轄地方官廳ニ保證トシテ左ノ金額ヲ納ムルニ非サレハ之ヲ發行スルコトヲ得ス
 - 一 東京市、大阪市及其ノ市外三里以内ノ地ニ於テハ二千圓
 - 二 人口七萬以上ノ市又ハ區及其ノ市又ハ區外一

里以内ノ地ニ於テハ千圓

- 三 其ノ他ノ地方ニ於テハ五百圓
- 前項ノ金額ハ一箇月三回以下發行スルモノニ在リテハ其ノ半額トス
- 保證金ハ命令ヲ以テ定ムル種類ノ有價證券ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得
- 第十三條 保證金ニ對スル權利及義務ハ發行人變更ノ場合ニ於テ後任發行人之ヲ承繼スルモノトス
- 第十四條 保證金ハ發行ヲ廢止シタルトキニ非サレハ其ノ還附ヲ請求シ又ハ其ノ債權ヲ讓渡スルコトヲ得ス但シ國稅徵收法及之ヲ準用スル法令ヲ適用シ又ハ名譽ニ對スル罪ニ因ル損害賠償ノ判決ヲ執行スルハ此ノ限ニ在ラス
- 第十五條 保證金ヲ納ムル新聞紙ニ關シ發行人又ハ編輯人罰金又ハ刑事訴訟費用ノ言渡確定ノ日ヨリ十日以内ニ之ヲ完納セサルトキハ檢事ハ保證金ノ全部又ハ一部ヲ之ニ充ツルコトヲ得
- 第十六條 保證金ハ其ノ額額ヲ生シタル場合ニ於テ

之ヲ填補スルニ非サレハ其ノ新聞紙ヲ發行スルコトヲ得ス但シ闕額ヲ生シタル日ヨリ七日以内ハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 新聞紙ニ掲載シタル事項ノ錯誤ニ付其ノ事項ニ關スル本人又ハ直接關係者ヨリ正誤又ハ正誤書、辯駁書ノ掲載ヲ請求シタルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル後次回又ハ第三回ノ發行ニ於テ正誤ヲ爲シ又ハ正誤書、辯駁書ノ全文ヲ掲載スヘシ
正誤、辯駁ハ原文ト同號ノ活字ヲ用ウヘシ
正誤、辯駁ノ趣旨法令ニ違反スルトキ又ハ請求者ノ氏名住所ヲ明記セサルトキハ之ヲ掲載スルコトヲ要セス

正誤書、辯駁書ノ字數原文ノ字數ヲ超過シタルトキハ其ノ超過ノ字數ニ付發行人ノ定メタル普通廣告料ト同一ノ料金を要求スルコトヲ得

第十八條 官報又ハ他ノ新聞紙ヨリ抄録セシ事項ニシテ官報又ハ新聞紙ニ於テ正誤シ又ハ正誤書、辯駁書ヲ掲載シタルトキハ本人又ハ直接關係者ノ請

求ナシト雖其ノ官報又ハ新聞紙ヲ得タル後前條ノ例ニ依リ正誤シ又ハ正誤書、辯駁書ヲ掲載スヘシ但シ料金を要求スルコトヲ得ス

第十九條 新聞紙ハ公判ニ付スル以前ニ於テ豫審ノ内容其ノ他檢事ノ差止めタル捜査又ハ豫審中ノ被告事件ニ關スル事項又ハ公開ヲ停メタル訴訟ノ辯論ヲ掲載スルコトヲ得ス

第二十條 新聞紙ハ官署、公署又ハ法令ヲ以テ組織シタル議會ニ於テ公ニセサル文書又ハ公開セサル會議ノ議事ヲ許可ヲ受ケスシテ掲載スルコトヲ得ス請願書又ハ訴訟書ニシテ公ニセラレサルモノ亦同シ

第二十一條 新聞紙ハ犯罪ヲ煽動若ハ曲庇シ又ハ犯罪人若ハ刑事被告ノ人ヲ賞恤若ハ救護シ又ハ刑事被告ノ人ヲ陷害スルノ事項ヲ掲載スルコトヲ得ス

第二十二條 第四條乃至第六條ノ届出ヲ爲サス若ハ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセス又ハ保證金ヲ納メ若ハ之ヲ填補スヘキ場合ニ於テ之ヲ納メ若ハ之ヲ填補

セスシテ發行シタルトキハ正當ノ届出ヲ爲シ又ハ保證金ヲ納メ若ハ之ヲ填補スル迄管轄地方官廳ニ於テ新聞紙ノ發行ヲ差止めムヘシ

第二十三條 内務大臣ハ新聞紙掲載ノ事項ニシテ安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルトキハ其ノ發賣及頒布ヲ禁止シ必要ノ場合ニ於テハ之ヲ差押フルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ内務大臣ハ同一主旨ノ事項ノ掲載ヲ差止めムルコトヲ得

第二十四條 内務大臣ハ外國若ハ本法ヲ施行セサル帝國領土ニ於テ發行シタル新聞紙掲載ノ事項ニシテ安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルトキハ其ノ本法施行ノ地域内ニ於ケル發賣及頒布ヲ禁止シ必要ナル場合ニ於テハ之ヲ差押フルコトヲ得

新聞紙ニ對シ一年以内ニ二回以上前項ノ處分ヲ爲シタルトキハ内務大臣ハ其ノ新聞紙ヲ本法施行ノ地域内ニ輸入又ハ移入スルヲ禁止スルコトヲ得

第二十五條 前條第二項ニ依ル禁止ノ命令ニ違反シテ輸入又ハ移入シタル新聞紙及第四十三條ニ依ル禁止ノ裁判ニ違反シテ發賣又ハ頒布スルノ目的ヲ以テ印刷シタル新聞紙ハ管轄地方官廳ニ於テ之ヲ差押フルコトヲ得

第二十六條 本法ニ依リ差押ヘタル新聞紙ニシテ二年以上其ノ差押ヲ解除セラレサルトキハ差押ヲ執行シタル行政官廳ニ於テ之ヲ處分スルコトヲ得

第二十七條 陸軍大臣、海軍大臣及外務大臣ハ新聞紙ニ對シ命令ヲ以テ軍事若ハ外交ニ關スル事項ノ掲載ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第二十八條 第二條ニ該當スル者ニシテ事實ヲ詐リ發行人又ハ編輯人ト爲リタルトキハ三月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九條 第三條ニ違反シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十條 第四條乃至第六條ノ届出ヲ爲サス若ハ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセス又ハ第四條第一項第一

號、第四號乃至第六號ニ關シ届出ノ事項ニ違反シタル行爲ヲ爲シ又ハ第十一條ニ違反シタルトキハ發行人ヲ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十一條 第四條第一項第二號又ハ第三號ニ關シ届出ノ事項ニ違反シタル行爲ヲ爲シタルトキハ發行人及編輯人ヲ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十二條 第八條第一項ニ違反シタルトキハ發行人死亡シ又ハ第二條ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テハ實際發行ヲ爲シタル者、其ノ他ノ場合ニ於テハ發行人ヲ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十三條 第十條ニ違反シ又ハ掲載ニ實ヲ以テセサルトキハ發行人及編輯人ヲ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十四條 第十二條第一項、第二項、第十六條ニ違反シ又ハ第二十二條ニ依ル差止ノ命令ニ違反シタルトキハ發行人ヲ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 第十七條第一項、第二項又ハ第十八條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十九條 第二十三條第一項、第二十四條第一項、第二十五條ニ依ル差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三百以下ノ罰金ニ處ス

第四十條 第二十七條ニ依ル禁止又ハ制限ノ命令ニ違反シタルトキハ發行人、編輯人ヲ二年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スル事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキハ發行人、編輯人ヲ六月以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十二條 皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ政體ヲ變改シ又ハ朝憲ヲ紊亂セムトスルノ事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキハ發行人、編輯人、印刷人ヲ二年以下ノ禁錮及三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條 第四十條乃至第四十二條ニ依リ處罰スル場合ニ於テ裁判所ハ其ノ新聞紙ノ發行ヲ禁止スルコトヲ得

第四十四條 本法ニ定メタル犯罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セス

第四十五條 新聞紙ニ掲載シタル事項ニ付名譽ニ對スル罪ノ公訴ヲ提起シタル場合ニ於テ其ノ私行ニ涉ルモノヲ除クノ外裁判所ニ於テ惡意ニ出テス専ラ公益ノ爲ニスルモノト認ムルトキハ被告人ニ事實ヲ證明スルコトヲ許スコトヲ得若其ノ證明ノ確

ハ科料ニ處ス
前項ノ罪ハ私事ニ係ル場合ニ於テ告訴ヲ待テ之ヲ論ス
第三十六條 第十九條、第二十條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
第三十七條 第二十一條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ三月以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
第三十八條 第二十三條ニ依ル禁止若ハ差止ノ命令、第二十四條ニ依ル禁止ノ命令、第四十三條ニ依ル禁止ノ裁判ニ違反シタルトキハ發行人、編輯人ヲ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
情ヲ知リテ其ノ新聞紙ヲ發賣又ハ頒布シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
第三十九條 第二十三條第一項、第二十四條第一項、第二十五條ニ依ル差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三百以下ノ罰金ニ處ス
第四十條 第二十七條ニ依ル禁止又ハ制限ノ命令ニ違反シタルトキハ發行人、編輯人ヲ二年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

ハ科料ニ處ス

前項ノ罪ハ私事ニ係ル場合ニ於テ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第三十六條 第十九條、第二十條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 第二十一條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ三月以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條 第二十三條ニ依ル禁止若ハ差止ノ命令、第二十四條ニ依ル禁止ノ命令、第四十三條ニ依ル禁止ノ裁判ニ違反シタルトキハ發行人、編輯人ヲ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

情ヲ知リテ其ノ新聞紙ヲ發賣又ハ頒布シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條 第二十三條第一項、第二十四條第一項、第二十五條ニ依ル差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三百以下ノ罰金ニ處ス

第四十條 第二十七條ニ依ル禁止又ハ制限ノ命令ニ違反シタルトキハ發行人、編輯人ヲ二年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

立ヲ得タルトキハ其ノ行爲ハ之ヲ罰セス公訴ニ關聯スル損害賠償ノ訴ニ對シテハ其ノ義務ヲ免ル

新聞紙條例ハ之ヲ廢止ス
本法施行前ヨリ發行スル新聞紙ニシテ本法ノ規定ニ依リ保證金ニ關額ヲ生スルニ至リタルトキハ本法施行ノ日ヨリ三年間其ノ填補ヲ猶豫ス
第二十六條ノ規定ハ本法施行前ノ差押ニ係ル新聞紙ニ之ヲ準用ス

附則

立ヲ得タルトキハ其ノ行爲ハ之ヲ罰セス公訴ニ關聯スル損害賠償ノ訴ニ對シテハ其ノ義務ヲ免ル
新聞紙條例ハ之ヲ廢止ス
本法施行前ヨリ發行スル新聞紙ニシテ本法ノ規定ニ依リ保證金ニ關額ヲ生スルニ至リタルトキハ本法施行ノ日ヨリ三年間其ノ填補ヲ猶豫ス
第二十六條ノ規定ハ本法施行前ノ差押ニ係ル新聞紙ニ之ヲ準用ス

●届出書式

○出版 届

「著作者ノ氏名稱號」著（若ハ編纂、演說、講義、翻譯）

一 文書圖畫ノ題號

全何冊（枚）

右出版法ニ依リ 年 月

日ヨリ發行候間製

本二部相添此段御届申上候也

年 月 日

原籍及住所

發行者商號

氏 名

原籍及住所

年 齡

著作者（著作者死亡ノ場合ハ相續者）

氏 名

内務大臣宛

○再版 届

「著作者ノ氏名稱號」著（若ハ編纂、演說、講義、翻譯）

一 文書圖畫ノ題號

全何冊（枚）

一 初版發行年月日

右出版法ニ依リ 年 月

日ヨリ發行候間製

本二部相添此段御届申上候也

年 月 日

原籍及住所

發行者商號

氏 名

原籍及住所

年 齡

著作者（著作者死亡ノ場合ハ相續者）

氏 名

内務大臣宛

○學術（技藝、統計、廣告）雜誌出版届

一、雜誌ノ題號

第 號

右ハ専ラ學術（技藝、統計、廣告）ニ關スル事項ヲ記載シ出版法ニ依リ 年 月 日ヨリ發行候間製本二部相添此段御届申上候也

年 月 日

原籍

現住所

編輯者

原籍

現住所

發行者

年 齡

内務大臣宛

附 錄

○學術（技藝、統計、廣告）雜誌出版手續省畧届

一、雜誌ノ題號

第 號ヨリ

右ハ専ラ學術（技藝、統計、廣告）ニ關スル事項ヲ記載シ出版法ニ依リ出版候間出版ノ都度届出ノ手續ヲ省畧シテ製本二部ノミ相納候様致度此段相願候也

年 月 日

原籍

現住所

編輯者

原籍

現住所

發行者

年 齡

内務大臣宛

○新聞紙發行届 (届書二通)

- 一、題號 何々
 - 二、掲載事項ノ種類 何々
 - 三、時事ニ關スル事項掲載ノ有無 何々
 - 四、發行ノ時期 毎月何回又ハ日刊
 - 五、第一回發行ノ年月日 年月日
 - 六、發行所ノ所在地及名稱 何々
 - 七、印刷所ノ所在地及名稱 何々
 - 八、持主ノ氏名及生年月日 何々
 - 原籍並居住地
 - 九、發行人(同上)
 - 十、編輯人(同上) 何々
 - 十一、印刷人(同上) 何々
- 右新聞紙法ニ據リ發行致候 (有保證新聞紙ノ發行ニ在リテハ——ニ付保證金何圓管轄廳ニ納メ置キ候——) 間此段及御届候也
- 年月日

○廢刊届

- 一、題號 何々
 - 右ハ大年 年月日 日限リ廢刊致候間此段及御届候也
- 年月日

發行人 氏名 印
持主 氏名 印

(持主法人ナルトキハ法定代理人ノ連署ヲ要ス)

發行人 氏名 印
持主 氏名 印

(持主法人ノ場合ハ法定代理人ノ連署ヲ要ス)

○何々新聞紙編輯人變更届 (變更届ノ一例)

- 一、現編輯人
 - 二、新編輯人
- 年月日

原籍居住地

右ノ通り大正 年 月ヨリ變更致候間此段及御届候也

年月日

發行人 氏名 印
持主 氏名 印

(持主法人ナルトキハ法定代理人ノ連署ヲ要ス)

内務大臣宛

出版物法論(完)

刊行

大正十一年十二月二十日印刷
大正十一年十二月廿三日發行

出版物法論與付
定價金參圓五拾錢



著者 宇野慎三

東京市神田區仲猿樂町一番地

發行者 波多野重太郎

東京市牛込區早稻田龜卷町百四十一番地

印刷者 吉原良三

發兌元 巖松堂書店

關西發賣所 巖松堂大阪支店
滿鮮發賣所 巖松堂京城支店

大坂市北區電話三一九七三番
曾根崎上三丁目電話大阪三一九七三番
朝鮮京城二丁目電話本局二四五六番

終

